

# 学 生 便 覧

(令和2年度)

独立行政法人 国立高等専門学校機構  
鶴岡工業高等専門学校



# 鶴岡工業高等専門学校校歌

芳賀秀次郎 作詞  
齋藤次郎 作曲

いきいきと (♩=92位)

みみみ ちらち ののの くくく ににに みみみ ちらち ののの くくく ののの ほほほ ななな  
 ちちち くらら ひひひ ももも ががが みみみ ががが ははは めめめ ぐぐぐ  
 るるる くいゆ にそふ はやば らまえ あああ あああ れれれ ららら ははは るるる わじぞ かかうの  
 こころのおろか にかさめ にした たつけ ちつく つまら ねこへ にとい をひは をとる しすか くらに  
 つまら ねこへ をひは をとる しすか くらに きせに せいほ だじん ののの えひみ ーーー いびら ちをい がゆづ かまか むむむ

## 鶴岡工業高等専門学校 校歌

一

みちのくに  
みちのくの花 咲き匂ひ  
最上川 めぐる 国原

ああ 吾等

春わかき この丘に 立ち

つねに 雄々しく

近代の 叡智 磨かむ

二

みちのくに  
みちのくの海 とどろきて  
浜なすの 赤き 磯山

ああ 吾等

友情の 旗 かざしつつ

真実 ひとすぢ

青春の 日々を 歩まむ

三

みちのくに  
みちのくの風 澄みわたり  
鳥海の 遠き 夕映

ああ 吾等

創造の 精神 ゆたけく

地平 遙かに

日本の 未来 築かむ

# 学 生 歌

♩ = 120

作詞 本間重一  
作曲 佐藤政春

流るるように

てん—にとど—ろくおおそのこえはあ—みらけんじの  
さけびなり さ—をてらすあのひかりあみらけんじに  
まほ—にそえゆ—きにそえあみらほまそをせよりつよ—く お  
とをみよあがとど—を ほつ—つとこ胸—になつサガ—な

二、地にうつりぬ おお その影は

我ら健児の 知友なり

明日を照らす あの明り

我ら健児に

希望を求め 勇気を求め

我らは進むぞ より高く

おお友よ見よ 我が友を

颯爽と 日本に立つ姿

三、空に高鳴る おお その歌は

我ら健児の 愛歌なり

永久に照らす あの光り

我ら健児に

希望を掴み 勇気を掴み

我らは進むぞ いつまでも

おお友よ見よ 我が友を

たのもしく 世界に立つ姿

# 鶴鳴寮寮歌

作詞・作曲

加藤正幸

♯ 4/4 ゆっくり

いどいど うろくにん まもひ よく ふく ぐひん べやぎ きまにに  
 しふま ろきき くてて うなふ すかき まれか くんふ ほよは ふうや のんめい なかもす にとに  
 たしこ わのう むいこ れてう くだす だふき けん るー しつう がちて のき ああ わりめ だいら ちしし  
 ゆうゆう じんじん てんてん ちちの のの なほあ みほめ にに うう たた れれ んん

一、怒浪に迷う 岩壁に

白く渦巻く 波嵐の中に

戯れ碎ける 潮の泡立ち

遊人天地の 波に打たれん

二、怒りに燃ゆる 火の山に

噴きて流れん 溶岩のもと

陵びて耐える 土の塵石

遊人天地の 炎に打たれん

三、暗雲低く 遠山に

巻きて吹きかう 疾風の渦に

轟々過ぎん 雨滴の嵐

遊人天地の 雨に打たれん

# 目 次

I	本校の概要	
	校訓・基本教育目標	
	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）	
	教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）	1
	沿 革	4
	学校運営組織	9
II	学則及び履修関係規則	
	鶴岡工業高等専門学校学則	11
	鶴岡工業高等専門学校学生準則	48
	本 科	
	創造工学科における学業成績の評価	
	並びに進級及び卒業の認定に関する規程	66
	試 験 心 得	72
	2年生進級時におけるコース配属方針	73
	創造工学科第4学年進級時における分野配属方針	75
	創造工学科第4学年及び第5学年の授業科目履修方針	78
	鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における	
	学修等に関する規程	92
	鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における	
	学修等に関する実施要項	97
	鶴岡工業高等専門学校本科のインターンシップに関する要項	100
	鶴岡工業高等専門学校CO-OP実習実施要項	106
	鶴岡工業高等専門学校社会実習実施要項	111
	鶴岡工業高等専門学校海外技術英語研修実施要項	116
	鶴岡工業高等専門学校自主探究活動実施要項	120
	鶴岡工業高等専門学校転コース規程	126
	鶴岡工業高等専門学校学生の表彰に関する内規	128
	専攻科	
	鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	130
	鶴岡工業高等専門学校単位互換実施に関する内規	133
	鶴岡工業高等専門学校専攻科授業の履修等に関する申し合わせ	135
	鶴岡工業高等専門学校専攻科のインターンシップに関する実施要項	137

III	学生生活関係規則	
	奨学制度について	139
	学校学生旅客運賃割引について	141
	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について	143
	交通安全について	145
	バイク通学の距離範囲図	148
	クラブ活動を行うに当たって	150
	鶴岡工業高等専門学校合宿に関する内規	152
	校舎等清掃実施要領	153
IV	センター	
	鶴岡工業高等専門学校総合メディアセンター図書利用規則	155
	鶴岡工業高等専門学校総合メディアセンター及び ネットワークの利用心得	158
V	学生会	
	鶴岡工業高等専門学校学生会会則	161
	鶴岡工業高等専門学校学生会基準	166
	鶴岡工業高等専門学校学生会会計細則	169
VI	学寮	
	鶴岡工業高等専門学校学寮規程	173
	鶴岡工業高等専門学校寮生心得	181
	日課表	189
	鶴岡工業高等専門学校学寮会計内規	190
	鶴岡工業高等専門学校寮生会会則	193
VII	卒業後の資格	
	卒業後の資格	197
VIII	諸手続	
	諸手続き一覧	199
IX	附録	
	学校納付金一覧	209
	令和2年度教員一覧	210
	校舎等の配置図	218



# I 本校の概要

校 訓

基本教育目標

卒業認定・学位授与の方針  
(ディプロマポリシー)

教育課程の編成・実施方針  
(カリキュラムポリシー)

沿 革

学校運営組織





### 校章の由来

山形県の「山」の文字を地として、「高専」の両側に出羽の国の「羽」を配し、鶴岡の「鶴」の華麗にして雄々しい羽ばたきを象徴する。



### ロゴマークの由来

直線と曲線は、正確さと柔らかい自由な発想を象徴し、鶴の飛翔をモチーフに、世界に羽ばたき、そして未来を創造できる人になって欲しいという願いが込められている。

## 校 訓

自 学 自 習  
理 魂 工 才

## 基本教育目標

1. 豊かな人間性と広い視野を持ち、社会人としての倫理を身につける
2. あらゆる学習を通じて思考力を鍛え、創造力に富んだ技術者になる
3. 専門分野の基礎を良く理解し、実際の問題に応用できる能力を培う
4. 意思伝達及び相互理解のため、十分なコミュニケーション力を養う

## 本 科

### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

- (A) 知識を統合し多面的に問題を解決する構想力を身につける。
- (B) 幅広い教養と技術者・研究者としての倫理を身につける。
- (C) ○○工学の基礎としての数学、自然科学の基礎学力を身につける。  
下線：機械工学(M)、電気電子工学(E)、情報工学(I)、化学および生物(B)
- (D) 専門分野の知識と情報技術を身につける。
- (E) ものづくりに関する幅広い対応能力を身につける。
- (F) 論理的表現力と外国語によるコミュニケーションの基礎能力を身につける。
- (G) ○○工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用して、実験・実習による実践力を身につける。  
下線：機械工学(M)、電気電子工学(E)、情報工学(I)、化学および生物(B)

## — 教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー） —

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を育成するために、一年生から専門教育を学修する以下のカリキュラム・ポリシーを定めています。

一般科目としては、人文社会、外国語、数学、自然科学、情報処理の基礎教育を行います。

機械コースでは、機械の設計や開発を行う技術者となるために必要な基盤となる力学系、材料系、熱・流体系、運動・制御系といった機械工学の専門知識を身につけるカリキュラムを構築しています。特にものづくりのための、設計・製図、加工の知識、そして、機械工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用するエンジニアリングデザイン能力習得に関する科目を開講しています。

電気・電子コースでは、エレクトロニクス分野、メカトロニクス分野、資源エネルギー分野、材料工学分野の技術者となるために必要な数学・物理系、回路系、エネルギー・機械系、計測・制御・情報系、設計・製図系、材料系、生産工学系、法規系などの専門知識が習得できるようにカリキュラムを構築しています。そして、電気電子工学分野を主とした幅広い知識と技術を活用するエンジニアリングデザイン能力習得に関する科目を開講しています。

情報コースでは、ハードウェアやソフトウェアの設計開発を行う技術者となるために必要な基盤となる機械系、電気電子系、情報通信系といった情報工学の専門知識を身につけるカリキュラムを構築しています。特にものづくりのための、ハードウェア、ソフトウェア及び両者の融合技術を活用するエンジニアリングデザイン能力習得に関する科目を開講しています。

化学・生物コースでは、化学・生物に関する主要基礎科目として、無機化学、有機化学、分析化学、基礎生物学、物理化学、および工学実験実習・実習などを用意しています。さらに、化学・生物を基礎とした応用分野である、環境バイオ分野、資源エネルギー分野、材料工学分野の中から選択して学修します。そして、化学生物分野を主とした幅広い知識と技術を活用するエンジニアリングデザイン能力習得に関する科目を開講しています。

また、全コースで、グローバルエンジニア育成のためのコミュニケーション力習得に関わる科目、融合複合によるイノベーション人材の育成と起業家精神の涵養に関わる科目、専門知識の定着と活用力を涵養させるため、学修プロセス重視の「学修者中心の授業」アクティブラーニングに関わる科目を体系的に配置します。これらの課程をもとに、自ら課題を発見し解決する能力への発展を促すことで、次世代を担う技術者に必要な能力を身につけられるようにします。

上記カリキュラムを構成している各科目は、それぞれのシラバスに記載されている評価方法に沿って評価した結果が60点以上（1～3年生については50点以上）となることによって単位を認定します。

## 専攻科

### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

1. 広い視野を持ち、多様な価値観を理解できる能力
2. 自ら考え計画し、能力を総合的に発揮して問題を解決できる能力
3. 専門分野に加えて基礎工学をしっかりと身につけた生産技術に関する幅広い対応力
4. 英語力を含めたコミュニケーション力

### 教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）

社会情勢の変化にも対応して活躍できる技術者や研究者を育成するため、専門科目だけでなく広い分野にわたる知識や技術も習得できるよう、以下のようなカリキュラム編成を行っています。

- ・大学工学部と同等水準の専門科目群と「総合実践英語」などによるコミュニケーション力を重視した英語科目
- ・所属コース以外の基礎的な専門知識（基礎工業力学、実践電気電子工学、材料科学）と基礎技術（専攻科実験）を学ぶ融合複合科目
- ・課題解決型科目としての「実践的デザイン工学実習」や「創造工学実習」と「インターンシップ」での就業体験
- ・継続的な自己管理能力を育成し、学修の総まとめとなる「専攻科研究」
- ・社会や環境に対する問題意識と倫理観を涵養する「環境化学」や「環境地理学特論」、「技術者倫理」
- ・いろいろな分野の先端科学技術を紹介する「総合技術論」などで社会情勢を理解

評価（点数等）	基 準
優（80点以上）	研究や実践的問題の解決に際して、講義で学修した内容を応用することができる。
良（70点以上）	講義で用いる教科書レベルの演習問題を解くことができる。
可（60点以上）	講義内容に関する基本的な原理、法則、方程式、学説等を理解している。
不 可	学術における当該講義の位置づけを理解していない。

## 沿革

### 昭和37年

8月3日 山形県国立鶴岡工業高等専門学校誘致期成同盟会発足

### 昭和38年

1月10日 国立工業高等専門学校の鶴岡市設置が正式決定

4月1日 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和38年3月31日、法律第69号)によって、鶴岡工業高等専門学校(入学定員:機械工学科2学級80名、電気工学科1学級40名)が設置  
理学博士 林 茂助(東京工業大学名誉教授)が校長に就任  
鶴岡市大字大宝寺大宝地535、元鶴岡市立第二中学校校舎を仮校舎とし開校

4月20日 開校式並びに第1回入学式を仮校舎において挙行

### 昭和39年

3月30日 本校舎及び学寮竣工

5月8日 仮校舎より本校舎(鶴岡市大字井岡字沢田104)に移転

### 昭和40年

3月25日 機械工場竣工

### 昭和41年

3月25日 野球場竣工

3月26日 体育館竣工

### 昭和42年

3月31日 陸上競技場竣工

4月1日 国立学校設置法施行規則第34条の改正により工業化学科(入学定員:1学級40名)が増設

9月14日 校舎落成記念式典を挙行

### 昭和43年

2月20日 武道場並びに水泳プール竣工

3月20日 第1回卒業証書授与式を挙行 卒業生 110名(機械工学科70名、電気工学科40名)

3月25日 工業化学科校舎竣工

4月1日 第1学年、第2学年全寮制実施

### 昭和46年

4月1日 第2代校長に斎藤信義(前本校教授・学生主事)が就任

### 昭和47年

3月27日 図書館竣工

## 昭和48年

10月26日～28日 創立10周年記念行事実施

## 昭和49年

3月20日 電子計算機室竣工

## 昭和50年

12月15日 弓道場竣工

## 昭和51年

10月1日 第3代校長に工学博士・渡会正三（前名古屋大学工学部教授）が就任

## 昭和52年

4月4日 工業高等学校からの第1回編入学式を挙行

## 昭和53年

3月30日 第2体育館竣工

## 昭和54年

3月30日 陶芸室竣工

## 昭和55年

3月29日 福利厚生施設竣工

## 昭和57年

4月1日 第4代校長に工学博士・染野 檀（東京工業大学名誉教授・前長岡技術科学大学教授）が就任

## 昭和58年

10月15日～16日 創立20周年記念行事実施

## 昭和61年

3月15日 7寮竣工

4月2日 第5代校長に工学博士・清水二郎（元東京工業大学工学部長・同名誉教授）が就任

## 昭和63年

11月4日 中国鄭州紡織工学院（現 中原工学院）と学術交流協定を締結

## 平成2年

4月1日 機械工学科2学級のうち1学級を制御情報工学科（入学定員：1学級40名）に改組

## 平成3年

4月1日 留学生の受入開始

7月1日 高等専門学校設置基準の改正により準学士の称号が授与される

## 平成4年

- 4月1日 新制服（コシノジュンコ氏デザイン）新入生から着用
- 4月1日 学校週5日制の実施

## 平成5年

- 3月25日 制御情報工学科棟竣工
- 4月1日 第6代校長に工学博士・阿部光雄（東京工業大学名誉教授）が就任
- 4月1日 工業化学科を物質工学科（物質・生物コース）に改組
- 10月22日～24日 創立30周年記念行事実施

## 平成6年

- 8月29日 物質工学科棟竣工
- 11月11日 地域協力教育研究センター設置

## 平成12年

- 4月1日 第7代校長に工学博士・野中 勉（元東京工業大学大学院総合理工学研究科長・同名誉教授）が就任
- 11月1日 地域共同テクノセンター設置（地域協力教育研究センター改組）
- 12月28日 地域共同テクノセンター棟竣工

## 平成13年

- 4月1日 総合情報センター設置（電子計算機室改組）

## 平成15年

- 4月1日 専攻科（機械電気システム工学専攻・物質工学専攻）設置
- 4月1日 保健管理センター設置
- 4月1日 女子寮設置
- 4月1日 新制服、新入生から着用
- 10月24日～25日 創立40周年記念行事実施

## 平成16年

- 4月1日 独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校となる

## 平成17年

- 3月18日 7号館竣工
- 4月1日 電気工学科を電気電子工学科に名称変更

## 平成18年

- 4月1日 第8代校長に工学博士・横山正明（東京工業大学名誉教授）が就任
- 5月8日 JABEE認定（生産システム工学（融合複合・新領域））

## 平成21年

- 1月1日 教育研究技術支援センター設置
- 1月29日 山形大学農学部との学術交流に関する協定を締結
- 9月15日 国際交流支援室設置
- 12月1日 リールA技術短期大学と学術交流協定を締結
- 12月1日 レッドロックスコミュニティカレッジと学術交流協定を締結
- 12月21日 山形大学工学部との教育研究交流に関する協定を締結

## 平成22年

- 12月6日 山形県商工観光部との研究・技術支援並びに人材育成についての連携に関する協定を締結

## 平成23年

- 4月1日 第9代校長に工学博士・加藤 靖（前仙台高専副校長）が就任  
東北大学サイバーサイエンスセンターと東北6高専との学術交流協定締結

## 平成24年

- 1月31日 北陸先端科学技術大学院大学との推薦入学に関する協定締結
- 2月3日 フィンランド ヘルシンキメトロポリア応用科学大学及びトゥルク応用科学大学と東北6高専との包括協定を締結
- 4月1日 図書メディアセンター設置（図書館改組）  
学生支援センター，同キャリア支援室設置（保健管理センター改組）  
地域共同テクノセンター CO-OP教育推進室設置

## 平成25年

- 10月10日 インドネシア ガジャ・マダ大学職業訓練校と学生交流協定，ガジャ・マダ大学と学術交流の覚書を締結
- 10月25日～26日 創立50周年記念事業実施

## 平成26年

- 4月1日 地域連携センター，保健センター設置（地域共同テクノセンター，学生支援センター改組）
- 7月28日 東北工業大学との学術交流及び地域貢献に関する協定を締結
- 9月22日 泰日工業大学（タイ）との学術交流の覚書を締結

## 平成27年

- 2月5日 東北公益文科大学との学術交流及び地域貢献に関する協定を締結
- 3月1日 長岡技術科学大学他22大学・高等専門学校とeラーニング高等教育連携に係る遠隔教育による単位互換に関する協定を締結
- 4月1日 創造工学科設置（本科改組）
- 4月1日 生産システム工学専攻設置（専攻科改組）
- 7月17日 庄内地域2市3町との包括的な連携に関する協定締結
- 12月25日 山形大学他4大学、山形県他13自治体と地（知）の拠点大学による地方創生事業の共同実施に関する協定を締結

## 平成28年

- 1月21日 慶應義塾大学との単位互換制度に関する包括協定締結
- 3月30日 グアナファト大学（メキシコ）との学術交流協定を締結
- 4月1日 第10代校長に工学博士・高橋幸司（前山形大学工学部教授）が就任  
総合メディアセンター設置（図書メディアセンター、総合情報センター改組）
- 10月25日 電力大学（ベトナム）との学術交流協定締結
- 12月6日 情報セキュリティ大学院大学と包括連携に関する協定締結

## 平成29年

- 4月25日 ハノイ産業大学（ベトナム）との学術交流協定締結
- 7月12日 マヌカウ工科大学（ニュージーランド）との学術交流の覚書を締結

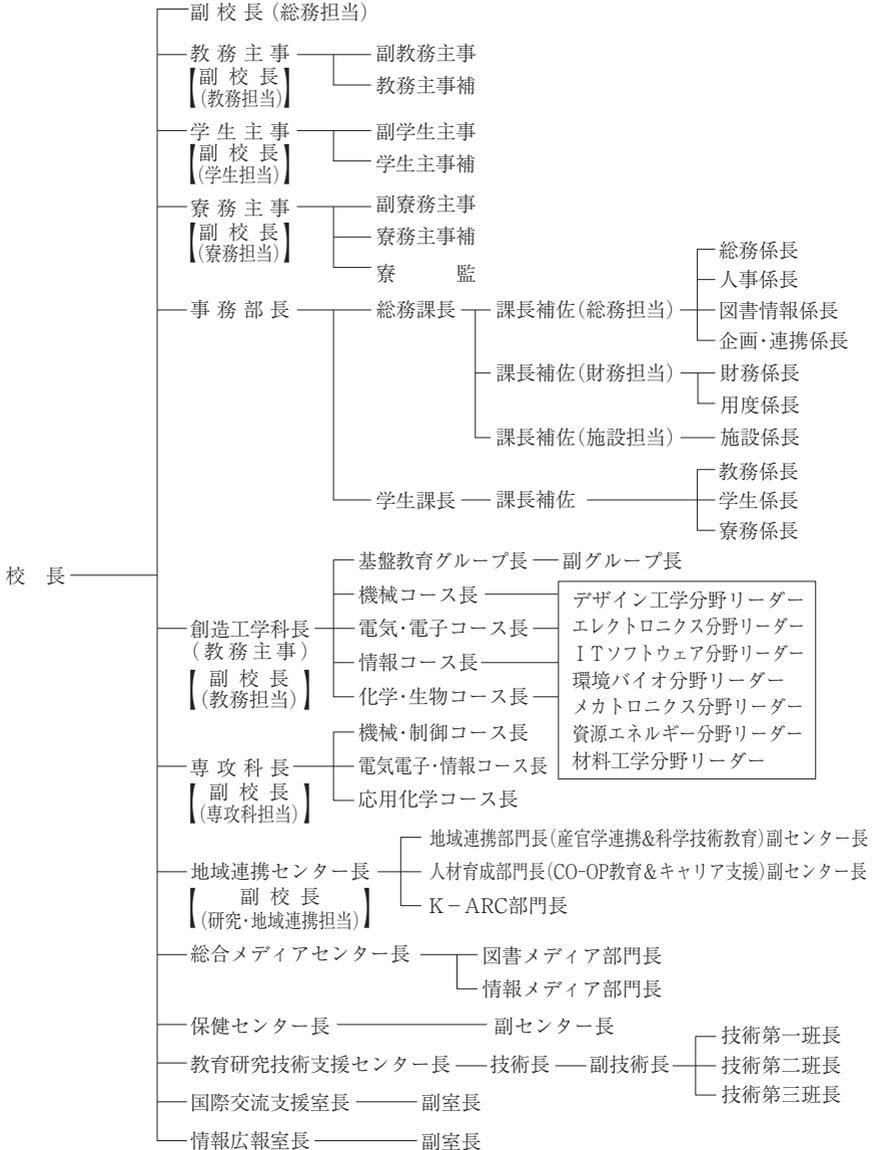
## 平成30年

- 3月14日 聯合大学（台湾）との学術交流のための覚書を締結
- 9月3日 長庚大学（台湾）との学術交流のための包括連携に係る協定を締結
- 9月20日 酒田南高等学校との学術交流及び地域貢献に関する協定を締結

## 令和2年

- 1月16日 8号館竣工

# 学校運営組織





## Ⅱ 学則及び履修関係規則

学 則

学 生 準 則

成績評価並びに進級認定

試 験 心 得

コース・分野配属

学校以外の教育施設等における学修規定等

表 彰 内 規

専攻科履修規程等



# 鶴岡工業高等専門学校学則

制 定 昭和38年4月1日  
最終改正 平成28年12月7日

## 第1章 本校の目的

(目的)

**第1条** 本校は、教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

## 第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

**第2条** 修業年限は、5年とする。

(学年)

**第3条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第4条** 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第5条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 開校記念日 4月20日
- 四 春季休業
- 五 夏季休業
- 六 冬季休業
- 七 学年末休業

2 前項第四号から第七号までに規定する休業日及び臨時の休業日は、校長が別に定める。

(授業終始の時刻)

**第6条** 授業終始の時刻は、校長が定める。

### 第3章 学科，学級数，入学定員及び教職員組織

(学科，学級数及び入学定員)

**第7条** 学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
創 造 工 学 科	4	160人

2 前項に規定する学科に，第2学年から次のコースを設ける。

- 一 機械コース
- 二 電気・電子コース
- 三 情報コース
- 四 化学・生物コース

3 第1項に規定する学科に，前項に規定するコースを基礎として，第4学年から次の分野を設ける

- 一 デザイン工学分野
- 二 エレクトロニクス分野
- 三 ITソフトウェア分野
- 四 環境バイオ分野
- 五 メカトロニクス分野
- 六 資源エネルギー分野
- 七 材料工学分野

4 前二項のコース及び分野の選択，決定方法等については，別に定める。

5 第2項及び第3項の規程にかかわらず，教育上有益と認めるときは，異なるコース及び分野の学生をもって学級を編成することができる。

(学科の目的)

**第7条の2** 学科の人材養成に関する目的その他の教育上の目的は，次のとおりとする。

融合複合分野に対応したデザイン能力，問題解決能力・問題発見能力及び起業家精神を有したグローバルに活躍できる創造性豊かな技術者の養成を目的とする。

(教職員組織)

**第8条** 本校に校長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

(主事)

**第9条** 本校に，教務主事，学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事，学生主事及び寮務主事は，それぞれ校長の命を受け，教務主事にあつては教育計画の立案その他教務に関する事，学生主事にあつては学生の厚生補導に関する事（寮務主事の所掌に属するものを除く），寮務主事にあつては学寮における学生の厚生補導に関する事を掌理する。

(事務部)

**第10条** 本校に，庶務，会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため，事務部を置く。

(内部組織)

**第11条** 前2条に規定するもののほか，本校の内部組織は別に定めるところによる。

## 第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

**第12条** 1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

**第13条** 学年ごとの授業科目（以下「科目」という。）及びその単位は，別表第1，別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 各科目の単位数は，30単位時間（1単位時間は，標準50分とする。以下同じ。）の履修を1単位として計算するものとし，当該単位を「履修単位」とする。

ただし2時限連続の授業の場合は，2単位時間を標準90分とし，第

13条第3項における学修単位は2時間の授業として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本校が特に指定する授業科目の単位の計算方法は、1単位の学修時間を授業時間及び授業時間外に必要な学修をあわせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。また、当該単位を「学修単位」とする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習、ゼミ科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、別表第2に定める単位の修得を認定することができる。

6 第1項に定める科目のほか、特別活動を第1学年から第3学年まで各学年30単位時間以上、計90単位時間以上実施するものとする。

(他の高等専門学校における科目の履修)

**第13条の2** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

**第13条の3** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、第25条の2に定める留学する場合に準用する。この場合において認定することができる単位数は30単位を超えないものとする。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

#### **第13条の4** 削除

(海外語学研修における学修)

**第13条の5** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生の国外への留学に関して、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(自主探究活動における学修)

**第13条の6** 校長は、教育上有益と認めるときは、自主探究活動に関して、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(課程修了の認定等)

**第14条** 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。）とする。

2 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

(留年者の履修科目)

**第15条** 前条第2項に規定する認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る科目を再履修するものとする。

### **第5章** 入学、転科、休学、退学、転学及び卒業

(入学資格)

**第16条** 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 中学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

七 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜及び入学許可）

**第17条** 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身中学校の長から送付された調査書その他必要な書類等（以下「調査書等」という。）を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜方法によるほか別に定めるところにより入学定員の一部について、中学校長の推薦に基づき学力検査を免除し、調査書等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第27条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。

ただし、入学料免除の申請書を受理された者にあつては、入学を許可するものとする。

（編入学の許可）

**第18条** 校長は、第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

**第18条の2** 校長は、他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

（入学の手続き）

**第19条** 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを終了しない者があるときは、その入学の許可を取り消すことがある。

（転コース）

**第20条** 校長は、転コースを希望する者があるときは、学年の初めに於いて選考の上第3学年までに限り、転コースを許可することがある。

(休学)

**第21条** 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

**第21条の2** 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(復学)

**第22条** 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席の停止)

**第23条** 校長は、学生に伝染病その他の疾病があるときは、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

**第24条** 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 校長は、前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

**第25条** 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

**第25条の2** 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、第13条の3第3項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

**第26条** 校長は、全学年の課程を修了した者には所定の卒業証書を授与する。

(準学士)

**第26条の2** 本校を卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

## 第6章 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料

(授業料等)

**第27条** 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の額及び徴収方法等は, 国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第17号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

**第27条の2** 削除

**第28条** 削除

**第29条～第32条** 削除

(入学料等の免除)

**第33条** 入学料, 授業料は, その納付が困難と認められる場合等には, 別に定めるところによりその納付すべき額の全部若しくは一部を免除し又は徴収を猶予することがある。

2 寄宿料は, その納付が困難と認められる場合等には, 別に定めるところによりその納付すべき額の全部を免除することがある。

## 第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

**第34条** 学生は, この学則に定めるもののほか, 別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

**第35条** 校長は, 学生として表彰に値する行為又は業績があるときには, 表彰することがある。

(懲戒)

**第36条** 教育上必要があるときは, 学生に退学, 停学, 訓告その他懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち退学, 停学及び訓告の処分は, 校長が行う。

3 前項の退学は, 次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者  
(除籍)

**第36条の2** 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 病気その他の理由で、成業の見込みのない者
- 三 第21条の2に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 第17条第3項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

## 第8章 専攻科

(設置)

**第37条** 本校に専攻科を置く。

(目的)

**第38条** 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

**第39条** 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
生産システム工学専攻	16人

2 前項に規定する専攻に、次のコースを設ける。

- 一 機械・制御コース
- 二 電気電子・情報コース
- 三 応用化学コース

(修業年限及び在学期間)

**第40条** 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学

することはできない。

(入学資格)

**第41条** 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- 四 外国において、学校教育における14年間の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他本校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

**第42条** 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

(教育課程)

**第43条** 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第4のとおりとする。  
(休学の期間)

**第44条** 専攻科学生は、休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 休学の期間は、第40条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。  
(修了)

**第45条** 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者については、修了認定の審査を行う。

- 2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得方法については、別に定める。

(準用規定)

**第46条** 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第13条の3、第19条、第21条、第22条から第24条、第25条の2第1項及び第2項、第27条、第33条から第36条の2第1号及び第3号から第5号の規定は、専攻科に準用する。この場合において、第13条の3第2項中「30単位」とあるのは「20単位」と、第25条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第36条の2第3項中「第21条の2」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(その他)

**第47条** 本章に定めるもののほか、専攻科に必要な事項は、別に定める。

## 第9章 学寮

(学寮)

**第48条** 本校に学寮を設ける。

2 第1学年及び第2学年の学生は、校長が特に認めた場合を除き、学寮に入寮しなければならない。

3 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 第10章 公開講座

(公開講座)

**第49条** 本校に、公開講座を開設することができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

## 第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

**第50条** 校長は、外国人で、本校に編入学を希望する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

## 第12章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

**第51条** 校長は、本校において特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

**第52条** 削除

(科目等履修生)

**第53条** 校長は、本校において特定の科目について履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 校長は、前項に規定する科目等履修生に対し、本校の定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

## 第13章 民間等共同研究員及び外国人受託研修員

(民間等共同研究員)

**第54条** 校長は、本校の教育、研究に支障がない場合に限り、民間機関等に現在在職する研究者を民間等共同研究員として受入れを許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(外国人受託研修員)

**第55条** 校長は、本校の教育、研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

- 2 昭和41年度入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、第13条別表第1、別表第2及び第37条第2項の規定は、昭和43年度入学生より適用する。

**附 則**

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和46年7月17日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。

区 分	前 期	後 期
授 業 料 の 額	4,800円	9,600円

- 5 昭和47年度の学年の中途において入学した者の前期又は後期の授業料の額は第30条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「当該前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 昭和47年度において入学した者が、学年の途中で退学する場合は、第31条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、同条中「授業料の

年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とし、「授業料の年額に相当する額」とあるのは、「昭和47年度にかかる授業料の額」とする。

7 昭和47年度において入学を許可された者に係る入学料の額は、第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 昭和47年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和51年1月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第1項及び第2項、第19条第1項、第33条第1項、第2項、第3項及び第4項は、昭和50年4月1日から適用する。

#### 附 則

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和51年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4 昭和51年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。

区 分	前 期	後 期
授 業 料 の 額	9,600円	21,600円

5 昭和51年度の学年の中途において入学した者の前期又は後期の授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。

6 昭和51年度において入学した者が、学年の途中で退学する場合は、

第31条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とし、「授業料の年額に相当する額」とあるのは、「昭和51年度に係る授業料の額」とする。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度の第2学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。ただし、この規則による改正前の学則別表中、「毎週授業総時数」とあるのを、「単位数」と、「学年別毎週授業時数」とあるのを、「学年別単位数」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この学則は、昭和53年1月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和53年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和53年度の第3学年以上に係る授業科目のうち、学則別表第2（機械工学科）の選択科目中、輸送機械とあるのを伝熱工学と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額及び徴収方法は、改正後の第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和55年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学した者

に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

#### 附 則

この学則は、昭和55年6月1日より施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和55年8月1日より施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度の工業化学料第5学年に係る教育課程については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和57年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和57年度の機械工学科第4学年、第5学年、電気工学科第5学年及び工業化学料の第2学年から第5学年までに係る教育課程については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和59年4月1日以後において、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和59年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、第29条第1項の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期

において納付するものとする。

区 分	前 期	後 期
授 業 料 の 額	48,000円	55,800円

- 5 昭和59年度の学年の中途において入学した者の前期又は後期の授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、昭和59年度に限り同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは「当該前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 昭和59年度において入学した者が、学年の中途で退学する場合は、第31条の規定にかかわらず、昭和59年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とし、「授業料の年額に相当する額」とあるのは、「昭和59年度に係る授業料の額」とする。
- 7 昭和59年度の第2学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和62年3月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度において、第2学年以上に在学する者に係る学科、学

級数及び入学定員については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成6年12月16日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成19年4月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成26年10月15日から施行し、平成26年7月1日から適用させる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学則第7条第1項の規定にかかわらず、第1条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置く。
  - 一 機械工学科
  - 二 電気電子工学科
  - 三 制御情報工学科
  - 四 物質工学科
- 3 前項に掲げる学科の教育目的は、次のとおりとする。
  - 一 機械工学科 産業界のあらゆる分野で活躍できる教養豊かな機械技術者を育成することを目的とする。
  - 二 電気電子工学科 産業界で活躍できる創造性豊かな実践的電気電子技術者を育成することを目的とする。
  - 三 制御情報工学科 情報並びに電子・機械制御技術を統合した広い技術分野に携わる実践的技術者を育成することを目的とする。

四 物質工学科 物質や生物の知識を基礎として、環境問題や新しい科学技術に対応できる技術者を育成することを目的とする。

- 4 第2項に規定する学科は、平成27年3月31日に当該学科に在学する者及び平成29年度までに編入学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 平成27年度において、第2学年以上（平成28年度以降平成30年度までは、学年進行により1学年ずつ加える）に在学する者に係る学科、学級数、学年毎の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数については、第7条及び別表第1から別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 校長は、第2項に規定する学科において、転科を希望する者があるときは、学年の初めにおいて選考の上第3学年までに限り、転科を許可することがある。
- 7 平成26年度以前の入学者に係る専攻科の専攻、学年毎の授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数については、第39条及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

## 一 般 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

区分	創 造 工 学 科							備 考
	授業科目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	国 語	9	3*(-)	3*(-)	3*(-)			I～III
	地 理	3	3*(-)					
	倫 理	2	2*(-)					
	歴 史	4		3*(-)	1*(-)			I・II
	政治・経済	2			2			
	数 学 I	11	4	4	3			I・III・V
	数 学 II	6	2	2	2			II・IV・VI
	英 語 I	8	3	3	2			I・III・V
	英 語 II	8	3	3	2			II・IV・VI
	化 学	4	3	1				I・II
	物 理	5		3	2			I・II
	生 物	1	1					
	音 楽	1	1					
	美 術	1		1				
保健・体育	7	3	2	2			I～III	
日本語 I	(2)			(2)			(留学生用科目)	
日本語 II	(2)			(2)			(留学生用科目)	
日本事情	(2)			(2)			(留学生用科目)	
履修単位数	72	28	25	19	0	0		
選択科目	英 語	2				2		VII
	保健・体育	3				2*(-)	1*(-)	IV・V
	ドイツ語	3				1	2*(-)	I・II
	語学演習	1					1*(-)	
	英語表現法	1					1*(-)	
履修単位数	10	0	0	0	5	5		

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位、\*(-)は講義、\*(二)は演習、ゼミ、\*(三)は実験、実習である

## 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

		創 造 工 学 科						備 考
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					
			1年	2年	3年	4年	5年	
学 科 共 通 必 修 科 目	情報リテラシー	1	1					I～IV
	地域コミュニティ学	1	1 <sup>*(-)</sup>					
	総合工学	5	1	1	1 <sup>*(-)</sup>	2		
	創造基礎実習	2	2					
	工学実験・実習	9		2	2	3	2	I～IV
	応用数学	5				3	2 <sup>*(-)</sup>	I・II
	応用物理	2				2 <sup>*(-)</sup>		II(情報コース は履修単位)
	生産工学	1					1 <sup>*(-)</sup>	
	卒業研究	12					12	
	履修単位数	38	5	3	3	10	17	

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位

\* (-)は講義, \* (二)は演習, ゼミ, \* (三)は実験, 実習である, 機械コースの応用物理IIは学修単位(\* (-))

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 ( 機 械 コ ー ス )								
区 分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必 修 科 目 ( 主 要 基 礎 科 目 )	情 報 処 理	2		1	1			I・II
	電 気 基 礎	2		1	1			I・II
	応 用 物 理	2			2			I
	材 料 力 学	2			2			I
	材 料 学	2			2			I
	工 業 力 学	2			2 <sup>*(-)</sup>			
	生 産 加 工 学	2			2 <sup>*(-)</sup>			
	機 械 製 図	2		2				
履 修 単 位 数		16	0	4	12	0	0	
必 修 科 目 ( 主 要 科 目 )	情 報 処 理	1				1		II II I・II
	数 値 解 析	1					1 <sup>*(-)</sup>	
	材 料 力 学	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	材 料 学	1				1		
	機 械 力 学	2				1	1 <sup>*(-)</sup>	
	機 械 要 素 設 計	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	デ ザ イン 工 学	1				1 <sup>*(-)</sup>		
	熱 力 学	2				2		
	熱 力 学 演 習	1					1	
	水 力 学	2				2		
	水 力 学 演 習	1					1	
	機 構 学	1				1		
	工 業 英 語	1					1 <sup>*(-)</sup>	
機 械 設 計 製 図	7				4	3		
履 修 単 位 数		25	0	0	0	17	8	I・II

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, ゼミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (電気・電子コース)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	プログラミング演習	1		1				
	情 報 処 理	1			1			I
	電 気 磁 気 学	4		2	2			I・II
	電 気 回 路	3		1	2			I・II
	応 用 物 理	2			2			I
	電 気 機 器	1			1			I
	電 子 工 学	2			2			
	電 気 電 子 計 測	2			2 <sup>*(-)</sup>			
履 修 単 位 数	16	0	4	12	0	0		
必修科目 (主要科目)	情 報 処 理	2				1	1	II・III
	電 気 磁 気 学 演 習	1				1		
	電 気 回 路	2				2		
	電 気 回 路 演 習	1				1		
	電 気 電 子 材 料	2				2		
	通 信 工 学	2				2		
	情 報 通 信	1				1 <sup>*(-)</sup>		
	計 算 機 工 学	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	電 子 回 路	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	電 子 回 路 演 習	1				1		
	電 気 電 子 製 図	1				1		
	発 変 電 工 学	2					2	
	制 御 工 学	2					2 <sup>*(-)</sup>	
	デ ィ ジ タ ル 回 路	2					2 <sup>*(-)</sup>	
機 械 工 学 概 論	1					1 <sup>*(-)</sup>		
工 業 英 語	1					1 <sup>*(-)</sup>		
履 修 単 位 数	25	0	0	0	16	9		

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, ゼミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創 造 工 学 科 ( 情 報 コ ー ス )								
区分	授 業 科 目	単 位 数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	プログラミング言語	1		1				I
	ソフトウェア工学	2			2 <sup>*(-)</sup>			
	応 用 物 理	2			2			
	ハードウェア概論	2		2 <sup>*(-)</sup>				
	プログラミング演習	1			1			
	材 料 力 学	2			2			
	電 気 工 学	2			2			
	マイクロコンピュータ	1			1 <sup>*(-)</sup>			
	機械・電気製図	3		2	1			
履 修 単 位 数	16	0	5	11	0	0		
必修科目 (主要科目)	信 号 処 理	2					2	I・II
	情報ネットワーク	1					1	
	デ ー タ 構 造	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	材 料 力 学	1				1		
	ロボット機構学	2				2		
	数 値 解 析	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	論 理 回 路	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	電 子 回 路	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	電気工学演習	1				1		
	制 御 工 学	3				1	2 <sup>*(-)</sup>	
	計 測 工 学	2					2 <sup>*(-)</sup>	
	ロボット工学	1					1 <sup>*(-)</sup>	
	工 業 英 語	2				1	1	
情 報 理 論	2				2 <sup>*(-)</sup>			
履 修 単 位 数	25	0	0	0	16	9		

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, ゼミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (化学・生物コース)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目 (主要基礎科目)	応 用 物 理	2			2			I
	分 析 化 学	2		2				
	無 機 化 学	2			2			
	有 機 化 学	2			2			
	物 理 化 学	2			2			
	基 礎 生 物 学	2			2			
	化 学 工 学	1			1			
	物 質 化 学 実 験	3		1	2			
履 修 単 位 数	16	0	3	13	0	0		
必修科目 (主要科目)	物 理 化 学	2				2		
	機 器 分 析	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	無 機 化 学	2				2		
	有 機 化 学	2				2		
	生 物 化 学	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	環境とエネルギー	1					1	
	工 業 英 語	2				1 <sup>*(-)</sup>	1	
	機 械 工 学 概 論	1					1 <sup>*(-)</sup>	
	材 料 化 学	2				2 <sup>*(-)</sup>		
	化 学 工 学	2				2		
	情 報 処 理 演 習	2					2	
	計 算 機 実 習	1				1 <sup>*(二)</sup>		
	計 測 制 御	2				2 <sup>*(-)</sup>		
生 物 工 学 基 礎	2				2 <sup>*(-)</sup>			
履 修 単 位 数	25	0	0	0	20	5		

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, ゼミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (デザイン工学分野)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	医療福祉機器工学	1					1	
	電 子 回 路	1				1*(-)		
	精 密 加 工 学	1					1*(-)	
履 修 単 位 数		3	0	0	0	1	2	
選択科目	アドバストテクノロジー	1					1*(-)	
	マイコン制御	1				1*(-)		
	メカトロニクス	1					1*(-)	
	制 御 工 学	2					2*(-)	
	材 料 化 学	1					1*(-)	
	数 理 科 学	1					1*(-)	
	インターンシップ	1				1		
	校 外 実 習	1				1		
履 修 可 能 単 位 数		9	0	0	0	2以上	6以上	

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, セミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科(エレクトロニクス分野)								
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修 科目	デジタル信号処理	2				2*(-)		
	電子回路設計	1					1*(-)	
履 修 単 位 数		3	0	0	0	2	1	
選 択 科 目	アドバンステクノロジー	1					1*(-)	
	ネットワークシステム	2					2*(-)	
	ネットワーク演習	1				1*(-)		
	ソフトウェア工学	1					1	
	マイクロコンピュータ	2					2*(-)	
	電 気 機 器 II	1				1*(-)		
	高 電 圧 工 学	2				2*(-)		
	電気法規及び電気施設管理	1					1	
	電 気 機 器 設 計	1					1*(-)	
	送 配 電 工 学	2					2*(-)	
	パワーエレクトロニクス	1				1*(-)		
	電 気 応 用	2					2*(-)	
	インターンシップ	1				1		
	校 外 実 習	1					1	
履 修 可 能 単 位 数		19	0	0	0	6以上	12以上	

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, ゼミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (ITソフトウェア分野)								
区分	授業科目	単位数	学年別履修単位数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修 科目	画 像 処 理	2						2*(-)
	アルゴリズム演習	1				1		
履 修 単 位 数		3	0	0	0	1	2	
選 択 科 目	アドバステクノロジー	1						1*(-)
	ロボット工学Ⅱ	2						2*(-)
	システム制御	1						1*(-)
	水 力 学	1				1		
	情報通信工学	2						2*(-)
	実践情報処理	2				2		
	医療福祉機器工学	1						1
	インターンシップ	1				1		
校 外 実 習	1					1		
履 修 可 能 単 位 数		12	0	0	0	4以上	7以上	

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, ゼミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (環境バイオ分野)								
区分	授業科目	単位数	学年別履修単位数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	生物工学実験	1				1		
	生物物理化学	2					2*(-)	
	履修単位数	3	0	0	0	1	2	
選択科目	アドバスタクノロジー	1					1*(-)	
	分子生物学	2				2*(-)		
	バイオテクノロジー	2					2*(-)	
	有機電子論	2					2*(-)	
	無機材料化学	2					2*(-)	
	有機材料化学	1					1	
	半導体工学	1						
	薬学概論	1				(1)*(-)	(1)*(-)	
	外国語雑誌会	1						1
	地球環境科学	1						1
	インターンシップ	1				1		
	校外実習	1					1	
	履修可能単位数	16	0	0	0	4以上	11以上	

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, セミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (メカトロニクス分野)									
区分	授 業 科 目	単位数	学 年 別 履 修 単 位 数					備 考	
			1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	マイクロコンピュータ	2						2*(-)	
	システム制御	1						1*(-)	
	履 修 単 位 数	3	0	0	0	0	0	3	
選 択 科 目	アドバンステクノロジー	1						1*(-)	
	ネットワークシステム	2						2*(-)	
	ネットワーク演習	1					1*(-)		
	ソフトウェア工学	1						1	
	電気機器Ⅱ	1					1*(-)		
	高電圧工学	2					2*(-)		
	電気法規及び電気施設管理	1						1	
	電気機器設計	1						1*(-)	
	送配電工学	2						2*(-)	
	パワーエレクトロニクス	1					1*(-)		
	電気応用	2						2*(-)	
	デジタル信号処理	2					2*(-)		
	電子回路設計	1						1*(-)	
	ロボット工学Ⅱ	2						2*(-)	
	水力学	1					1		
	画像処理	2						2*(-)	
	情報通信工学	2						2*(-)	
	実践情報処理	2					2		
	アルゴリズム演習	1					1		
	電子回路	1					1*(-)		
マイコン制御	1					1*(-)			
メカトロニクス	1						1*(-)		
制御工学	2						2*(-)		
材料化学	1						1*(-)		
医療福祉機器工学	1						1		
インターンシップ	1					1			
校外実習	1						1		
	履 修 可 能 単 位 数	37	0	0	0	14以上	22以上		

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位, \*(-)は講義, \*(二)は演習, ゼミ, \*(三)は実験, 実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (資源エネルギー分野)								
区分	授業科目	単位数	学年別履修単位数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	地球環境科学	1					1	
	パワーエレクトロニクス	1				1*(-)		
	エネルギー変換工学	1					1*(-)	
履修単位数		3	0	0	0	1	2	
選 択 科 目	アドバンステクノロジー	1					1*(-)	
	生物工学実験	1				1		
	分子生物学	2				2*(-)		
	バイオテクノロジー	2					2*(-)	
	生物物理化学	2					2*(-)	
	材料工学実験	1				1		
	有機電子論	2					2*(-)	
	無機材料化学	2					2*(-)	
	電気化学	2				2*(-)		
	有機材料化学	1					1	
	半導体工学	1				(1)*(-)	(1)*(-)	
	薬学概論	1					1	
	外国語雑誌会	1					2*(-)	
	ネットワークシステム	2					1*(-)	
	ネットワーク演習	1					1	
	ソフトウェア工学	2					2*(-)	
	マイクロコンピュータ	1					1*(-)	
	電気機器Ⅱ	2					2*(-)	
	高電圧工学	1					1	
	電気法規及び電気施設管理	1					1*(-)	
	電気機器設計	2					2*(-)	
	送配電工学	2					2*(-)	
	電気応用	2					2*(-)	
	デジタル信号処理	2					1*(-)	
	電子回路設計	1					1*(-)	
	電子回路	1					1*(-)	
	マイコン制御	1					1*(-)	
メカトロニクス	1					1*(-)		
制御工学	2					2*(-)		
材料化学	1					1*(-)		
インターンシップ	1					1		
校外実習	1					1		
履修可能単位数		45	0	0	0	16以上	28以上	

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位、\*(-)は講義、\*(二)は演習、ゼミ、\*(三)は実験、実習である

# 専 門 科 目

(令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程)

創造工学科 (材料工学分野)								
区分	授業科目	単位数	学年別履修単位数					備 考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修 科目	材 料 化 学	1					1*(-)	
	電 気 化 学	2				2*(-)		
	履 修 単 位 数	3	0	0	0	2	1	
選  択  科  目	アドバンステクノロジー	1					1*(-)	
	生物工学実験	1				1		
	分子生物学	2				2*(-)		
	バイオテクノロジー	2					2*(-)	
	生物物理化学	2					2*(-)	
	材料工学実験	1				1		
	有機電子論	2					2*(-)	
	無機材料化学	2					2*(-)	
	有機材料化学	1					1	
	半導体工学	1					(1)*(-)	(1)*(-)
	薬学概論	1						
	外国語雑誌会	1						1
	ネットワークシステム	2						2*(-)
	ネットワーク演習	1					1*(-)	
	ソフトウェア工学	1						1
	マイクロコンピュータ	2						2*(-)
	電気機器Ⅱ	1					1*(-)	
	高電圧工学	2					2*(-)	
	電気法規及び電気施設管理	1						1
	電気機器設計	1						1*(-)
	送配電工学	2						2*(-)
	パワーエレクトロニクス	1					1*(-)	
電気応用	2						2*(-)	
デジタル信号処理	2					2*(-)		
電子回路設計	1						1*(-)	
電子回路	1					1*(-)		
マイコン制御	1					1*(-)		
メカトロニクス	1						1*(-)	
制御工学	2						2*(-)	
数理科学	1						1*(-)	
地球環境科学	1						1	
インターンシップ	1					1		
校外実習	1						1	
	履修可能単位数	45	0	0	0	15以上	29以上	

\*印は学則第13条3項に基づく学修単位、\*(-)は講義、\*(二)は演習、ゼミ、\*(三)は実験、実習である

別表第3

## 専攻科（生産システム工学専攻）

一般科目・共通専門科目（各コース共通）（令和2年度 第1・2・3・4・5学年に係る教育課程）

区分	必修 選択 の別	授業科目	単位数	学年・学期別割当				備考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
一般科目	必修科目	総合実践英語Ⅰ	2	2				
		総合実践英語Ⅱ	2		2			
		小計	4	2	2			
	選択科目	地域政策論	2				2	2単位以上 修得すると こ
		環境地理学特論	2				2	
		日本学特論	2		2			
小計	6		2		4			
開設単位合計			10	2	4	4		
専門科目	必修科目	総合技術論	2	2				
		実践的デザイン工学実習	2	2				
		応用代数	2	2				
		物理学特論	2	2				
		創造工学実習	2		2			
		技術者倫理	2		2			
		データ解析	2				2	
		経営工学	2			2		
		専攻科研究Ⅰ	8	4	4			
		専攻科研究Ⅱ	8			4	4	
		専攻科実験	2	2				
	小計	34	14	8	6	6		
	必修選択科目	インターンシップ	2	2				
		長期インターンシップ	3~4	3~4				
	小計	2以上	2以上					
選択科目	応用コンピュータグラフィクス	2				2		
	設計工学	2		2				
	システム計画学	2			2			
	生物機能材料	2		2				
	数値計算	2			2			
	環境化学	2			2			
	安全工学	2			2			
小計	14		4	8	2			
開設単位合計			50以上	14以上	12以上	14以上	8以上	

## 専攻科（生産システム工学専攻）

機械・制御コース（MCコース）

（平成27年度入学者以降）

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学 年 ・ 学 期 別 割 当				備 考
			1 年		2 年		
			前期	後期	前期	後期	
必修 科目	応 用 解 析 特 論	2		2			
	固 体 物 理 学	2		2			
	材 料 科 学	2			2		
	実 践 電 気 電 子 工 学	2			2		
	小 計	8		4	4		
選 択 科 目	材 料 力 学 特 論	2	2				
	材 料 設 計 学	2			2		
	塑 性 加 工 学	2		2			
	応 用 機 構 学	2		2			
	流 体 機 械	2		2			
	音 響 工 学	2			2		
	計 算 機 シ ス テ ム	2				2	
	制 御 工 学 特 論	2				2	
	セ ン サ 工 学	2				2	
小 計	18	2	6	4	6		
開 設 単 位 合 計		26	4	8	8	6	

## 専攻科（生産システム工学専攻）

電気電子・情報コース（EIコース）

（平成27年度入学者以降）

必修 選択 の別	授 業 科 目	単 位 数	学 年 ・ 学 期 別 割 当				備 考
			1 年		2 年		
			前 期	後 期	前 期	後 期	
必 修 科 目	応 用 解 析 特 論	2		2			
	固 体 物 理 学	2		2			
	材 料 科 学	2			2		
	基 礎 工 業 力 学	2			2		
	小 計	8		4	4		
選 択 科 目	シミュレーション工学	2			2		
	電磁気応用工学	2			2		
	レーザー応用計測	2		2			
	集積回路設計	2	2				
	伝送システム工学	2		2			
	信号処理特論	2			2		
	音響工学	2			2		
	計算機システム	2				2	
	制御工学特論	2				2	
	センサ工学	2				2	
	小 計	20	2	4	8	6	
開設単位合計	28	2	8	12	6		

## 専攻科（生産システム工学専攻）

応用化学コース（ACコース）

（平成27年度入学者以降）

必修 選択 の別	授 業 科 目	単位数	学 年 ・ 学 期 別 割 当				備 考
			1 年		2 年		
			前期	後期	前期	後期	
必修 科目	実践電気電子工学	2			2		
	基礎工業力学	2			2		
	小 計	4			4		
選 択 科 目	反 応 速 度 論	2		2			
	構 造 有 機 化 学	2	2				
	生 物 資 源 利 用 化 学	2	2				
	工 業 分 析 化 学	2	2				
	応 用 電 気 化 学	2			2		
	高 分 子 材 料 化 学	2			2		
	ゲ ノ ム 工 学	2		2			
	小 計	14	6	4	4		
開設単位合計		18	6	4	8		

# 鶴岡工業高等専門学校学生準則

施 行 昭和38年4月1日

最終改正 平成23年4月1日

## 第1章 総 則

**第1条** この準則は、学則第34条の規定により、本校学生生活上遵守すべき事項について定める。

**第2条** 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

## 第2章 誓約書、連帯保証人及び保証人

**第3条** 入学を許可された者は、所定の期日までに別記第1号の様式により、連帯保証人が連署した誓約書を提出しなければならない。

**第4条** 連帯保証人は、学生の一身上の事、並びに本校に対する債務その他一切の責任を負えるものでなければならない。原則として父母兄弟とする。

**第5条** 削除

**第6条** 連帯保証人が死亡、転居、姓名の変更その他一身上の異動があったときは、別記第2号の様式により保証人変更異動届を提出しなければならない。

## 第3章 学 生 証

**第7条** 本校の学生は、第1学年と第4学年の4月に本校が交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校教職員の請求があった時は、いつでもこれを提示しなければならない。

**第8条** 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

**第9条** 学生証を紛失し、又は毀損したときには、直ちに校長に届け出て再交付を受けなければならない。

#### 第4章 休学，退学，欠席等

**第10条** 学生は、疾病その他の事由により、継続して3か月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任教員を経て、校長に対して別記第3号の様式による休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

**第11条** 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記第4号の様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

**第12条** 学生が退学しようとするときは、別記第5号の様式による退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

**第13条** 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

**第14条** 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第6号による住居変更届を校長に提出しなければならない。

**第15条** 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て校長に別記第7号（1，2）の様式による欠席、欠課・遅刻・早退届を提出して、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

**第16条** 父母近親の喪に服するときは、別記第8号の様式による忌引願を学級担任教員を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母1日とする。

3 葬儀のため、遠隔の地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

## 第5章 服 装

**第17条** 学生の服装は、1～3年生は制服とし、4～5年生は学生にふさわしいものとする。いずれも靴履きとする。

2 制服の制式については、別表のとおりとする。

3 卒業式における服装は、式典にふさわしいものとする。

4 学生が制服以外の衣服を着用するときは、本校学生としての体面を失わないように留意しなければならない。

## 第6章 健康診断

**第18条** 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

**第19条** 校長は必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

## 第7章 学生会等

**第20条** 本校に、本校学生全員をもって構成する学生会をおく。

**第21条** 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

**第22条** 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。

二 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。

三 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。

四 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

五 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

**第23条** 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守すると

ともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- 一 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- 二 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- 三 学生は、学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加すること。
- 四 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、又、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- 五 学生会は、学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- 六 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができること。

**第24条** 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

- 2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

**第25条** 学生会に、総会、評議会、役員会及び部を置く。

- 2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。
- 3 評議会は、学級及び部ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。
- 4 役員は、評議会において互選し、学生会の事務を処理する。
- 5 部の種類は、文化部、及び体育部とする。
- 6 部をその活動内容に応じて分ける。
- 7 学生は、その希望によって部に所属するものとする。
- 8 その他必要な事項は、学生会基準による。

**第26条** 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

- 2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

名称、目的、組織、会計

**第27条** 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

**第28条** 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。

2 各部にそれぞれ顧問教員を置く。

3 顧問教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに、それぞれの部の活動の指導にあたる。

**第29条** 学生が、学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、顧問教員を定め、団体の規約並びに顧問教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上が記名のうえ、あらかじめ学生主事を経て、校長に別記第9号の様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

**第30条** 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずることがある。

**第31条** 学生が、個人又は団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文章を添え、責任代表者が記名のうえ、あらかじめ学生主事を経て、校長に別記第10号の様式による校外団体参加願を提出し、その許可を受けなければならない。

**第32条** 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

## 第8章 集 会

**第33条** 学生が、校内において、又は校外において本校名あるいはそれに類する名称を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設、設備の名称、参加者数等を記載した別記第11号の様式による集会（催物その他の行事）許可願を、1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

**第34条** 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

## 第9章 印刷物の配布及び販売

**第35条** 学生が校内において、又は校外において雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物2部を添えて、その配布(販売)印刷物名、配布(販売)先、配布(販売)方法等を記載した別記第13号の様式による印刷物(配布・販売)許可願を、あらかじめ学生主事を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

## 第10章 掲 示

**第36条** 学生が、校内において、又は校外においてビラ、ポスター類を掲示しようとするときは当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事に提出してその許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときには、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

## 第11章 施設・設備の使用

**第37条** 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した別記第12号の様式による施設・設備使用許可願を、あらかじめ学生主事を経て、校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りではない。

## 第12章 専攻科学生への準用

**第38条** 第2条から第14条まで、第18条、第19条及び第29条から第37条までの規定は、専攻科学生に準用する。ただし、第7条中「第1学年と第4学年」とあるのは「第1年次」と、第10条中「学級担任教員」とあるのは「コース長」と読み替えるものとする。

## 第13章 雑 則

**第39条** 本則施行に際して必要があるときは、さらに施行細則を定める。

### 附 則

この準則は、昭和38年4月1日から施行する。

）

（略）

）

### 附 則

この準則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号

## 誓 約 書

鶴岡工業高等専門学校長 殿

このたび貴校に入学を許可されましたうえは、学則その他諸規則を守ることはもちろん、学籍を離れたのちも、在学中に生じた一切の義務及び授業料、寄宿料その他の債務について、必ず責任をもって履行することを連帯保証人連署をもって固く誓います。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

〔入 学 者〕 現 住 所 \_\_\_\_\_

学 科 名 \_\_\_\_\_ 創 造 \_\_\_\_\_ 工学科

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生

〔連帯保証人〕 現 住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

入学者との続柄 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生

（備 考）

連帯保証人とは学生の一身上のこと並びに鶴岡工業高等専門学校に対する債務その他一切の責任を負える者で、原則として父母兄弟のいずれかとします。

氏名は、入学者、連帯保証人それぞれ本人が署名して下さい。

様式第2号

保証人変更届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース  
氏名

下記のとおり保証人 を変更し  
に異動がありましたのでお届けします。

記

- 1 事由
- 2 旧連帯保証人氏名
- 3 新連帯保証人  
(新保証人)

現住所  
職業  
氏名

本人との続柄

- 4 変更期日 令和 年 月 日から  
年 月 日まで

様式第3号

休学願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース  
氏名  
連帯保証人氏名

下記の事由により休学したいので許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 休学の事由
- 2 休学の期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

(備考) 病気の場合は医師の診断書を添付すること。

様式第4号

復学願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース

氏 名

連帯保証人氏名

下記により休学中のところ、令和 年 月 日から復学  
したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1 休学の事由

2 休学期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

- (備考)
- 1 病気による休学の場合は、復学に支障ない旨の医師の診断書を添付すること。
  - 2 休学期間満了とともに復学しようとする者も、復学願を提出すること。

様式第5号

退学願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース

氏 名

連帯保証人氏名

下記の事由により退学したいので許可くださるようお願いいたします。

記

1 事 由

2 退学希望年月日 令和 年 月 日

- (備考) 病気による場合は、医師の診断書を添付すること。

様式第6号

住 居 変 更 届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース

氏 名

連帯保証人氏名

下記のとおり住居を変更しましたのでお届けします。

記

1 新 住 所

2 旧 住 所

3 変 更 期 日 令和 年 月 日

-----  
様式第7号の1

欠 席 届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース

氏 名

連帯保証人氏名

下記により欠席したいのでお届けします。

記

1 事 由

2 欠 席 日 時

(備考) 1 事前にこの届を提出できなかった場合は、その理由を記入すること。

2 病気のため1週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

様式第7号の2

欠課・遅刻・早退届

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース  
氏 名

下記により 欠課・遅刻・早退 したいのでお届けします。

記

1 事 由

2 日 時

(備考) 事前にこの届を提出できなかった場合は、その理由を記入  
すること。

---

様式第8号

忌 引 願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース  
氏 名  
連帯保証人氏名

下記により忌引したいので許可くださるようお願いいたします。

記

1 死亡者の氏名および続柄

2 忌 引 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(注) 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父  
母・伯叔父母1日。

様式第9号

学生団体結成願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

責任代表者

創造工学科	年	組・コース
氏 名		
創造工学科	年	組・コース
氏 名		

下記のとおり団体を結成したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1 団体の名称	
2 目的	
3 組織	
4 団体結成期日	令和 年 月 日
5 顧問教員	
6 団体規約	(別 添)
7 会員名簿	(別 添)

(備考) 責任代表者2名以上が記名すること。

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。				
校 長	学生主事	担任教員	顧問教員	
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学生係

様式第10号

校外行事参加願  
団体

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

責任代表者

創造工学科	年	組・コース
氏 名		

下記により校外 行事 団体 に参加したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1 名 称	
2 所在地(参加の場所)	
3 参加の目的	
4 参加の時期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
5 目的・規約及び役員に関する事項	(別 添)
6 参加者名簿	(別 添)

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。				
校 長	学生主事	担任教員	顧問教員	
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学生係

様式第11号

集 会 許 可 願 事

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

責任代表者

創造工学科	年	組・コース
氏 名		

下記のとおり 集会 行事 を行いたいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1 目 的	
2 主 催 者	
3 日 時	
4 場 所	令和 年 月 日
5 使用施設・設備	
6 参 加 者	(別 添)

(備考) 集会・行事を行う1週間以前に提出すること。

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。				
校 長	学生主事	担任教員	顧問教員	
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学生係

様式第12号

施設・設備使用許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

願出責任者

創造工学科	年	組・コース
氏	名	

下記のとおり使用したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 使用する施設・設備	
2 使用者（団体名）	
3 使用目的	
4 使用日時	令和 年 月 日 時 分から 令和 年 月 日 時 分まで

（備考）本願書は学生課学生係に提出すること。

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。					
校 長	学生主事	顧問教員			
事務部長	総務課長	学生課長	課長補佐	学生係長	学生係

様式第13号

印刷物(配布・販売)許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

所属団体名	
創造工学科	年 組・コース
氏 名	

別添印刷物を下記により（配布・販売）したいのでご許可くださるようお願いいたします。

記

1 配布・販売印刷物名	
2 配布・販売先	
3 配布・販売方法	

- (備考) 1 印刷物は必ず2部添付のこと。  
 2 顧問教員，学生主事を経て学生係に提出のこと。

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。					
校 長	学生主事	担当教員	顧問教員		
事務部長	総務課長	学生課長	課長補佐	学生係長	学生係

制服の制式

男子学生	女子学生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー 紺, 2釦シングル</li> <li>・スラックス グレー格子, ツータック</li> <li>・長袖シャツ 白, レギュラーカラー</li> <li>・ネクタイ ブルー・ホワイト・ブラウン, レギュラー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー 紺, 2釦シングル</li> <li>・スカート ブルーチェック, 車ヒダ</li> <li>・スラックス 紺</li> <li>・長袖ブラウス 白, レギュラーカラー</li> <li>・ネクタイ ブルー・ホワイト・ブラウン, レギュラー</li> </ul>
<p>夏服</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏スラックス グレー格子, ツータック</li> <li>・半袖シャツ 白, レギュラーカラー</li> </ul>	<p>夏服</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏スカート ブルーチェック, 車ヒダ</li> <li>・半袖ブラウス 白, レギュラーカラー</li> </ul>

# 創造工学科における学業成績の評価 並びに進級及び卒業の認定に関する規程

制 定 平成26年12月10日

最終改正 令和2年2月25日

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この規程は、鶴岡工業高等専門学校学則に基づき、創造工学科第1学年から第5学年における、試験、学業成績の評価、授業科目（以下「科目」という。）及びその単位の修得の認定並びに進級及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

## 第2章 試 験

(定期試験)

**第2条** 定期試験は、前期末及び後期末に、期間を定めて行う。

2 前項の試験を行わないで評価し得る科目については、これを実施しないことがある。

(中間試験)

**第3条** 中間試験は、第1学年から第3学年を対象とし、学習指導上必要と認める科目について、各期の中間に行う。

(追試験)

**第4条** 定期試験又は中間試験を、病気、忌引その他やむを得ない理由で、受験できなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

(再試験)

**第5条** 定期試験、レポートなどのシラバスに定めた総合評価による評価点が50点（第4学年、第5学年にあつては60点）に満たなかった学生を対象として、試験返却後の一定期間に再試験（レポートなどの再提出も含む）を行うことができる。

(追認試験)

**第6条** 修得できなかった科目（以下「未修得科目」という。）があつ

て進級した学生は、第3学年までを限度として、当該科目の修得のため、追認試験を受けなければならない。

- 2 前項に該当する学生は、追認試験受験願（様式1号）を学級担任及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

（単位追認試験）

**第7条** 第4学年及び第5学年を対象とし、前年度において履修した科目のうち、修得できなかった科目（以下「未修得科目」という。）があつて進級した学生については、当該年度を限度として、当該科目の単位の修得のため、単位追認試験を行うことができる。

- 2 前項の試験を受けようとする学生は、単位追認試験受験願（様式2号）を学級担任又は指導教員及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

### 第3章 学業成績の評価、科目の履修、修得及び単位の修得の認定

（学業成績の評価）

**第8条** 学業成績の評価は、各期末に行う。ただし、卒業研究及びゼミ科目の評価は、学年末に行う。

- 2 各期の評価は、試験の成績、学習状況及び出席状況等を考慮し、各科目毎に100点法で行う。
- 3 学年の評価は、各期の評価を総合したものとする。
- 4 出席時数が、出席すべき時数の4分の3に満たない学生については、その科目の学年の評価は行わない。
- 5 出席日数が、出席すべき日数の4分の3に満たない学生については、全科目の学年の評価は行わない。
- 6 追認試験及び単位追認試験の評価は、追認試験については、当該年度の11月末日までに行い、50点を上限とし、単位追認試験については、当該年度の11月末日までに行い、60点を上限とする。

（科目の履修の認定）

**第9条** 出席時数が、出席すべき時数の4分の3以上の科目については、履修したものとして認定する。

(科目とその単位の修得の認定)

**第10条** 履修した科目の学年の評価が、第1学年から第3学年については、50点以上の科目とその単位を修得したものとして認定する。

2 履修した科目の学年の評価が、第4学年及び第5学年については、60点以上の科目とその単位を修得したものとして認定する。

(試験を受けなかった場合)

**第11条** 正当な理由がなく、定期試験、中間試験、追試験及び授業中に実施する定期試験に準ずる試験を受けなかった学生については、当該科目の試験の成績は零点とする。

(不正行為を行った場合)

**第12条** 試験中に不正行為を行った学生については、当該試験期間中に行われた全科目の試験の成績は零点とする。

#### 第4章 進級の認定

(進級及び卒業の認定)

**第13条** 進級及び卒業の認定は、教員会議を経て、校長が行う。

2 進級の認定にあたっては、原則として次の名号の基準に該当していなければならない。

一 別表1に掲げる科目とその単位を修得していること。

二 第1学年から第3学年については、当該学年までの累積未修得科目が2科目以下であること。

三 第1学年から第3学年については、各学年に掲げる必修科目を履修していること。

(第8条に掲げる履修の認定)

四 第1学年からその学年までに、修得した科目の累積修得単位数(追認された科目の単位数も含む。)が別表2に掲げる単位数に達していること。

五 第1学年から第3学年において、特別活動の出席時数が出席すべき時数の4分の3以上であること。

3 別に定める鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程により認定された単位数は、第1学年から第3学年につ

いては前項第三号による累積修得単位数に加算することができず、第4学年及び第5学年については前項第三号による累積修得単位数に加算することができる。

4 卒業の認定にあたっては、原則として次の各号の基準に該当していなければならない。

一 第5学年において、第2項に掲げる要件を満たしていること。

二 卒業研究の評価が可以上であること。

(原級留置)

**第14条** 進級又は卒業を認定されない学生は原級留置とし、その学年の科目を再履修しなければならない。

ただし、第4学年及び第5学年については、その評価が可以上であった科目（インターンシップ、CO-OP実習を含む）については、履修を免除することができる。

2 原級留置になった学生が、原級留置になった年度において修得した科目とその単位は無効とする。

ただし、第4学年及び第5学年については、前年度において評価が可以上であった科目（インターンシップ、CO-OP実習を含む）について第3項による履修免除願を提出して承認された場合は、その学年の科目及び単位を既に修得したものとして認定し、その評価をその学年の評価とする。

3 前項ただし書前段に該当すると認められる科目については、履修免除願（様式3号）を学級担任又は指導教員及び科目担当教員を経て、校長に提出し履修免除の承認を受けることができる。

4 休学による場合のほか、連続して2回原級にとどまることはできない。

## 第5章 雑 則

(学業成績の評語)

**第15条** 学業成績を評語で表す場合は、優、良、可及び不可とし、その区分は次のとおりとする。

第1学年から第3学年

評語	優	良	可	不可
評価点	100～80	79～60	59～50	49以下

第4学年及び第5学年

評語	優	良	可	不可
評価点	100～80	79～70	69～60	59以下

(記録)

**第16条** 各科目の学年における学業成績の評語及び進級及び卒業の認定の結果は、指導要録に記録しなければならない。

(成績通知票)

**第17条** 前期及び学年の評価は、成績通知票により保護者に通知する。

2 成績通知票には、100点法で記載する。

(学業成績証明書)

**第18条** 学業成績証明書には、修得した科目について第13条に定める評語をもって記載する。

2 原級留置になった学生の場合は、再履修した学業成績の評価を記載する。その場合、履修免除願を提出し承認を受けた科目については、再履修したものとする。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行し、創造工学科在籍者に適用する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

## 学年別必修得科目

## 【学科共通】

学 科 別	授 業 科 目	学 年 別
創 造 工 学 科	総 合 工 学 I	1 年
	創 造 基 礎 実 習	1 年
	工 学 実 験 実 習 I	2 年
	工 学 実 験 実 習 II	3 年
	工 学 実 験 実 習 III	4 年
	工 学 実 験 実 習 IV	5 年

## 【コース別】

コ ー ス 別	授 業 科 目	学 年 別
機 械 コ ー ス	機 械 製 図	2 年
	機 械 設 計 製 図	4 年, 5 年
電 気 ・ 電 子 コ ー ス	電 気 電 子 製 図	4 年
情 報 コ ー ス	機 械 ・ 電 気 製 図	2 年, 3 年

別表 2

## 累積修得単位数

学 年 別	累 積 修 得 単 位 数	備 考
第 1・2・3 学 年	95 単 位 以 上	
第 4 学 年	130 単 位 以 上	
第 5 学 年	167 単 位 以 上	累 積 修 得 単 位 数 の う ち , 一 般 科 目 に つ い て は 75 単 位 以 上 , 専 門 科 目 に つ い て は 82 単 位 以 上 と す る 。

## 試 験 心 得

1. 厳正な態度で受験し、カンニング等の不正行為は絶対にしない。
2. HB以上の濃い、明瞭な筆記による答案を提出する。

### ◎受験者の守るべき事項

1. 出席番号順に着席する。
2. 持ち物はあらかじめ教室の前方または後方に置き、机の中に物を入れない。
3. 携帯電話等は他の持ち物と一緒に置き、必ず電源を切る。
4. 机上には筆記用具及び許可された物以外置かない。
5. 受験中の物の貸し借りはできない。
6. 遅れて入室できるのは開始30分まで、退出できるのは30分経過後とする。ただし、第1学年から第3学年までは原則として退出できない。
7. いったん退出した者の再入室はできない。

### 備考

この試験心得と注意事項は平成24年度から適用する。

## 2年生進級時におけるコース配属方針

教 務 委 員 会  
モデルコアカリキュラム等評価検討委員会  
制 定 平成26年12月3日  
最終改正 平成30年12月6日

1. コース選択を進める手順は以下のとおりとする。
  - ① 機会を通じて希望コース選択方法について学生及び保護者に周知する。また、複数教員（担任、各コース長等）による学生支援ミーティングを年間4回実施して、コース配属に対する学生の意識を高める。
  - ② 年3回（前期中間試験後、前期末試験後、後期中間試験後）、第1位から第4位までの希望コース予備調査を行う。後日、希望コース内での成績順位、及び現在の成績での配属コースを提示する。あわせて希望コース選択方法について記載説明する。
  - ③ 1月末に保護者同意の署名押印した希望調査票の提出を求める。
  - ④ 進級判定会議後に本人希望コースと年度末の学業成績結果とにより配属先の案を作成する。
  - ⑤ その後、教務委員会の議により、2年次配属コースを決定する。
  - ⑥ 本人及び保護者に配属コースを郵送にて通知する。
2. コース配属決定方法は、以下のとおりとする。
  - ・年度末の学業成績による全教科の合計点
  - ・各コースの配属人数については、定員40名の±10%（36人～44人）の範囲内とし、各コースへの配属希望状況を考慮し、配属する。

ただし、希望コースにおいて同点数（同順位）の場合は、最大10名まで増員可能とする（第2学年原級留置者含む）。

**附 記**

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

**附 記**

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

**附 記**

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

## 創造工学科第4学年進級時における分野配属方針

校長裁定 平成29年6月21日

最終改正 平成31年3月8日

1. 各コースの分野配属を進める手順は以下のとおりとする。
  - ① 第1位から第4位（情報コースは2位, 化学・生物コースは3位）までの希望分野調査を行う。
  - ② 各分野の配属人数は原則次のとおりとし、教務委員会で決定する。
    - ・各コースに所属する学生の人数をそのコースに所属する教員の人数で割り、その数を教員1名に対する配属学生数の基本とし、各分野への配属人数を割り振る。
    - ・上記において余りが生じた場合、希望分野調査を考慮して再割り振りする。ただし、分野に所属する基礎コース教員1人あたり学生1名の増員とし、これにより難しい場合は、教員の人数の割合において配属する。
  - ③ 1月末に保護者同意の署名押印した希望調査票の提出を求める。
  - ④ 進級判定会議後に本人希望分野と年度末の学業成績結果（3学年の成績）とにより配属先の案を作成する。
  - ⑤ 配属先の案をコース長、クラス担任、分野長で協議して微調整を行う。
  - ⑥ その後、教務委員会の議により、第4学年分野配属を決定する。
  - ⑦ 本人及び保護者に配属分野を郵送にて通知する。
2. 分野配属決定方法は、以下のとおりとする。

年度末の学業成績による全教科の合計点  
ただし、希望分野において同点数（同順位）の場合は、増員可能とする。

### 附 則

- 1 本方針については，平成29年 6月21日から適用する。
- 2 本方針の施行に伴い，創造工学科第4学年進級時における分野配属方針（平成27年12月3日制定）は，廃止する。

### 附 則

本方針は，平成29年10月23日から施行し，平成29年10月1日から適用する。

### 附 則

本方針は，平成30年 4月1日から適用する。

### 附 則

本方針は，平成31年 4月1日から適用する。



## 創造工学科第4学年及び第5学年の授業科目履修方針

教 務 委 員 会

モデルコアカリキュラム等評価検討委員会

制 定 平成27年12月3日

最終改正 平成31年3月5日

(目的)

1. この方針は、第4学年及び第5学年における、授業科目の履修方針について定めることを目的とする。

(履修方法)

2. 各コース分野の履修モデル（別紙様式）に基づき、選択科目を除いた履修科目を原則全て履修する。

(他コース分野の履修)

3. 履修モデル以外の他コース分野の履修については、配属予定の卒業研究および資格試験認定に必要な場合に限り教務委員会の議を得て許可することができる。ただし、他コース分野を履修する際に学修単位の合計が、自コース分野の修得単位数及び履修予定単位数合わせて60単位を超える場合は許可しない。

履修モデル (機械コースデザイン工学分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	82
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3			英語表現法	1	
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2						
	音楽	1	保健・体育Ⅱ	2							
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		5	82
専門科目 (デザイン工学分野)	情報テラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	88
	地域コミュニティ学	1	工学実験実習Ⅰ	2	工学実験実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	情報処理Ⅰ	1	情報処理Ⅱ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	電気基礎Ⅰ	1	電気基礎Ⅱ	1	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			機械製図	2	応用物理Ⅰ	2	情報処理	1	数値解析	1	
					材料力学Ⅰ	2	材料力学Ⅱ	2	機械力学Ⅱ	1	
					材料学Ⅰ	2	材料学Ⅱ	1	熱力学演習	1	
					工業力学	2	機械力学Ⅰ	1	水力学演習	1	
					生産加工学	2	機械要素設計	2	工業英語	1	
							デザイン工学	1	機械設計製図Ⅱ	3	
							熱力学	2	医療福祉機器工学(M)	1	
							水力学	2	精密加工学(M)	1	
							機構学	1	メカトロニクス	1	
							機械設計製図Ⅰ	4	制御工学	2	
							電子回路(M)	1	材料化学	1	
						マイコン制御	1	数理科学	1		
						校外実習 インターンシップ	1	アドバンステクノロジー	1		
小計		5		7		15		31		33	91
合計		33		32		34		36		38	173

## 履修モデル (機械コースメカトロニクス分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	82
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3			英語表現法	1	
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2						
音楽	1	保健・体育Ⅱ	2								
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		5	82
専門科目 (メカトロニクス分野)	情報テラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	88
	地域コミュニティ学	1	工学実験実習Ⅰ	2	工学実験実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	情報処理Ⅰ	1	情報処理Ⅱ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	電気基礎Ⅰ	1	電気基礎Ⅱ	1	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			機械製図	2	応用物理Ⅰ	2	情報処理	1	数値解析	1	
					材料力学Ⅰ	2	材料力学Ⅱ	2	機械力学Ⅱ	1	
					材料学Ⅰ	2	材料学Ⅱ	1	熱力学演習	1	
					工業力学	2	機械力学Ⅰ	1	水力学演習	1	
					生産加工学	2	機械要素設計	2	工業英語	1	
							デザイン工学	1	機械設計製図Ⅱ	3	
							熱力学	2	マイクロコンピュータⅠ	2	
							水力学	2	システム制御Ⅰ	1	
							機構学	1	メカトロニクス	1	
							機械設計製図Ⅰ	4	制御工学	2	
						電子回路(M)	1	材料化学	1		
選択科目							マイコン制御	1			4
							校外実習	1	アドバンステクノロジー	1	
							インターシップ	1	医療福祉機器工学Ⅰ	1	
小計		5		7		15		31		34	92
合計		33		32		34		36		39	174

## 履修モデル (機械コース資源エネルギー分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	82
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3			英語表現法	1	
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
	生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
音楽	1	保健・体育Ⅱ	2								
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		5	82
専門科目 (資源エネルギー分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	88
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	情報処理Ⅰ	1	情報処理Ⅱ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	電気基礎Ⅰ	1	電気基礎Ⅱ	1	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			機械製図	2	応用物理Ⅰ	2	情報処理	1	数値解析	1	
					材料力学Ⅰ	2	材料力学Ⅱ	2	機械力学Ⅱ	1	
					材料学Ⅰ	2	材料学Ⅱ	1	熱力学演習	1	
					工業力学	2	機械力学Ⅰ	1	水力学演習	1	
					生産加工学	2	機械要素設計	2	工業英語	1	
							デザイン工学	1	機械設計製図Ⅱ	3	
							熱力学	2	地球環境科学(B)	1	
							水力学	2	エネルギー変換工学(M)	1	
							機構学	1	メカトロニクス	1	
							機械設計製図Ⅰ	4	制御工学	2	
							パワーエレクトロニクス(E)	1	材料化学	1	
							電子回路(M)	1			
							マイコン制御	1			
						校外実習	1	アドバンステクノロジー	1		
						インターンシップ	1				
小計		5	7		15		32		32	91	
合計		33	32		34		37		37	173	

## 履 修 モ デ ル (機械コース材料工学分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	82
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3			英語表現法	1	
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
	生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
音楽	1	保健・体育Ⅱ	2								
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		5	82
専門科目 (材料工学分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	88
	地域コミュニティ学	1	工学実験実習Ⅰ	2	工学実験実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	情報処理Ⅰ	1	情報処理Ⅱ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	電気基礎Ⅰ	1	電気基礎Ⅱ	1	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			機械製図	2	応用物理Ⅰ	2	情報処理	1	数値解析	1	
					材料力学Ⅰ	2	材料力学Ⅱ	2	機械力学Ⅱ	1	
					材料学Ⅰ	2	材料学Ⅱ	1	熱力学演習	1	
					工業力学	2	機械力学Ⅰ	1	水力学演習	1	
					生産加工学	2	機械要素設計	2	工業英語	1	
							デザイン工学	1	機械設計製図Ⅱ	3	
							熱力学	2	材料化学(M)	1	
							水力学	2	メカトロニクス	1	
							機構学	1	制御工学	2	
							機械設計製図Ⅰ	4	数理科学	1	
							電気化学(B)	2			
							電子回路(M)	1			
							マイコン制御	1			
						校外実習	1	アドバンステクノロジー	1		
						インターンシップ	1				
小計		5		7		15		33		31	91
合計		33		32		34		38		36	173

## 履 修 モ デ ル （電気・電子コースエレクトロニクス分野）

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2						
	音楽	1	保健・体育Ⅱ	2							
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		4	81
専門科目 (エレクトロニクス分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	89
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	プログラミング演習	1	情報処理Ⅰ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	電気磁気学Ⅰ	2	電気磁気学Ⅱ	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			電気回路Ⅰ	1	電気回路Ⅱ	2	情報処理Ⅱ	1	情報処理Ⅲ	1	
					応用物理Ⅰ	2	電気磁気学演習	1	発変電工学	2	
					電気機器Ⅰ	1	電気回路	2	制御工学	2	
					電子工学	2	電気回路演習	1	デジタル回路	2	
					電気電子計測	2	電気電子材料	2	機械工学概論	1	
							通信工学	2	工業英語	1	
							情報通信	1	電子回路設計(E)	1	
							計算機工学	2	ネットワークシステム	2	
							電子回路	2	送配電工学	2	
							電子回路演習	1	ソフトウェア工学	1	
							電気電子製図	1	電気法規及び電気施設管理	1	
							デジタル信号処理(E)	2	マイクロコンピュータ	2	
							高電圧工学	1	電気応用	1	
							パワーエレクトロニクス	1			
						ネットワーク演習	1				
						電気機器Ⅱ	1				
						校外実習	1	アドバンステクノロジー	1		
						インターンシップ	1	電気機器設計	1		
選択科目											4
小計		5		7		15		32		34	93
合計		33		32		34		37		38	174

## 履 修 モ デ ル (電気・電子コースメカトロニクス分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3				
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2				
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2				
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2				
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2				
	生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2				
音楽	1	保健・体育Ⅱ	2							
保健・体育Ⅰ	3									
小計		28		25		19		5		4
専門科目 (メカトロニクス分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1
	総合工学Ⅰ	1	プログラミング演習	1	情報処理Ⅰ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2
	創造基礎実習	2	電気磁気学Ⅰ	2	電気磁気学Ⅱ	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12
			電気回路Ⅰ	1	電気回路Ⅱ	2	情報処理Ⅱ	1	情報処理Ⅲ	1
					応用物理Ⅰ	2	電気磁気学演習	1	発変電工学	2
					電気機器Ⅰ	1	電気回路	2	制御工学	2
					電子工学	2	電気回路演習	1	デジタル回路	2
					電気電子計測	2	電気電子材料	2	機械工学概論	1
							通信工学	2	工業英語	1
							情報通信	1	システム制御(Ⅰ)	1
							計算機工学	2	マイクロコンピュータ	2
							電子回路	2	電気応用	2
							電子回路演習	1	電子回路設計	1
							電気電子製図	1	電気機器設計	1
							デジタル信号処理	2	ネットワークシステム	2
							高電圧工学	2	送配電工学	2
							パワーエレクトロニクス	1		
							ネットワーク演習	1		
							電気機器Ⅱ	1		
選択科目						校外実習	1	アドバンステクノロジー	1	
						インターンシップ	1	ソフトウェア工学	1	
								電気法規及び電気施設管理	1	
								医療福祉機器工学	1	
小計		5		7		15		32		35
合計		33		32		34		37		39

履修モデル（電気・電子コース資源エネルギー分野）

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2						
	音楽	1	保健・体育Ⅱ	2							
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		4	81
専門科目 (資源エネルギー分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	89
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	プログラミング演習	1	情報処理Ⅰ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	電気磁気Ⅰ	2	電気磁気Ⅱ	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			電気回路Ⅰ	1	電気回路Ⅱ	2	情報処理Ⅱ	1	情報処理Ⅲ	1	
					応用物理Ⅰ	2	電気磁気学演習	1	発変電工学	2	
					電気機器Ⅰ	1	電気回路	2	制御工学	2	
					電子工学	2	電気回路演習	1	デジタル回路	2	
					電気電子計測	2	電気電子材料	2	機械工学概論	1	
							通信工学	2	工業英語	1	
							情報通信	1	地球環境科学(B)	1	
							計算機工学	2	エネルギー変換工学(D)	1	
							電子回路	2	電子回路設計	1	
							電子回路演習	1	電気機器設計	1	
							電気電子製図	1	ネットワークシステム	2	
							デジタル信号処理	2	送配電工学	1	
							高電圧工学	1	ソフトウェア工学	1	
							パワー・エレクトロニクス	1	電気法規及び電気施設管理	1	
							ネットワーク演習	1			
							電気機器Ⅱ	1			
選択科目						校外実習	1	アドバンステクノロジー	1		
						インターンシップ	1	マイクロコンピュータ	2		
								電気応用	1		
合計		5	7		15		32		35	94	
		33		32		34		37		39	175

## 履 修 モ デ ル (電気・電子コース材料工学分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
小計	生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
	音楽	1	保健・体育Ⅱ	2							
	保健・体育Ⅰ	3									
	28		25		19		5		4	81	
専門科目 (材料工学分野)	情報テラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	89
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	プログラミング演習	1	情報処理Ⅰ	1	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	電気磁気Ⅰ	2	電気磁気Ⅱ	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			電気回路Ⅰ	1	電気回路Ⅱ	2	情報処理Ⅱ	1	情報処理Ⅲ	1	
					応用物理Ⅰ	2	電気磁気学演習	1	発変電工学	2	
					電気機器Ⅰ	1	電気回路	2	制御工学	2	
					電子工学	2	電気回路演習	1	デジタル回路	2	
					電気電子計測	2	電気電子材料	2	機械工学概論	1	
							通信工学	2	工業英語	1	
							情報通信	1	材料化学(M)	1	
							計算機工学	2	電子回路設計	2	
							電子回路	2	電気機器設計	1	
							電子回路演習	1	ネットワークシステム	2	
							電気電子製図	1	送配電工学	2	
							電気化学(B)	2	ソフトウェア工学	1	
							デジタル信号処理	2	電気法規及び電気施設管理		
							高電圧工学				
							電気機器Ⅱ	1			
	選択科目						校外実習	1	アドバステカロー	1	
						インターシッ	1	マイクロコンピュ	2		
						パワーエレクト	1	電気応用			
						ネットワーク演習					
合計		5	7		15		34		34	95	
		33	32		34		39		38	176	

履修モデル (情報コースITソフトウェア分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般 科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
	生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
音楽	1	保健・体育Ⅱ	2								
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		4	81
専門 科目 (ITソフトウェア分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	89
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	プログラミング言語	1	ソフトウェア工学	2	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	ハードウェア概論	2	応用物理Ⅰ	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			機械・電気製図	2	プログラミング演習	1	データ構造	2	信号処理	2	
					材料力学	2	材料力学	1	情報ネットワーク	1	
					電気工学	2	ロボット機構学	2	制御工学Ⅱ	2	
					マイクロコンピュータ	1	数値解析	2	計測工学	2	
					機械・電気製図	1	論理回路	2	ロボット工学Ⅰ	1	
							電子回路	2	工業英語	1	
							電気工学演習	1	画像処理	2	
							制御工学Ⅰ	1	情報通信工学	2	
							工業英語	1	ロボット工学Ⅱ	2	
							情報理論	2	システム制御	1	
							アルゴリズム演習	1			
							水力学	1			
							実践情報処理	2			
						校外実習	1	アドバンステクノロジー	1		
						インターンシップ	1	医療福祉機器工学(M)	1		
合計		33		33		33		36		39	174
		5		8		14		31		35	93

## 履 修 モ デ ル (情報コースメカトロニクス分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	81
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3					
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
	生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
音楽	1	保健・体育Ⅱ	2								
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		4	81
専門科目 (メカトロニクス分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	89
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	プログラミング言語	1	ソフトウェア工学	2	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	ハードウェア概論	2	応用物理Ⅰ	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
			機械・電気製図	2	プログラミング演習	1	データ構造	2	信号処理	2	
					材料力学	2	材料力学	1	情報ネットワーク	1	
					電気工学	2	ロボット機構学	2	制御工学Ⅱ	2	
					マイクロコンピュータ	1	数値解析	2	計測工学	2	
					機械・電気製図	1	論理回路	2	ロボット工学Ⅰ	1	
							電子回路	2	工業英語	1	
							電気工学演習	1	マイクロコンピュータ	2	
							制御工学Ⅰ	1	システム制御	1	
							工業英語	1	画像処理	2	
							情報理論	2	ロボット工学Ⅱ	2	
							アルゴリズム演習	1			
							水力学※1	2			
							実践情報処理	2			
							校外実習	1	アドバンステクノロジー	1	
						インターンシップ	1	医療福祉機器工学(M)	1		
								情報通信工学	2		
合計		33		33		33		36		41	176

※履修単位

## 履 修 モ デ ル (化学・生物コース環境バイオ分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1	82
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2	
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1	
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3			英語表現法	1	
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2					
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2					
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2					
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2					
生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2						
	音楽	1	保健・体育Ⅱ	2							
保健・体育Ⅰ	3										
小計		28		25		19		5		5	82
専門科目 (環境バイオ分野)	情報テラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2	91
	地域コミュニティ学	1	工学実験実習Ⅰ	2	工学実験実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1	
	総合工学Ⅰ	1	分析化学	2	応用物理Ⅰ	2	応用物理Ⅱ	2	工学実験実習Ⅳ	2	
	創造基礎実習	2	物質化学実験	1	無機化学	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12	
					有機化学	2	物理化学	2	環境とエネルギー	1	
					物理化学	2	機器分析	2	工業英語	1	
					基礎生物学	2	無機化学	2	機械工学概論	1	
					化学工学	1	有機化学	2	情報処理演習	2	
					物質化学実験	2	生物化学	2	生物物理化学(B)	2	
							工業英語	1	地球環境科学(B)	1	
							材料化学	2	バイオテクノロジー	2	
							化学工学	2	外国語雑誌会	1	
							計算機実習	1	有機材料化学	1	
							計測制御	2	無機材料化学	2	
							生物工学基礎	2	有機電子論	2	
							生物工学実験(B)	1			
							分子生物学	2			
							校外実習	1	アドバンステクノロジー	1	
							インターンシップ	1	半導体工学	1	
							半導体工学	1	薬学概論	1	
						薬学概論	1				
合計		5		6		16		36		33	96
		33		31		35		41		38	178

☐      どちらかを選択する。

## 履 修 モ デ ル (化学・生物コース資源エネルギー分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3				
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2				
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2				
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2				
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2				
生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2					
	音楽	1	保健・体育Ⅱ	2						
保健・体育Ⅰ	3									
小計		28		25		19		5		4
専門科目 (資源エネルギー分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1
	総合工学Ⅰ	1	分析化学	2	応用物理Ⅰ	2	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2
	創造基礎実習	2	物質化学実験	1	無機化学	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12
					有機化学	2	物理化学	2	環境とエネルギー	1
					物理化学	2	機器分析	2	工業英語Ⅰ	1
					基礎生物学	2	無機化学	2	機械工学概論	1
					化学工学	1	有機化学	2	情報処理演習	2
					物質化学実験	2	生物化学	2	地球環境科学(B)	1
							工業英語	1	エレクトロニクスⅢ	1
							材料化学	2	生物物理化学	2
							化学工学	2	バイオテクノロジー	2
							計算機実習	1	無機材料化学	6
							計測制御	2	有機電子論	2
							生物工学基礎	2	外国語雑誌会	1
							パワーエレクトロニクスⅡ	1	有機材料化学	1
							生物工学実験	1		
							分子生物学	2		
							電気化学	2		
							材料工学実験	1		
選択科目							校外実習	1	アドバンステクノロジー	1
							インターンシップ	1	半導体工学	1
							半導体工学	1	薬学概論	1
							薬学概論	1		
小計		5		6		16		37		34
合計		33		31		35		42		38

どちらかを選択する。  
 4科目の中から、3科目を選択する。

## 履 修 モ デ ル (化学・生物コース材料工学分野)

科目区分	1年	単位数	2年	単位数	3年	単位数	4年	単位数	5年	単位数
一般科目	国語Ⅰ	3	国語Ⅱ	3	国語Ⅲ	3	英語Ⅶ	2	保健・体育Ⅴ	1
	地理	3	歴史Ⅰ	3	歴史Ⅱ	1	保健・体育Ⅳ	2	ドイツ語Ⅱ	2
	倫理	2	数学Ⅲ	4	政治・経済	2	ドイツ語Ⅰ	1	語学演習	1
	数学Ⅰ	4	数学Ⅳ	2	数学Ⅴ	3				
	数学Ⅱ	2	英語Ⅲ	3	数学Ⅵ	2				
	英語Ⅰ	3	英語Ⅳ	3	英語Ⅴ	2				
	英語Ⅱ	3	化学Ⅱ	1	英語Ⅵ	2				
	化学Ⅰ	3	物理Ⅰ	3	物理Ⅱ	2				
生物	生物	1	美術	1	保健・体育Ⅲ	2				
	音楽	1	保健・体育Ⅱ	2						
保健・体育Ⅰ	3									
小計		28		25		19		5		4
専門科目 (材料工学分野)	情報リテラシー	1	総合工学Ⅱ	1	総合工学Ⅲ	1	工学実験・実習Ⅲ	3	応用数学Ⅱ	2
	地域コミュニティ学	1	工学実験・実習Ⅰ	2	工学実験・実習Ⅱ	2	応用数学Ⅰ	3	生産工学	1
	総合工学Ⅰ	1	分析化学	2	応用物理Ⅰ	2	応用物理Ⅱ	2	工学実験・実習Ⅳ	2
	創造基礎実習	2	物質化学実験	1	無機化学	2	総合工学Ⅳ	2	卒業研究	12
					有機化学	2	物理化学	2	環境とエネルギー	1
					物理化学	2	機器分析	2	工業英語Ⅰ	1
					基礎生物学	2	無機化学	2	機械工学概論	1
					化学工学	1	有機化学	2	情報処理演習	2
					物質化学実験	2	生物化学	2	材料化学(M)	1
							工業英語	1	地球環境科学(B)	1
							材料化学	2	生物物理化学	2
							化学工学	2	バイオテクノロジー	2
							計算機実習	1	無機材料化学	2
							計測制御	2	有機電子論	2
							生物工学基礎	2	外国語雑誌会	1
							電気化学(B)	2	有機材料化学	1
							材料工学実験	1		
							生物工学実験	1		
						分子生物学	2			
選択科目							校外実習	1	70/バステクノロジー	1
							インターシップ	1	半導体工学	1
							半導体工学 薬学概論	1	薬学概論	
小計		5		6		16		36		34
合計		33		31		35		41		38

- どちらかを選択する。  
ただし4年「電気化学」は履修しなければならない。
- 4科目の中から、3科目を選択する。

# 鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程

制 定 平成6年12月16日

最終改正 平成28年12月7日

(目的)

**第1条** この規程は、鶴岡工業高等専門学校学則第13条の2第2項、第13条の3第4項、第13条の5第2項並びに第13条の6第2項に基づき、他の高等専門学校における科目の履修及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等、海外語学研修並びに自主探究活動における学修に関し、必要な事項を定める。

(文部科学大臣が別に定める学修)

**第2条** 学則第13条の3第1項に規定する其他文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号に掲げる学修をいう。

- 一 大学又は短期大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校の専攻科における学修
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五 次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの
  - イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
  - ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第115条に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。

二 審査の実施の方法が、適正かつ公正であること。

六 ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動  
(学修手続)

**第3条** 学生は、他の高等専門学校における科目の履修、大学における学修若しくは前条第1号から第3号までに掲げる学修（以下「他の教育施設等における学修」という。）又は第6号に掲げる学修を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修許可願（様式第1号）に関係書類を添え、担任又は指導教員を経て校長の許可を受けるものとする。

(単位の認定申請)

**第4条** 学生は、他の教育施設等における学修、第2条第4号、第5号、第6号に掲げる学修、海外語学研修並びに自主探究活動における学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修単位認定願（様式第2号）に、当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書、成績証明書、合格証書又は証明書等を添え、担任又は指導教員を経て校長に願い出るものとする。

2 校長は、前項の規定により願い出のあった場合は、教務委員会に付し、次により処置する。

一 他の教育施設等における学修については、相当する科目を本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

二 第2条第4号、第5号、第6号に掲げる学修、海外語学研修並びに自主探究活動における学修については、単位の修得を認定することができる。

(進級及び卒業の認定に必要な累積修得単位の認定)

**第5条** 前条第2項で認定された単位は、進級及び卒業に必要な累積修得単位として認定する。

(その他)

**第6条** この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成6年12月16日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在籍する学生で、第2条第四号による技能審査に合格している者の修得単位の取り扱いについては、本規程により学修したものとみなす。

### 附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年10月15日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

様式第1号

鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

学 科 名 創造工学科                      コース  
学 年                                      年  
学籍番号  
氏 名

下記のとおり鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等において学修したいので、御許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

1 学修目的

2 教育施設等の名称

3 学修日

平成・令和 年 月 日 ( ) から

平成・令和 年 月 日 ( ) まで

4 授業科目名及び単位

授 業 科 目 名

単 位 数

様式第2号

鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修単位認定願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

学 科 名	創造工学科	コース
学 年	年	
学籍番号		
氏 名		

下記のとおり鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等において学修したので、本校における修得単位として認定して下さるよう関係書類を添えてお願いします。

記

1 教育施設等の名称又は試験の種類（インターンシップの場合は、会社名）

2 認定を願い出る

授 業 科 目 名

単 位 数

3 添 付 書 類

単位修得証明書

成績証明書

合格通知書(写)

実習証明書

インターンシップ証明書

## 鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する実施要項

制 定 平成6年12月16日

最終改正 平成28年12月7日

- 1 鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という）第6条に基づき、他の高等専門学校における科目の履修及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等の取り扱いを定める。
- 2 単位を認定できる規程第1条、第2条第四号、第五号並びに第六号に掲げる学修について、次のとおり定める。

単位を認定できる学修	名 称	科 目 名	備 考
規程第2条第四号、第五号並びに第六号に掲げる学修	実用英語技能検定試験 (以下「実用英検」という。)	実用英検〇級	校外学修 (一般科目)として 取り扱う
	国際コミュニケーション英語 能力テスト (IPテストを含む。 以下「TOEIC」という。)	T O E I C	
	社 会 実 習	社 会 実 習 ( 社 会 福 祉 ) 社 会 実 習 ( 技 術 支 援 )	
	工業英語能力検定試験 (以下「工業英検」という。)	工業英検〇級	校外学修 (専門科目)として 取り扱う
	甲種危険物取扱者試験	甲種危険物取扱者	
	技 術 士 試 験	技術士第一次試験 ( 技 術 士 補 )	
	C O - O P 実 習	CO-OP 実 習	
	海 外 技 術 英 語 研 修	海外技術英語研修	
	自 主 探 究 活 動	自主探究活動	

- 3 規程第4条第1項に定める単位の認定申請は、第1学年から当該学年までの分を第4学年次又は第5学年次に行うものとする。
- 4 規程第4条第2項により単位の修得を認定する場合は、次のとおり評価する。

- (1) 規程第4条第2項第一号に定める学修は、100点法で評価する。
- (2) 規程第4条第2項第二号に定める学修は、「合格」で評価する。  
ただしCO-OP実習における学修については、100点法で評価する。
- 5 規程第4条第2項第二号により単位の修得を認定することができる単位数を、次のとおり定める。

- (1) 認定することができる修得単位数の基準

科目名		修得単位数
実用英検	準2級	1 単位
	2 級	2 単位
	準1級	4 単位
	1 級	6 単位
TOEIC	400点～495点	1 単位
	500点～695点	2 単位
	700点～895点	4 単位
	900点～990点	6 単位
社会実習	社会実習（社会福祉）	1 単位
	社会実習（技術支援）	1 単位
工業英検	3 級	1 単位
	準2級	2 単位
	2 級	4 単位
	1 級	6 単位
甲種危険物取扱者		2 単位
技術士	第一次試験（技術士補）	5 単位
C O - O P 実 習		1 単位
海外技術英語研修		1 単位
自主探究活動		1 単位

- (2) 実用英検若しくは工業英検の複数の級に合格し、又はTOEICの複数のスコアレベルにより、単位の認定を同時に申請した場合は、上位の級又はスコアレベルに対応する単位を認定する。
- (3) 実用英検若しくは工業英検に合格し、又はTOEICのスコアレベルにより単位の認定の申請があった場合において、既に認定された単位があるときは、当該認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。
- (4) 実用英検及びTOEICの単位の認定をする場合は、いずれか上位の単位を限度に認定する。この場合において、既に認定された実用

英検又はTOEICの単位があるときは、当該認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。

- (5) 技術士補資格の単位認定については、専門分野を問わず技術士第一次試験に合格したことを証明する書類を添付し申請があった場合、認定することができる。

備考

この要項は、平成6年12月16日から実施する。

備考

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

備考

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

備考

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

備考

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

備考

この要項は、平成26年7月1日から実施する。

備考

この要項は、平成26年10月1日から実施する。

備考

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学者に係る工場実習に必要な要件については、第2項、第4項、第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

備考

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

## 鶴岡工業高等専門学校本科のインターンシップに関する要項

### 1 目的

この要項は、授業科目インターンシップに関する事項について定める。

### 2 主管

- (1) インターンシップは、第4学年で実施し、教務主事主管のもとに、各コース長がインターンシップ担当教員と計画のうえ、事業所等に委託し、その就業規則に従って実施する。
- (2) (1)でいうインターンシップ担当教員とは、第4学年担任教員をいう。
- (3) インターンシップに関する事務は、学生課教務係が担当する。

### 3 インターンシップ担当教員の任務

インターンシップ担当教員は、コース長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- (1) 受入れ先事業所等の選定
- (2) 受入れ先事業所等への配属
- (3) 内容、テーマ等に関する助言・指導
- (4) インターンシップ中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導
- (5) インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (6) 必要に応じて、受入れ先事業所等の巡回指導
- (7) 本科インターンシップ日誌（様式第1号）、本科インターンシップ証明書（様式第2号）、本科インターンシップ報告書（様式第3号）の受理及び評価
- (8) その他必要な事項

### 4 インターンシップ期間

インターンシップは、夏期休業期間中に実施するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、夏期休業期間外にまたがって実施することができる。

### 5 期間

インターンシップ期間は、1週間以上とする。

6 インターンシップを実施するに際し、学生がすることは次のとおりとする。

(1) インターンシップ災害保険への加入

インターンシップを学修する学生は、実習における災害等に備え、実習開始前にインターンシップ災害保険に加入すること。

(2) 受入れ先へ向かうに際しての注意事項

ア. 出発までに、受入れ先の概要等を把握しておくとともに、インターンシップの趣旨、目的を理解しておくこと。

イ. 指定された時間の遅くとも10分前までに到着すること。特に遠方の場合には列車時刻表等をよく調べ、余裕を持って行くように、心がけ、指定日時に遅れないよう十分注意すること。

ウ. 病気、事故等で指定日時に行けない場合は、インターンシップ担当教員又は学生課教務係に連絡するとともに受入れ先へ連絡し、その指示を受けること。

(3) 持参すべきもの

ア. 印鑑

イ. 学生証

ウ. 健康保険証（遠隔地適用の保険証）

なお、携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。

エ. 手帳、ノート、レポート用紙、筆記用具等

オ. 身回り品（寝巻、洗面用具、上履き、運動靴等）

カ. その他、受入れ先から指定されたもの。

（注） 出発前に受入れ条件を確認し、忘れ物等をしないよう注意すること。また、日用品等については最小限にすること。

(4) インターンシップを受けるに際し、次の事項をよく心得て実習に臨むこと。

ア. インターンシップに専念し、鶴岡工業高等専門学校の実習学生であることを自覚して、その言動に責任を持つこと。

イ. 配属先の責任者及び指導者の指示に従い、決して勝手な行動をとらないこと。

ウ. 職場規律は厳正に守り、秩序を乱さないこと。

エ. 職場の人達には努めて謙虚な態度で接し、学生としての良識ある行動をとり、礼節を守ること。

オ. 常に細心の注意をはらい、不慮の災禍を防止すること。

カ. 諸手続き、実習の要領、就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し、また、実習により知り得た内容を他に漏らさないこと。

キ. 受入れ先へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが、万一事故等があった場合は、実習責任者の指示を受けるとともに、インターンシップ担当教員又は学生課教務係へ連絡すること。

ク. 休むとき及び実習の時間に遅参・早退等をするときは、事前に実習責任者の承認を得ること。

ケ. 職場を離れるときは、必ず行き先、用件を明らかにしておくこと。

コ. 許可なく指定外の場所に入ったり、設備・製品等の社内での写真撮影をしないこと。

サ. インターンシップ期間中に配属先又は、住所等の異動を生じたときは、その都度学生課教務係に連絡すること。

## 7 インターンシップ終了後の手続き

終了後は、本科インターンシップ日誌（様式第1号）、本科インターンシップ証明書（様式第2号）、本科インターンシップ報告書（様式第3号）を速やかにインターンシップ担当教員に提出すること。

### 備考

この要項は、平成27年4月1日から実施し、創造工学科在籍者に適用する。

様式第1号

本科インターンシップ日誌

鶴岡工業高等専門学校創造工学科          コース          学年

氏名： \_\_\_\_\_

日 時	月 日 ( ) : ~ :
実 習 部 署	
実 習 指 導 者 職 ・ 氏 名	
実習スケジュール (1日の実習 内容を記入して ください。)	
特 記 事 項	

(注) 本人が記入してください。

指導者コメント	
---------	--

(注) インターンシップ受入機関等の指導者等がご記入くださるようお願いいたします。

様式第2号

令和 年 月 日

インターンシップ証明書

下記のとおり当事業所において、実習したことを証明します。

事業所名

責任者職氏名

㊞

学校名	鶴岡工業高等専門学校創造工学科			コース	第	学年
学生氏名						
実習部課名						
実習期間	令和 年 月 日		～	令和 年 月 日		
実習テーマ						
出欠状況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退		
	日	日	日	日	日	
実習先における評価	※項目別に該当する記号に○を付してください。 ① 実習への自主的、計画的な取り組み姿勢について A+: 極めて優秀 A: 十分に満足 B: 満足 C: 普通 D: やや不満 E: 不満 ② 実習内容の成果及び結果に対する分析力、考察力、改善提案について A+: 極めて優秀 A: 十分に満足 B: 満足 C: 普通 D: やや不満 E: 不満 ③ 論理的でわかりやすい報告(または報告書・報告会内容)であるか A+: 極めて優秀 A: 十分に満足 B: 満足 C: 普通 D: やや不満 E: 不満					
備考	お気付きのこと、又は、連絡事項等ございましたら御記入ください。					

様式第3号

本科インターンシップ報告書

鶴岡工業高等専門学校創造工学科                      コース      学年

---

氏名： \_\_\_\_\_

実習テーマ： \_\_\_\_\_

実習機関名・配属組織名： \_\_\_\_\_

実習期間： 令和    年    月    日～令和    年    月    日 (合計    日    時間)

---

実習内容等： (①どのような目的・計画・内容で実習したか、②どのような成果を得ることができたか、③今後の学生生活、進路でどのような影響を与えるか、④職場で感じたことなどを具体的に記入してください。800字以上)

# 鶴岡工業高等専門学校 CO-OP 実習実施要項

施 行 平成26年7月2日

最終改正 令和元年5月8日

## 1 目 的

この要項は、鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、CO-OP実習に関する事項について、定める。

## 2 主 管

(1) CO-OP実習は、地域連携センター長主管のもとに、CO-OP実習担当教員と計画のうえ、事業所等に委託し、その雇用契約書に従って実施する。

(2) (1)でいうCO-OP実習担当教員とは、地域連携センター員をいう。

(3) CO-OP実習に関する事務は、学生課教務係が担当する。

## 3 CO-OP実習担当教員の任務

CO-OP実習担当教員は、地域連携センター長の指示のもとに、次の業務にあたる。

(1) CO-OP実習生受入れ先事業所等の選定

(2) CO-OP実習生受入れ先事業所等への配属

(3) CO-OP実習内容、テーマ等に関する助言・指導

(4) CO-OP実習中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導

(5) CO-OP実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告

(6) 必要に応じて、CO-OP実習生の受入れ先事業所等の巡回指導

(7) 規程に定める単位認定願、CO-OP実習証明書（様式第1号）、CO-OP実習報告書（様式第2号）等の受理及び評価

(8) その他必要な事項

## 4 願いの提出

CO-OP実習を希望する学生は、教務係が所定の場所に掲示するCO-OP実習受入会社を確認の上、規程第3条に定める願い（様式第1号）を担任教員に提出しなければならない。

## 5 実施時期

CO-OP実習は、受入れ先事業所等の定める時期とする。

## 6 期間

CO-OP実習期間は、1週間以上とする。

## 7 CO-OP実習を実施するに際し、学生がすることは次のとおりとする。

### (1) 実習災害保険への加入

CO-OP実習を学修する学生は、CO-OP実習における災害等に備え、実習開始前に実習災害保険に加入すること。

### (2) CO-OP実習機関に向かうに際しての注意事項

ア. 出発までに、CO-OP実習機関の概要等を把握しておくとともに、CO-OP実習の趣旨目的を理解しておくこと。

イ. 指定された時間の遅くとも10分前までに到着すること。特に遠方の場合には列車時刻等をよく調べ、余裕を持って行くように心がけ、指定日時に遅れないよう十分注意すること。

ウ. 病気、事故等で指定日時までにいけない場合は、CO-OP実習担当教員又は学生課教務係に連絡し、その指示を受けること。

### (3) 持参すべきもの

ア. 印鑑

イ. 学生証

ウ. 健康保険証（遠隔地適用の保険証）

なお、携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。

エ. 手帳、ノート、レポート用紙、筆記用具等

オ. 身回り品

カ. その他、CO-OP実習機関から指定されたもの。

（注）出発前に受入れ条件を確認し、忘れ物等をしないように注意すること。また、日用品については最小限にすること。

### (4) CO-OP実習を受けるに際し、次の事項をよく心得てCO-OP実習に臨むこと。

ア. CO-OP実習に専念し、鶴岡工業高等専門学校でのCO-OP実習学生であることを自覚して、その言動に責任を持つこと。

イ. 配属先のCO-OP実習責任者及び指導者の指示に従い、決して

勝手な行動をとらないこと。

ウ. 職場規律は厳正に守り、秩序を乱さないこと。

エ. 職場の人達には努めて謙虚な態度で接し、学生として良識ある行動をとり、礼節を守ること。

オ. 常に細心の注意をはらい、不慮の災禍を防止すること。

カ. 諸手続き、CO-OP実習の要領、就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し、また、CO-OP実習で知り得た内容を他に漏らさないこと。

キ. CO-OP実習機関へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが、万一事故等があった場合は、CO-OP実習責任者の指示を受けるとともに、CO-OP実習担当教員又は学生課教務係へ連絡すること。

ク. CO-OP実習を休むとき及びCO-OP実習の時間に遅参・早退等をするときは、事前にCO-OP実習責任者の承認を得ること。

ケ. 職場を離れるときは、必ず行き先、用件を明らかにしておくこと。

コ. 許可なく指定外の場所に入ったり、設備、製品等の社内での写真撮影をしないこと。

サ. CO-OP実習期間中に配属先又は、住所等の異動を生じたときは、その都度学生課教務係に連絡すること。

## 8 CO-OP実習終了後の単位認定願等の手続等

(1) CO-OP実習終了後は、規定第4条に定める単位認定願（様式第2号）に「CO-OP実習証明書」及び「CO-OP実習報告書」を添付して、速やかにCO-OP実習担当教員に提出すること。

(2) 長期休業期間にCO-OP実習したものについて、1期間の実習につき1単位、異なる実習期間に複数回実習した場合は最大4単位を認定する。

### 備考

この要項は、平成26年7月2日から実施する。

この要項は、令和元年5月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号

令和 年 月 日

CO-OP実習証明書

下記のとおり当事業所において、実習したことを証明します。

事業所名

責任者職氏名

⑩

学校名	鶴岡工業高等専門学校創造工学科			コース	第	学年
学生氏名						
実習部課名						
実習期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			(実働合計 日、 時間)		
実習テーマ						
出欠状況	出 勤	欠 勤	遅 刻	早 退		
	日	日	日	日		
実習先における評価	※項目別に該当する記号に○を付してください。 ① 実習への自主的、計画的な取り組み姿勢について A+: 極めて優秀 A: 十分に満足 B: 満足 C: 普通 D: やや不満 E: 不満 ② 実習内容の成果及び結果に対する分析力、考察力、改善提案について A+: 極めて優秀 A: 十分に満足 B: 満足 C: 普通 D: やや不満 E: 不満 ③ 論理的でわかりやすい報告(または報告書・報告会内容)であるか A+: 極めて優秀 A: 十分に満足 B: 満足 C: 普通 D: やや不満 E: 不満					
備考	お気付きのこと、又は、連絡事項等ございましたら御記入ください。					

様式第2号

CO-OP実習報告書

令和 年 月 日

CO-OP実習担当教員

コース 殿

実習学生	所属	コース	氏名	
実習期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
実習期間の 配属先・組織名				

※実習内容（題目・内容・所感）は別紙のとおり

# 鶴岡工業高等専門学校社会実習実施要項

制 定 平成26年 9月 3日

最終改正 平成27年 3月31日

## 1 目 的

この要項は鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動による学修に関する事項について定める。

## 2 名称および科目名

- (1) 本要項における学修については、名称を社会実習とし、科目名を技術支援または社会福祉として認定する。
- (2) 技術支援とは学校教育または学科、コースの特性に鑑みて、その教育内容が発展的に展開されていると認められる活動とし、社会福祉とは、公益活動に資する広義の社会福祉活動（ボランティア活動含む）とする。

## 3 社会実習認定の条件

社会実習として単位を認定できる条件は、次の各号に掲げる要件全てを満たしたものとする。

- (1) 公的機関やそれと同等の信頼ができる団体等の受入や仲介のある活動であること。  
ただし、本校が主催する学内イベントの補助は認めない。
- (2) 原則として報酬をとらなわなない活動であること。
- (3) 実働時間が30時間を超える活動であること。  
ただし、1回の活動が30時間に満たない場合は、教務委員会で認められた在籍時の活動時間累計が30時間を超えた時点で単位申請できる。
- (4) 活動を単位申請の対象として認めるか否かについては、年度を一括して教務委員会で審議し決定する。

なお、申請は前期末を締切とし11月開催の教務委員会で審議する。

- (5) 在籍最終年度の申請および教務委員会での審議の結果、1)「技術支援」または「社会福祉」の在籍時の各活動累計が30時間に満たず、2)「技術支援」および「社会福祉」の在籍時の両活動累計が30時間を超える場合、単位として認定する。

ただし、技術支援（専門科目単位）として単位付与を希望する場合は、技術支援の活動が20時間を超える場合とする。

#### 4 活動時期

時期は授業時間外とする。

#### 5 社会実習認定の手続き

社会実習に従事した学生は、前期末までに以下の書類を学生課教務係へ提出するものとする。

ただし、社会実習証明書（様式第3号）については、実習終了後速やかに担任の確認を受けなければならない。

イ. 社会実習認定伺（様式第1号）

ロ. 社会実習報告書（様式第2号）

ハ. 社会実習証明書（様式第3号）

#### 6 単位認定の手続き

- (1) 社会実習として認定を受けた学生が単位認定を希望する場合は、規程第4条に定める単位認定願（様式第2号）を学生課教務係へ提出するものとする。
- (2) 技術支援は専門科目単位、社会福祉は一般科目単位として扱う。
- (3) 単位修得の認定は、在学5年で技術支援、社会福祉の各1単位とする。

#### 備考

この要項は、平成26年10月1日から実施する。

#### 附則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

様式第1号

担任教員

社会実習認定伺

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

コース 第 学年

学生氏名 (自筆)

下記のとおり、活動に従事しましたので社会実習として認定していただきますようお願いいたします。

記

活動場所		住所	
団体等責任者		住所	
従事期間等			
希望する科目	技術支援 ・ 社会福祉		
参加した活動の概要			

様式第2号

担任教員

社会実習報告書

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

\_\_\_\_\_  
コース 第 学年

\_\_\_\_\_  
学生氏名 (自筆)

(活動に関する所感)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第3号

担任教員

社会実習証明書

学校名 鶴岡工業高等専門学校  
所 属            コース 第            学年  
氏 名 \_\_\_\_\_

標記の者は、本機関において下記のとおり活動を行ったことを証明する。

令和            年            月            日

機関名  
責任者



活動日誌等

期 日	時 間	主な活動内容
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
合計時間	時間            分	
関係者所見		

# 鶴岡工業高等専門学校海外技術英語研修実施要項

制 定 平成26年10月15日

最終改正 平成27年 3月31日

## 1 目 的

この要項は鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、海外語学研修における学修に関する事項について定める。

## 2 名称および科目名

本要項における学修については、名称及び科目名を海外技術英語研修として認定する。

## 3 海外技術英語研修の条件

(1) 海外技術英語研修として単位を認定できる条件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

イ. 本校が協定している大学等での研修

ロ. 独立行政法人国立高等専門学校機構のコンソーシアム単位で包括的交流協定を結んでいる学校での研修

ハ. 東北地区高等専門学校のコンソーシアム単位で包括的交流協定を結んでいる学校での研修

(2) 研修時間が30時間以上の活動であること。

(3) 研修を単位申請の対象として認めるか否かについては、教務委員会で審議し決定する。

## 4 活動時期

時期は授業時間外とする。

## 5 単位認定等について

(1) 海外技術英語研修を希望する者は、第3項第3号に掲げる研修が終了した後以下の様式を学生課教務係へ提出するものとする。

イ. 海外技術英語研修伺（様式第1号）

ロ. 海外技術英語研修報告書（様式第2号）

ハ. 海外技術英語研修証明書（任意様式）

※海外技術英語研修証明書（任意様式）については、研修担当者のサインをもらわなければならない。

- (2) 海外技術英語研修として認定を受けた学生が単位認定を希望する場合は、規程第4条に定める単位認定願（様式第2号）を学生課教務係へ提出するものとする。
- (3) 海外技術英語研修は専門科目単位として扱う。

備 考

この要項は、平成26年10月15日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

様式第1号

担任教員

海外技術英語研修認定伺

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

コース 第 学年

学生氏名 (自筆)

下記のとおり、活動に従事しましたので海外技術英語研修として認定していただきますようお願いいたします。

記

研修機関		所在地
研修期間等		
研修活動の概要		



# 鶴岡工業高等専門学校自主探究活動実施要項

制 定 平成28年12月7日

## 1 目 的

この要項は鶴岡工業高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規程（以下「規程」という。）第6条により、自主探究活動による学修に関する事項について定める。

## 2 名称および科目名

本要項における学修については、名称・科目名を自主探究活動として認定する。

## 3 自主探究活動の条件

(1) 自主探究活動として単位を認定できる条件は、次の各号の全てに該当する場合とする。

一 一つの自主探求活動に本校の教職員一名以上が指導監督者として参加した活動であること。

二 学生による自主的な研究、開発に関わる活動で、その成果が学会または大学、高専が開催する研究発表会、シンポジウム、サミット等で発表された活動、または、特許出願申請を行った活動であること。

三 活動成果がポスター、概要集、レポート等にまとめられた活動であること。

(2) 原則として報酬をとらなない活動であること。

(3) 実働時間が30時間を超える活動であること。

ただし、1回の活動が30時間に満たない場合は、教務委員会で認められた在籍時の活動時間累計が30時間を超えた時点で単位申請できる。

## 4 自主探究活動の許可

活動を単位申請の対象として認めるか否かについては、教務委員会で審議し決定する。

## 5 活動時期

時期は授業時間外とする。

## 6 自主探究活動認定の手続き

自主探究活動に従事した学生は、以下の書類を学生課教務係へ提出するものとする。

ただし、自主探究活動証明書（様式第3号）については、活動終了後速やかに担任と指導教員の確認を受けなければならない。

- (1) 自主探究活動認定伺（様式第1号）成果をまとめたポスターあるいはレポートの複写版を添付すること。
- (2) 自主探究活動報告書（様式第2号）
- (3) 自主探究活動証明書（様式第3号）学会等の要項に氏名が記載されている場合は機関・責任者の証明は不要とし、主催団体、氏名が記載されているページを複写して添付すること。

## 7 単位認定の手続き

- (1) 自主探究活動として認定を受けた学生が単位認定を希望する場合は、規程第4条に定める単位認定願（様式第2号）を学生課教務係へ提出するものとする。
- (2) 自主探究活動は専門科目単位として扱う。
- (3) 単位修得の認定は、在学4年で1単位とする。

### 備 考

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

様式第1号

自主探究活動認定伺

指導教員	担任教員

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

コース 第 学年

学生氏名 (自筆)

下記のとおり、活動に従事しましたので自主探究活動として認定していただきますようお願いいたします。

記

自主探求活動テーマ名	
活 動 場 所	
活 動 期 間	
活動の概要	

成果をまとめたポスター（縮小印刷版）あるいはレポートを添付すること。

様式第2号

自主探究活動報告書

指導教員	担任教員

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

コース 第 学年

学生氏名 (自筆)

(自主探求活動テーマ名)

(活動の成果と所感)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第3号

指導教員	担任教員

自主探究活動証明書

学校名 鶴岡工業高等専門学校  
所 属            コース 第            学年  
氏 名

---

標記の者は、本機関において下記のとおり活動を行ったことを証明する。

令和            年            月            日

機関名  
責任者



(自主探求活動テーマ名)

---

活動日誌等

期 日	時 間	主な活動内容
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	

月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
月 日( )	時 分～ 時 分	
足りない場合はこの下にコピーして行を増やしてください。		
指導教員所見		

# 鶴岡工業高等専門学校転コース規程

施行 平成28年2月3日

(趣旨)

**第1条** この規程は鶴岡工業高等専門学校学則第20条の規定による転コース（以下「転コース」という。）について必要な事項を定める。

(願出)

**第2条** 転コースを希望する者は、転コース願（別紙第1号様式）により、学級担任を経て、校長に願い出なければならない。

2 転コースを願い出ることができる者は、次に掲げる各号のすべてに該当する者とする。

- 一 第2学年に在籍する者
- 二 当該学年の一定基準の学業成績を修めた者

3 願出の時期は学年末とする。

(審議委員会)

**第3条** 前条の定めによる願出があった者の転コースの可否を審議するため、審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 原籍コース及び転コース希望先コースの長
- 三 願出のあった者の学級担任及び転コース希望先学級担任

3 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(審議)

**第4条** 校長は、教育上支障がないかぎり、転コースの可否について委員会に諮問することができる。

2 委員会は、転コース希望先のコースに学力試験及び面接を付託する。

3 委員会が転コースを否とした者は原籍のままとする。

(許可)

**第5条** 校長は、委員会が転コースを可として答申した者について、運

営会議の議を経て、転コースを許可する。

(転コース後の学年)

**第6条** 転コース後の学年は、原則として第2学年とし、その開始の時期は、学年の始めとする。

2 校長は、特別の事情がある者に限り、第3学年に転コースを許可することができる。

(修得科目及び単位数)

**第7条** 転コースを許可された者が第1学年で修得した専門科目及びその単位数は転コースしたコースの進級及び卒業に必要な累積修得単位として数える。

(転コースの制限)

**第8条** この規程による転コースの許可は、一回限りとする。

(事務)

**第9条** 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

**第10条** この規程に定めるもののほか、転コースについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

## 鶴岡工業高等専門学校学生の表彰に関する内規

(趣旨)

**第1条** 鶴岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生の表彰については、別に定めるものの他にこの内規の定めるところによる。

(表彰の種類)

**第2条** 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 優秀賞
- 二 皆勤賞
- 三 精勤賞
- 四 課外体育活動功労賞
- 五 課外文化・学術活動功労賞
- 六 学生役員活動功労賞
- 七 社会活動功労賞
- 八 平川賞
- 九 専攻科優秀賞
- 十 努力賞
- 十一 精励賞
- 十二 功績賞
- 十三 善行賞

2 表彰は、重複して授与することができる。

3 第1項に掲げる表彰の基準は別表に定める。

(被表彰者の推薦等)

**第3条** 学科長、クラス担任、クラブ顧問教員等（以下「推薦者等」という。）は前条第1項に掲げる表彰に該当する学生がいる場合には、別に定める時期までに推薦書（様式第1）により校長に推薦することができる。ただし、表彰される日前の1年間において訓告以上の処分を受けた学生を推薦することはできない。

(被表彰者の選考)

**第4条** 前条の規定により推薦を受けた校長は、学生委員会に審査を委

ねるものとする。

2 学生委員会委員長は、次に掲げる者で組織する表彰学生選考委員会（以下「委員会」という。）を設置して選考するものとする。

一 学生主事（委員長）

二 教務主事補，学生主事補及び寮務主事補から各1名

三 学生課長

（表彰の方法）

**第5条** 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を授与することができる。

（表彰の時期）

**第6条** 表彰の時期は、別表に定める。

（表彰に関する事務）

**第7条** 表彰に関する事務は、学生課が行う。

（雑則）

**第8条** この内規に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に定める。

**附 則**

この改正規程は、昭和57年2月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和59年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年1月28日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年3月3日から施行する。

## 鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成15年3月31日

最終改正 令和2年2月25日

(目的)

**第1条** 鶴岡工業高等専門学校学則（昭和38年4月1日制定。以下「学則」という。）第45条第3項及び第47条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

**第2条** 授業の1単位時間は標準50分とする。

ただし2時限連続の授業の場合は、2単位時間を標準90分とし、2時間の授業として計算するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を授業時間及び授業時間外に必要な学修をあわせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

**第3条** 授業科目の履修に当たっては、年度当初に、別に定める「履修届」を提出しなければならない。

(試験)

**第4条** 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に一定の期間を定めて実施する。
- 3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対して実施する。

- 4 再試験は、定期試験、レポートなどのシラバスに定めた総合評価による評価点が60点に満たなかった者に対して、レポートなどの再提出も含めて実施することができる。

(単位追認試験)

**第4条の2** 前学期までに履修した科目のうち、修得できなかった科目(以下「未修得科目」という。)があった学生については、当該科目の単位の修得のため、単位追認試験を行うことができる。

- 2 前項の試験を受けようとする学生は、単位追認試験受験願(様式1号)を指導教員及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。

(成績の評価)

**第5条** 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して100点法で評価し、次の区分によって評定する。

- 2 再試験の評価は、試験返却後10日以内に行い、60点を上限とする。  
3 単位追認試験の評価は、当該年度の1月末日までに行い、60点を上限とする。

評 定	優	良	可	不可
評 点	100～80	79～70	69～60	59以下

(単位の認定)

**第6条** 前条の規定に基づき、優、良または可に評価された授業科目については、当該授業科目の単位を修得したもとして認定する。

(再履修)

**第7条** 単位を認定されなかった授業科目は、別に定める「再履修願」を提出し、次年度において再履修することができる。

(他の教育施設において履修した単位の認定)

**第8条** 大学及び他の教育施設において開設する授業科目の履修を希望する者は、事前に別に定める「受講届」を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により授業科目を履修し修得した単位については、20単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な要件)

**第9条** 専攻科の修了にあたっては、学則第45条第1項に定めるものの他、次の区分により単位を修得しなければならない。

コース名	一般科目		コース専門科目		共通専門科目		計
	必修	選択	必修	選択	選択	必修	
機械・制御 コース	4	2以上	8	12以上		36	62以上
電気電子・情報 コース	4	2以上	8	12以上		36	62以上
応用化学 コース	4	2以上	4	16以上		36	62以上

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年7月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

## 鶴岡工業高等専門学校単位互換実施に関する内規

「単位互換に関する包括協定書」による単位互換を円滑に実施するため、鶴岡工業高等専門学校における内規を次のとおり定める。

### I 受入

(単位互換履修生の身分)

1 本校が受入れる単位互換履修生の身分は、特別聴講学生とする。

(単位互換科目の範囲と指定)

2 単位互換科目は、本校専攻科で開講される一般科目及び専門科目とする。

単位互換科目として提供する授業科目は、本校教務委員会の議を経て指定するものとする。

(受入学生数)

3 本校において開講する単位互換科目に受入れる単位互換履修生の数は、原則として1授業科目につき5名以内とする。ただし、履修可能な受入れ人数については、当該授業科目の担当教員の判断による。

(履修手続き及び成績評価)

4 本校において開講する単位互換科目の履修手続き及び成績評価に関しては、本校の規則に基づき実施する。

### II 派遣

(単位互換履修生の範囲)

5 単位互換制度の対象となる学生は、専攻科に在籍する学生及び本科4年次・5年次に在籍する学生とする。

(修得できる単位数)

6 本校から派遣する単位互換履修生が履修登録して修得できる単位互換科目の単位数は、当該学生の在学期間を通じて20単位以内とする。

(成績の評価)

7 本校から派遣した単位互換履修生が他大学等において履修した授業科目の成績は、「認定」として学籍簿に記載する。

(単位の取扱い)

8 本校から派遣した単位互換履修生が他大学等において修得した単位の取扱いは、教務委員会において定める。

### Ⅲ 放送大学との単位互換

(派遣)

9 本校から放送大学に派遣する単位互換履修生の授業料については、放送大学の定めるところによる。

(受入)

10 本校が放送大学から受入れる単位互換履修生は、学部全科履修生に限るものとし、その授業料については、本校が別に定めるところにより徴収する。

### Ⅳ その他

(業務の所管)

12 本協定に基づく単位互換の所管業務は、学生課において担当する。

(その他)

13 本内規は、教務委員会において協議の上、必要に応じて見直すことができる。

#### 附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成27年1月7日から施行する。

# 鶴岡工業高等専門学校専攻科授業の履修等に関する申し合わせ

制 定 平成15年4月1日

最終改正 平成27年2月6日

専攻科の授業の実施方法及び評価等については、次のとおりとする。

## 1 専攻科研究

### 1-1 専攻科研究Ⅰ

- (1) 専攻科研究Ⅰの指導教員は学生1名につき原則1名とする。また、必要に応じて指導補助教員を置くことができる。
- (2) 学年末に研究発表会（中間発表会）を実施するものとする。実施方法及び日時については別に決定するものとする。
- (3) 発表会の2週間前までにコース毎に評価教員を2名選出するものとする。
- (4) 専攻科研究Ⅰの評価は、指導教員および発表会評価教員により、科目評価表に基づき総合的に行うものとする。

### 1-2 専攻科研究Ⅱ

- (1) 専攻科研究Ⅱの指導教員は学生1名につき原則1名とする。また、必要に応じて指導補助教員を置くことができる。
- (2) 学年末に研究発表会（最終発表会）を実施するものとする。実施方法及び日時については別に決定するものとする。
- (3) 発表会の2週間前までにコース毎に研究報告書評価教員1名および発表会評価教員2名をそれぞれ選出するものとする。
- (4) 発表会の1週間前までに研究報告書を指導教員および教務係へ提出するものとする。なお報

令和 年度 専攻科研究報告書 題名
専攻 氏名 (平成 年度入学)
指導教員 鶴岡工業高等専門学校 令和 年 月 日提出

告書は別途指示するフォーマットに従って作成する。

- (5) 専攻科研究Ⅱの評価は、科目評価表に従って、指導教員・研究報告書評価教員・発表会評価教員により総合的に行うものとする。

### 1-3 専攻科研究論文

- (1) 専攻科研究論文は、指導教員の指示するフォーマットに従って作成し、別途指示する日までに指導教員を通じて教務係へ提出するものとする。
- (2) 専攻科研究論文の管理・保管は、指導教員が行うものとする。

## 2 専攻科実験

- (1) 実施の方法については、それぞれの専攻で決定して行うものとする。
- (2) 専攻科実験の評価は、「履修規程」の定めるところにより全指導教員の成績を総合判定するものとする。

## 3 インターンシップ

- (1) 長期休業期間中に実施するか、空時間を利用して実施するか、又は両者を加算して実施するかして、総時間90時間以上行うものとする。
- (2) 総時間が135時間以上の場合は長期インターンシップとして取り扱い、135時間以上～180時間未満の場合は3単位、180時間以上の場合は4単位とする。
- (3) 評価については、提出された学外実習証明書等により、シラバスで定めた評価方法と基準に従い、各専攻で審査する。

## 4 学位授与関係

学位取得のための指導等については、次のとおりとする。

- (1) 学位取得のための科目履修に関するオリエンテーションをコース毎に入学当初実施し、学位授与機構の要件を満たすように科目登録（履修届の提出）を行うものとする。
- (2) 2学年の6月上旬、「学修総まとめ科目（専攻科研究Ⅱ）履修計画書」作成のためのガイダンスを実施するものとする。
- (3) 2年次の12月上旬、「学修総まとめ科目（専攻科研究Ⅱ）の成果の要旨」作成のためのガイダンスを実施するものとする。

## 鶴岡工業高等専門学校専攻科のインターンシップに関する実施要項

制 定 平成15年 7月 1日

最終改正 平成19年 4月 1日

(趣旨)

- 1 鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修に関する規程第10条に基づき、専攻科のインターンシップに関し必要な事項について定める。
- 2 校長は、インターンシップの円滑な実施を図るため本校に実施責任者および担当教員を置き、それぞれ専攻科長および専攻科研究指導員をもって充てる。

(実施責任者の職務)

- 3 実施責任者は、校長と協議の上、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 受入機関への受入依頼に関すること。
  - (2) 学生の受入機関への配属に関すること。
  - (3) インターンシップの内容、テーマ等に関する指導、助言に関すること。
  - (4) その他インターンシップに関すること。

(担当教員の業務)

- 4 担当教員は、実施責任者と協議の上、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 受入機関との連絡調整及び研修生の状況把握に関すること。
  - (2) インターンシップ期間中の安全、修業心得等の事前指導に関すること。
  - (3) インターンシップ中に発生した事故等の処置及び報告に関すること。
  - (4) その他インターンシップに関すること。

(期間)

- 5 インターンシップの期間は、長期休業期間中に続けて実施するか、空き時間を利用するか、又は両者を加算して実施するかして、総時間

90時間以上実施するものとする。

なお、総時間135時間以上実施した場合は長期インターシップとして取り扱う。

(証明書の発行)

- 6 学生がインターシップを終了した場合には、受入機関より、インターシップ実施証明書の交付を受けるものとする。

(報告書の発行)

- 7 学生は、インターシップ終了後直ちに、次に掲げる書類を担当教員を経て、実施責任者に提出するものとする。

- (1) 専攻科インターシップ報告書
- (2) インターンシップ日誌
- (3) 受入機関が交付したインターシップ実施証明書

(評価)

- 8 インターンシップの評価は、前項の書類に基づき、担当教員が総合的に判断して行うものとする。

(経費)

- 9 インターンシップに要する経費は、原則として、学生の負担とする。

(傷害保険等の加入)

- 10 学生はインターシップ期間中における災害等に備え必ず傷害保険等に加入するものとする。

(その他)

- 11 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## Ⅲ 学生生活関係規則

奨学制度

学生旅客運賃割引

日本スポーツ振興センター

災害共済給付制度

交通安全指導方針

クラブ活動

清 掃



## 奨学制度について

### 1. 独立行政法人日本学生支援機構

日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、学校が学生に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

#### 1. 高等専門学校奨学金貸与月額

##### ◆第一種奨学金

奨学生の種類	自宅通学	自宅外通学
1～3年生の間	21,000円	22,500円
	10,000円	
4・5年生の間	45,000円	40,000円、51,000円
専攻科生	20,000円、30,000円	

##### ◆第二種奨学生（4・5年・専攻科生）

2万円～12万円からの選択制（1万円刻み）

#### 2. 出願の手続

2.1 奨学生を希望する者は、学生係から出願用紙の交付をうけて必要事項を正確に記入し、連帯保証人も連署のうえ、所定の期日までに提出しなければならない。

2.2 奨学生の募集については、そのつど掲示で通知する。

#### 3. 推薦と採用決定

3.1 校長は、提出された願書のほか学業成績その他の資料を詳しく検討して、適当と認めた者を推薦する。

3.2 日本学生支援機構では、この推薦された者について選考委員会にはかり奨学生への採否を決定する。

採用決定となった者には、校長を通じて通知される。

#### 4. 奨学金の受領

奨学金は日本学生支援機構より直接学生本人の銀行口座に振込まれる。

#### 5. 奨学金の返還

卒業後6か月を経た後、借入金額に応じた期間で返還することになる。

奨学金は学資として貸与されるものであるから、卒業後は必ず返還する義務がある。この返還金が後輩の奨学金として活用され、また唯一の財源でもあるから、規則を守り、返還を確実に履行しなければならない。

#### 6. 返還猶予

卒業後引続き進学したとき、災害又は病気により返還が困難となったときは、願出によって一定期間返還を猶予されることがある。

#### 7. 奨学生の義務

奨学生は、奨学金返還の義務以外は、卒業後の就職、進学、その他一切特別の制限や拘束をうけないが、在学中は、休学、復学、転学、退学及び本人又は連帯保証人の氏名、住所その他の事項について変更があったとき、また生活状況報告など必要な届出や報告などは、学生係を通じて遅滞なく行なわなければならない。

## 2. その他の奨学会（専攻科は一部該当しません）

### （オリエンタルモーター奨学財団、真知社育英会、その他）

日本学生支援機構以外にも、地方公共団体や民間団体に募集している奨学制度がある。地方公共団体に募集している制度は、その団体の所在地出身者に限る場合が多く、出願、採用時期もまちまちで本人が直接手続きすることが多いので、希望者は出身地の教育委員会に問い合わせることを。

また、民間団体に募集している制度の中には、学校で奨学生の募集、選考、推薦を行っている団体もある。返還不要の場合もあるので、詳しいことを知りたい学生は、学生係に相談すること。

## 学校学生旅客運賃割引について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度である。

学割証の使用は、不正のないように次の事項に十分注意すること。

1. 学割証の使用は、原則として次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限る。
  - ア. 休暇、所用による帰省
  - イ. 実験、実習等の正課の教育活動
  - ウ. 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
  - エ. 就職又は進学のための受験等
  - オ. 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
  - カ. 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
  - キ. 保護者の旅行への随行
2. 学割証の使用は片道100kmをこえて旅行する場合で、学割証1枚について1人1回に限る。
3. 学割証は乗車（船）後に使用することは出来ない。
4. 学割証によって購入した乗車券は、学割証の記名人に限って使用できる。ただし、記名人であっても、使用資格を失った後は使用できない。
5. 交付を受けた学割証に記入する事項を訂正するときは、その箇所に必ず本人の認印を押すこと。
6. 学割証は次の場合に無効として回収される。
  - ア. 発行者の記入事項が無記名のとき
  - イ. 記入事項が不鮮明なとき
  - ウ. 記入事項をぬり消したり改変してあったとき
  - エ. 訂正印のないとき

- オ. 有効期間（発行の日から3ヶ月）を経過したとき
  - カ. 記名人以外の者が使用したとき
7. 学割証を必要とするものは、所定の請求書に記入し使用日の前日まで学生係へ申請すること。
- なお、特別の理由がある場合を除き、請求と同時に発行することはできないので注意すること。
8. 学割証で購入した乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できない。又、学生証は関係者の請求があるときは提示する。
9. 学割証等を不正使用した場合は、学則によって処分されることがある。

## 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、学生の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者及び保護者の三者の負担による互助共済制度です。

### 1. 災害共済給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食等による中毒</li> <li>・ ガス等による中毒</li> <li>・ 溺水</li> <li>・ 熱中症</li> <li>・ 異物の嚥下</li> <li>・ 漆等による皮膚炎</li> <li>・ 外部衝撃等による疾病</li> <li>・ 負傷による疾病</li> </ul>	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学中の災害の場合 1,885万円～41万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡。	死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の場合1,400万円〕
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 〔通学中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の場合1,400万円〕

## 2. 学校の管理下の範囲

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（特別活動中も含む）
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- 休憩時間，その他校長の指示又は承認に基づき学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合
- 学校外で授業等が行われるとき，その場所，集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路・方法による往復中
- 学校の寄宿舎にあるとき

## 3. 給付の制限

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は，初診から最長10年間行われる。
- 災害共済給付を受ける権利は，その給付事由が生じた日から2年間行わないときは，時効によって消滅する。
- 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは，その受けた価額の限度において，給付を行わない場合がある。
- 故意又は自己の重大な過失により，負傷し，疾病にかかり，又は死亡したときは，当該医療費，障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合がある。

## 4. 掛 金 年額1,550円

以上の要項に該当すると思われる災害が発生した場合は，すみやかに学生係に届け出て所定の手続きをとること。

なお，詳細については担任教員又は学生係に相談すること。

## 交通安全について

本校においては、自他の生命を尊重する考え方に立って、社会的ルールの育成と自己安全管理を目標に、次のような交通安全指導方針を掲げる。したがって、いかなる時も交通法規を正しく理解し、厳守するように努めること。

### 1 自転車について

#### 1.1 交通法規を正しく理解し厳守する。

- ① 左側通行を厳守する。
- ② 指定場所、あるいは見通しの悪い交差点では一時停止を厳守する。
- ③ 次の違反行為等を禁止する。  
信号無視、傘さし運転、ヘッドホン・イヤホンの着用（片耳のみの着用も含む）、携帯電話使用、サンダル履き、2人乗り、無灯火運転、道路の斜め横断、並進、バイク等へのつかまり運転

#### 1.2 整備不良車の使用を禁止する。

#### 1.3 購入時に必ず防犯登録を行う。

#### 1.4 寮生の自転車持込み、使用については学校の指示による。

### 2 バイクについて

#### 2.1 1・2年生については、免許取得および通学を禁止する。

#### 2.2 3年生について

- ① 図において範囲を超える地域からの通学生で、保護者が同意し、学校が**特に通学するのに必要**と認めた者に限り、原付自転車（排気量50cc以下）の免許取得および通学を許可する。
- ② バイク運転免許取得、バイク通学を希望する者は、事前に保護者との自署連名で「運転免許受検許可願」、「バイク通学許可願」を提出し、学校の許可を受けること。また、免許取得後は「運転免許取得届」を提出すること。

- ③ 運転免許の取得は（自動車学校への通学も含む）、2学年末の終業日以降とする。
  - ④ 通学の許可は、3学年の4月以降とする。
- 2.3 4・5年生について
- ① 通学に必要な者に限り、原付自転車（排気量50cc以下）の運転免許を取得することができる。ただし、免許取得後は「運転免許取得届」を必ず提出すること。
  - ② 運転免許の取得は（自動車学校への通学も含む）、3学年末の終業日以降とする。
  - ③ バイク通学を希望する者は、事前に「バイク通学許可願」を提出し、学校の許可を受けること。
- 2.4 自賠責保険の他に対人5,000万円以上の任意保険に加入すること。
- 2.5 使用バイクは排気量50cc以下とする。ただし、遠距離通学者（直線距離で15km以上）の場合は、125cc以下を限度として許可する場合もある。
- 2.6 取得を許可する免許の種類は原付自転車（排気量50cc以下）とする。ただし、遠距離通学者（直線距離で15km以上）の場合は、普通自動二輪車免許（小型限定125cc以下）まで許可する場合もある。
- 2.7 いかなる場合でも、バイクの貸し借り、2人乗りを禁止する。
- 2.8 寮生のバイクの持込み、使用を禁止する。

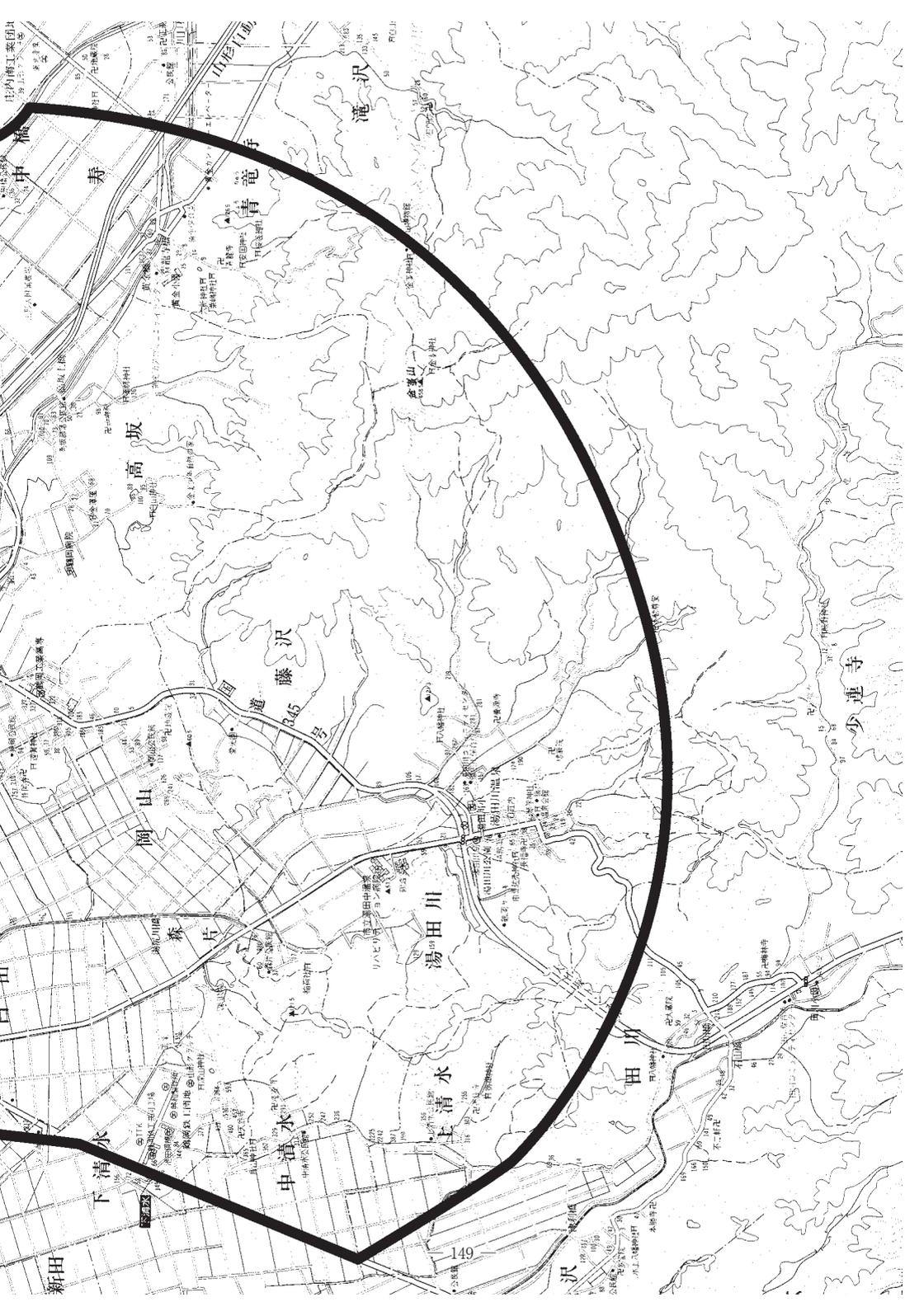
### 3 自動車について

- 3.1 自動車による通学および自動車の所有を禁止する。アパート、下宿先におくことも禁止する。ただし、冬期間に限り、5年生で特に必要と認められる者については、自動車の通学を許可する場合がある。
- 3.2 普通自動車免許取得は（自動車学校への通学も含む）、3学年末の終業日以降の長期休業中のみとする。免許取得後は、必ず「運転免許取得届」を提出すること。

- 3.3 普通自動車免許取得の許可は、あくまでも卒業後の便宜を図っているものであり、在学中の運転は保護者の同意のもとで行うこととする。

専攻科学生のバイク(125cc以下)通学および自動車通学は許可制です





新田  
下清水  
中清水  
上清水  
湯田川  
岡山  
森片  
山田  
坂

青竜寺  
高坂  
山田

湯田川  
湯田川  
湯田川

新田

149

湯田川  
湯田川  
湯田川

## クラブ活動を行うに当たって

### 1. 活動の目標

- 一 心身両面の健全な発達をめざそう。
- 二 大会やコンテスト等の目標に向かって、たゆまない努力をしよう。
- 三 規律ある活動を通して、連帯感や協調の精神を高めよう。
- 四 集団の中の一個人である自覚を持ち、他を思いやる心、暖かい友情、豊かな感性を育てよう。
- 五 学業とクラブの両立、調和をはかり、仮にも学業不振に陥ることのないように心がけよう。

### 2. 安全の確保

- 一 安全なクラブ活動をするために、クラブ活動の目標をよく理解し、軽率な行動による事故は絶対に起こさぬよう心がける。
- 二 クラブごとに練習計画を立て、無理のない活動をする。
- 三 自分自身の身体状況、健康状況に注意し、自分の体力に適した活動をする。
- 四 定期的に健康診断を受けたり、身体測定をしたりして、疲労、病気など身体上の異常を早期に発見するように努める。
- 五 競技や練習の前には、準備運動・整理運動を十分に行う。
- 六 練習場等の施設や使用する器具・用具は、常に安全性を確かめ、よく整備しておく。
- 七 部長、キャプテン、マネージャー、上級生クラブ員は、技術面、精神面において下級生クラブ員の模範となるよう努力する。
- 八 まだ体力のついていないクラブ員には、それに適した活動をさせ、決して厳しさだけが先行することのないよう十分配慮する。
- 九 クラブ活動中、万一事故が起きたときは、顧問教員にすぐ連絡する。顧問教員不在のときは、学寮の宿直教員その他の教職員に連絡し、その指示に従う。

### 3. クラブ活動終了時間等

- 一 平日は、原則として17時までに終了する。
- 二 土曜・日曜・休日の活動時間は、クラブ員の健康状況、学習状況を考え顧問教員の許可を得て決める。
- 三 中間・定期試験前の活動は、原則として10日前から自粛する。

### 4. 合宿

- 一 合宿期間は6泊7日を限度とし、年2回以内とする。
- 二 合宿は、休業中に行う。
- 三 合宿中は、本校学生としての品位を保ち、良識ある行動をとる。  
また、日課表に従って、規律正しい生活をする。

専攻科学生は該当しません。

## 鶴岡工業高等専門学校合宿に関する内規

(目的)

**第1条** 本校学生の合宿については、この内規の定めるところによる。

(合宿の期間)

**第2条** 合宿の期間は、1回6泊7日をもって限度とし、年間2回以内とする。ただし、特に校長が認めたものはこの限りでない。

2 合宿の期間は、休業中に限るものとする。

(許可手続)

**第3条** 合宿を行う場合には所要事項を記載した合宿願を1週間前までに提出して、校長の許可を受けなければならない。

(顧問教員の指導)

**第4条** 顧問教員は、合宿期間中学生と起居を共にし、全般の指導に当るものとする。ただし、2部以上が同一箇所合宿する際は、交互に宿泊することができる。

(合宿における心得)

**第5条** 合宿する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- 一 合宿中は、学生としての品位を保ち良識ある行動をとること。
- 二 合宿中は、日課表を作成して規律ある生活をする。

(本校内における合宿)

**第6条** 本校内で合宿する場合の要領については、別に定める。

### 附 則

この内規は、昭和48年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

## 校舎等清掃実施要領

校舎等の清掃と整頓（以下「清掃等」という。）は、常に良好な教育環境を維持するため次により行う。

1. 清掃等は別表「清掃等分担表」により行うものとする。  
ただし、都合により変更することがある。
2. 清掃等は普通清掃と特別清掃とに分け、普通清掃は放課後学生の当番の者が毎日行う。ただし、毎日使用しない語学演習室、実験室等は使用した日に行う。  
特別清掃は校長が必要と認めたとときに行う。
3. 清掃要領は次による。

（普通清掃）

- 一 窓のさん等の塵をとり、くもの巣を払う。
- 二 黒板をきれいに拭き、チョークの粉をとって捨てる。黒板拭きをきれいにする。
- 三 床はほうき又はモップを用いてきれいに掃き、教卓、机を水ぶきする。
- 四 清掃後は室内の机、椅子等を整頓し、掃除用具を所定の場所に格納する。

（特別清掃）

- 一 普通清掃を行う。
  - 二 窓ガラスを拭く。ただし危険な場所については省略する。
  - 三 床にワックスを塗る。
  - 四 校舎外は、紙屑草木屑等をひろい、所定の場所に捨て、清掃する。
- 注** 1項の別表「清掃等分担表」は、毎年度当初クラスルームに標示する。

### 附 則

この要領は、昭和46年4月2日から実施する。

）  
（略）  
）

### 附 則

この要領は、平成10年1月1日から実施する。



## Ⅳ センター

総合メディアセンター



# 鶴岡工業高等専門学校総合メディアセンター図書利用規則

制定 平成28年3月31日

(趣旨)

**第1条** 総合メディアセンターにおける図書の利用については、この規則の定めるところによる。

(利用者資格)

**第2条** センターの図書を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本校の教職員及び学生
- 二 センターの利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）

(利用証の交付)

**第3条** 教職員及び学生には、センター利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

- 2 図書の帯出を希望する一般利用者には、申請により利用証を交付する。なお、申請に当たっては、住所、氏名、連絡先等の確認できる資料を提示して行うものとする。

(開館日及び開館時間)

**第4条** センターは、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に掲げる休日、12月29日から翌年の1月3日までを除き開館する。

- 2 センターの開館時間は、次のとおりとする。
  - 一 月曜日から金曜日 8時30分から20時まで  
(長期休業期間中は17時まで)
  - 二 土曜日 9時から17時まで (長期休業期間中は閉館)
- 3 その他センター長が必要と認めたときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

(閲覧)

**第5条** 閲覧室の図書は、自由に閲覧することができる。

- 2 閲覧図書は、閲覧室外に持出してはならない。
- 3 書庫の図書を閲覧しようとするときは、係員に申し出るものとする。

(センター外帯出)

**第6条** 図書の帯出を希望する者は、利用証を提示して図書を借り受けるものとする。ただし、次に掲げるものについては帯出できない。

- 一 辞書及び百科事典等の参考図書
- 二 貴重図書及び特殊図書
- 三 新着雑誌
- 四 その他特に指定した図書

(帯出の種類、冊数及び期間)

**第7条** センター外に帯出できる図書の数及び期間は次のとおりとする。

帯出の種類		帯出者	帯出数	帯出期間
一般帯出		学生	3冊以内	8日以内
		教職員	10冊以内	1か月以内
		一般利用者	3冊以内	8日以内
特別帯出	春季・夏季・冬季 ・学年末休業	学生	5冊以内	休業期間
	卒業研究	学生	5冊以内	翌年の2月末

2 センター長は、前項の規定にかかわらず、研究等特別の理由があると認められるときは、次のとおり帯出させることができる。

帯出理由	帯出数	帯出期間
教員が授業・研究のため特に必要とする場合	50冊以内	授業又は研究が終了するまでの期間
その他センター長が特に認めた場合	センター長が認めた冊数	センター長が認めた期間

3 返却日後も引き続き帯出を希望する場合は、いったん返却し、改めて所定の手続きをとらなければならない。ただし、延長は1回限りとする。

4 帯出期間中であっても、必要により返却を求めることがある。

(帯出図書の保管)

**第8条** 帯出図書の保管責任は、帯出者が負わなければならない。また、帯出図書を他の者に転貸してはならない。

2 教員は、研究費で購入し帯出を受けた図書は、責任をもって保管しなければならない。

(帯出図書の返却)

**第9条** 次の各号の一に該当する場合は、直ちに帯出中の図書を返却し

なければならない。

- 一 学生が卒業，修了，退学，休学又は転学するとき
- 二 教職員が退職，休職又は転出するとき
- 三 長期帯出の図書で，教員室若しくは研究室又は事務室へ常置する  
必要がなくなったとき

(遵守事項)

**第10条** センターを利用する者は，次の事項を遵守しなければならない。

- 一 センター内では静粛を心がけ，他の利用者に迷惑を及ぼす行為は  
しないこと
- 二 センター内では飲食，喫煙等はしないこと
- 三 図書，雑誌等は丁寧に扱うこと
- 四 その他係員の指示に従うこと

(弁償義務)

**第11条** 利用者は，図書を紛失，破損若しくは汚損したとき，又は施設  
設備等に損害を与えたときは，弁償しなければならない。

(雑則)

**第12条** センターは，図書を利用者の閲覧に供するため，図書の目録及  
びこの利用規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

**第13条** この規則に定めるもののほか，センターの利用に関し必要な事  
項は，センター会議が定める。

## 附 則

- 1 この細則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い，鶴岡工業高等専門学校図書館利用細則  
(平成10年12月10日制定)及び鶴岡工業高等専門学校図書館利用細  
則第7条に関する内規(平成10年12月10日制定)は，廃止する。

## 附 則

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い，鶴岡工業高等専門学校図書メディアセン  
ター図書利用細則(平成24年2月20日制定)に関する内規は，廃止  
する。

## 鶴岡工業高等専門学校総合メディアセンター 及びネットワークの利用心得

下記の心得を守って、総合メディアセンターやネットワークを適切かつ有効に活用してください。

### ○ 演習室の使用について

開室は、平日 8 時30分から19時までです。

総合メディアセンター演習室は、授業等を優先して使用して頂いていますが、授業が行われていない時間は、自由に使用することが可能です。

全校の学生・教職員が共通に使用する施設です。使用ルール、マナーを守って皆が気持ちよく使用できるようにしてください。

### ○ アカウント及びパスワードの管理について

情報系の授業の時間に総合メディアセンター演習室の教育用システムへのログオン ID と初期パスワード及び電子メールアカウントと初期パスワードが通知されます。これらは、「あなたがあなたであること」を証明するための大切な情報です。初期パスワードは、速やかにあなただけが知っている秘密のパスワードに変更し、他人に知られないようにしてください。また、パスワードは定期的に変更し、適切に管理してください。

### ○ ネットワークの利用について

本校は、SINET (学術情報ネットワーク) に接続しており、本校における情報ネットワークは、教育・研究のための利用であることを条件に使用が認められています。

ネットワーク社会と呼ばれるほど、情報ネットワークは、社会の大切なインフラとしてなくてはならないものになってきています。情報ネットワークが限りある資源であることを理解し、利用目的を逸脱しないように留意してください。

## ○注意事項

システムの管理と安全確保の点から、総合メディアセンター情報演習室での利用及びネットワーク利用の状況を記録しています。どのプログラムを使用したか、どのサイトを閲覧したかなどの記録をログとして保存します。

総合メディアセンターでは、利用者ごとにホームディレクトリを設定し、データを保存できるようにしています。耐障害性を持ったシステムになっていますが、データのバックアップは行っていません。大切なデータは、各自でバックアップを行ってください。

著作権は大切な権利です。ネット上の不正なデータ（海賊版プログラム、音源、映像）には、絶対に近づかないでください。

ルールを守らない使い方をした場合、アカウントを取り消すことがあります。また、不正なネットワーク利用は、学則による懲戒処分の対象となります。



# V 学 生 会



# 鶴岡工業高等専門学校学生会会則

## 第1章 総 則

**第1条** 本会は、鶴岡工業高等専門学校学生会と称する。

**第2条** 本会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

**第3条** 本会は、鶴岡工業高等専門学校学生全員をもって構成する。

## 第2章 機 関

**第4条** 本会の目的達成のために次の機関をおく。

ア. 学生総会 イ. 役員会 ウ. 評議会 エ. 学級会 オ. 部委員会  
カ. 監査委員会 キ. 教員学生懇談会

**第5条** 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には、出席者の過半数の同意を必要とする。

**第6条** 役員、評議員、監査委員の任期は、4月から翌年の3月までの1年とする。ただし、会長は重任することができない。評議員、副会長、会計、事務局員は重任を妨げない。

## 第3章 学生総会

**第7条** 学生総会は、本会に関する最高の議決を行う。

**第8条** 総会の議長は、評議会で選出する。

**第9条** 定期学生総会は、毎年1回行うことを原則とする。

必要ある場合は、臨時にこれを行うことができる。

**第10条** 臨時学生総会は、次の場合これを開くことができる。

ア. 会長が必要と認めたとき  
イ. 役員会が必要と認めたとき  
ウ. 全会員の4分の1以上が必要と認めたとき

**第11条** 次の事項はこれを定期総会に提出し、その承認を受けることを

要する。

- ア. 会則の改廃
- イ. 予算及び決算
- ウ. 活動の状況の報告
- エ. その他必要な事項

#### 第4章 評議会

**第12条** 評議会は、各学級より1名、各部より1名ずつ選出された評議員をもって構成する。

**第13条** 評議会は、会長1名、副会長1名、会計3名、事務局員若干名を互選する。

2 評議員が役員に互選された各クラス及び各部は、7日以内に新しい評議員を選出しなければならない。

3 会長及び副会長を除き、役員の評議会における議決権を認めない。

**第14条** 評議会の議長は、評議会で互選する。

**第15条** 評議会は、原則として毎月1回開く。

次の場合には、臨時に開くことができる。

- ア. 評議員の3分の1以上が必要と認めたとき
- イ. 役員会の要請があったとき
- ウ. 全会員の4分の1以上の要請があったとき

**第16条** 評議会は、次の事項について審議する。

- ア. 会則改廃の審議
- イ. 予算・決算の審議
- ウ. その他必要な事項

**第17条** 評議会が必要と認めた場合、必要期間について、文化祭、校内体育大会等の臨時委員会をおくことができる。

臨時委員会の委員は、各学級から選出された委員と、評議会の委員から選出された委員をもって構成し、委員長は互選とする。

#### 第5章 役員会

**第18条** 役員会は、正副会長、会計、事務局員で構成する。

**第19条** 役員会は、会長が随時これを招集することができる。

**第20条** 役員会は、次の事項を執行する。

- ア. 学生総会、評議会で議決した事項
- イ. 本会活動の企画立案
- ウ. 緊急事項の処理、ただし、その後評議会の承認を得なければならない。
- エ. 教員との連絡協議
- オ. 部活動の連絡調査

**第21条** 会長は本会を代表し、会務を統理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

**第22条** 会計は3名で構成し、本会の経理事務を処理する。

**第23条** 事務局は広報部、審案部、書記部をもって構成する。

**第24条** 会長は、事務局員より局長1名を任命し、局長は、各部活動の統理に当る。

**第25条** 広報部は部員若干名（4名以内）で構成し、広報部部長を置く。

**第26条** 広報部は、次の事項を行う。

- ア. 機関紙等の発行
- イ. 活動状況の報告
- ウ. その他必要事項の広報

**第27条** 審案部は、文化部、体育部の代表を含めて部員若干名（4名以内）で構成し、審案部部長を置く。

**第28条** 審案部は次の事項を行う。

- ア. 学生会行事等の企画立案
- イ. その他必要事項の審案

**第29条** 書記部は部員若干名（3名以内）で構成し、書記部部長を置く。

**第30条** 書記部は次の事項を行う。

- ア. 総会、評議会、役員会等の議事の記録
- イ. 文書等の作成
- ウ. その他関係書類の整理等

**第31条** 役員会が必要と認めた場合、諮問機関として、専門委員会をおくことができる。

専門委員会の委員は、役員及び評議員より選出された委員（10名以内）をもって構成し、委員長は互選とする。ただし、評議会の承認により、会長から委嘱された者を加えることができる。

## 第6章 学級会

**第32条** 学級会は、各学年における学級の全学生をもって組織し、評議会から附託された事項について、具体案を審議する。

## 第7章 部委員会

**第33条** 部委員会は、各部より1名ずつ選出して構成し、部委員長が必要と認めた場合随時これを招集することができる。

**第34条** 部委員会は、部に関するすべての事項について審議する。

**第35条** 各部には、それぞれ顧問教員をおかななければならない。

## 第8章 監査委員会

**第36条** 監査委員会は、学級より選出された3名の委員をもって構成する。

**第37条** 監査委員会は、随時及び定時にすべての経理を監査する。

## 第9章 教員学生懇談会

**第41条** 教員と学生の連絡を密にし、学生会運営の円滑と学生会活動の充実を期することをもって目的とする。

**第42条** 教員学生懇談会は、校長、学生主事、関係教職員ならびに役員全員をもって構成する。

**第43条** 教員学生懇談会は、原則として各学期に1回開催し、校長ならびに会長が必要と認めた場合、臨時にこれを開催することができる。

## 第10章 経 理

**第44条** 本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

**第45条** 入会金は500円とし、入学時納入するものとする。

2 会員の会費は、1年6,000円とし、毎年4月に納入するものとする。

**第46条** 本会の予算原案は、役員会が作成、評議会を経た後、学生総会の承認を受けるものとする。

**第47条** 会計事務は役員会で行う。

**第48条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 会計についての細則は別に定める。

#### 附 則

この会則は、昭和38年4月1日から施行する。

）

(略)

）

#### 附 則

この会則は、昭和62年6月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

専攻科学生は該当しません。

## 鶴岡工業高等専門学校学生会基準

- 第1条** 本会の組織は、当分の間別表1のとおりとする。
- 第2条** 本会の各部に、顧問教員をおく。
- 第3条** 評議員は、学級ごとから各1名ずつと、各部ごとから各1名ずつを選出する。
- 第4条** 役員は、会長1名、副会長1名、会計3名、事務局員若干名（広報部4名以内、審案部4名以内、書記部3名以内）で構成し、評議員の互選によって選出する。
- 第5条** 一 会長は会務を統理し、この会を代表する。  
二 副会長は会長を助け、会長が事故あるときはその代理をする。  
三 事務局各部は会長を助けて、それぞれ、広報、審案、書記一般を行う。  
四 会計は会長を助けて、この会の経理事務を処理する。
- 第6条** 評議員及び役員は任期は1年とする。ただし、会長は重任することができない。評議員、副会長、会計及び事務局員は重任を妨げない。
- 第7条** 会議は、会長がこれを召集して、会長が議長となる。ただし、総会及び評議会の議長は役員以外から選出する。
- 第8条** 会議の助言、指導には学生主事が当る。
- 第9条** 総会は、少なくとも年1回開催して、次の事項を協議する。  
一 予算の決定  
二 決算の承認  
三 会則の変更  
四 その他必要な事項  
ただし、総会は、全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第10条** 評議会は、少なくとも年2回開催して、会の運営に関する重要事項を審議する。
- 第11条** 役員会は、会長、副会長、会計及び事務局員をもって構成し、

本会の事業運営に当たる。

**附 則**

この基準は、昭和38年4月1日から適用する。

）

（略）

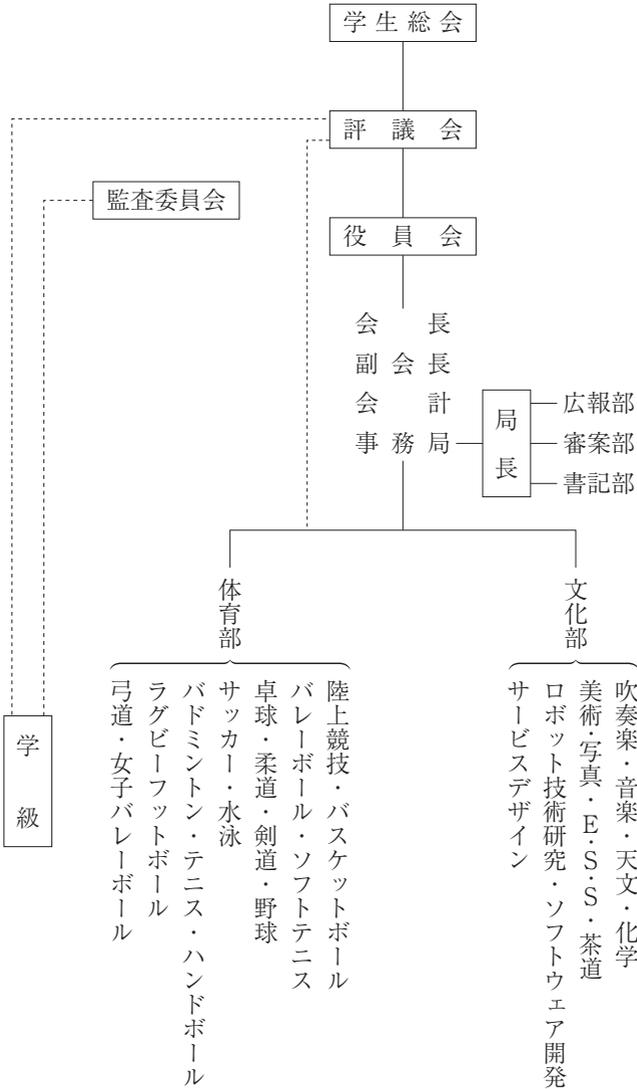
）

**附 則**

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

専攻科学生は該当しません。

学生会組織図



# 鶴岡工業高等専門学校学生会会計細則

## 第1章 総 則

**第1条** この細則は、鶴岡工業高等専門学校学生会会則第48条の2に基づいて定める。

**第2条** 会費は、本学生会則第45条に基づき毎年4月末日までに、本会に納入しなければならない。

2 既納の会費は、一切これを返却しない。

3 休学者の会費は徴収しない。また、復学にあたっては月割で徴収額を決定する。(年額/12×復学した日の属する月から次の納付時期前までの月数)

**第3条** 本会に寄付された金品は、評議会の承認を得て処理しなければならない。

**第4条** 本会の各部に、会計責任者を置く。会計責任者は、その部の会計を処理する。

2 各部は、役員会に部の会計責任者を通知しなければならない。

**第5条** 各学級に会計係を置く。会計係は、その学級の会計にあたる。

2 各学級は、役員会に学級の会計係を通知しなければならない。

## 第2章 予 算

**第6条** 予算は、次の手続きを経て成立する。

一 役員会は、年度当初各部より提出された予算請求書を基に、予算原案を作成する。

二 評議会は、予算原案を基に予算案を作成する。

三 予算案は、年度当初の総会において承認を得て成立する。

**第7条** 予算には、予期しがたい支出に備えるため、予備費として総額の1/20以上を計上するものとする。ただし、予備費の運用に際しては評議会の承認を得るものとする。

**第8条** 年度途中で廃止又は活動を停止した部の予算の残額は、予備費

に繰り入れるものとする。

**第9条** 合併又は分離した部の予算は、その年度中の合併又は分離以前の予算とする。

**第10条** 各部の物品を売り払うときは、顧問教員の同意を得て、役員会の承認を得なければならない。

### 第3章 購入

**第11条** 各部で物品を購入しようとするときは、各部の会計責任者が所定の物品購入請求書に品名及び金額を明らかにして、本会会計の承認を得なければならない。

**第12条** 各部が物品を購入しようとするときその予算を超える場合は、役員会を通して評議会の承認を得なければならない。

### 第4章 支出

**第13条** 各部は、物品を購入したときは、物品購入請求書に納品書及び請求書を添付して本会会計に提出しなければならない。

**第14条** 本会会計は、前条の書類審査をして適当と認めた場合は、請求書により支出しなければならない。

### 第5章 帳簿

**第15条** 本会会計及び各部は、次の帳簿を作成し常に予算の把握に努め支出に関する証拠書類を3年間保存しなければならない。

本会会計	会費徴収台帳, 出納簿, 物品管理簿, 予算差引簿
各部	予算差引簿, 物品管理簿

### 第6章 決算

**第16条** 本会会計及び各部は、3月末日までその年度の決算報告書を作成して、役員会に提出しなければならない。

**第17条** 役員会は、提出された決算報告書により本会の総決算書を作成し、評議会の審議を経て、学生総会に提出し承認を得なければならない。

### 附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

）

（略）

）

### 附 則

この細則は、昭和62年6月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

専攻科学生は該当しません。



# VI 学 寮

学

寮



## 鶴岡工業高等専門学校学寮規程

(趣旨)

**第1条** 鶴岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第48条第3項の規定に基づいて、本校における学寮の管理運営に必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るものとする。

(目的)

**第2条** 学寮は本校の課外教育施設であって、学生に規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成の成長を促し、本校の教育目標達成に資することを目的とする。

(施設の名称)

**第3条** 本校の学寮は、鶴鳴寮と称する。

(学寮生活の基本)

**第4条** 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規程及びこの規程に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛、啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(閉寮、開寮の時期)

**第5条** 学寮は、夏季、冬季及び学年末休業の開始日をもって閉寮し、休業の終了日から開寮する。ただし、事情のある場合はこれを変更することができる。

(入寮資格)

**第6条** 学寮は、本校学生を入寮させる。

(入寮命令・入寮免除)

**第7条** 第1学年及び第2学年の学生（女子を除く）は、校長が認めた場合を除き、学寮に入寮しなければならない。

2 第1学年及び第2学年の学生（女子を除く）で、健康上の理由その他特別の理由により、入寮の免除を受けようとする者は、連帯保証人連署のうえ入寮免除願（様式第1号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入寮願・許可)

**第8条** 女子学生又は第3学年以上の男子学生で、入寮を希望する者は、連帯保証人連署のうえ学校が指定する日までに入寮願(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

2 前項の入寮の願い出に対する許可は、1年毎にこれを行う。ただし年度途中における入寮の許可は当該年度の終わりまでとする。

3 入寮の許可は、毎年4月に寮務主事の選考に基づいて、校長が行う。ただし、教育指導上特に必要と認めた場合は年度の途中でも許可することがある。

(退寮願・許可)

**第9条** 寮生が退寮を希望する場合は、別に定める日までに退寮願(様式第3号)を校長に提出しその許可を受けなければならない。

2 退寮の許可は、毎月末とし、寮務主事を経て校長が行う。ただし、3月、8月及び12月は閉寮の日をもって許可する。

(退寮命令)

**第10条** 寮生が次の各号の一に該当する場合は、校長は退寮を命ずることがある。

- 一 3か月以上寄宿料又は第15条に規定する経費の納入を怠ったとき。
- 二 共同生活の秩序を乱す行為のあったとき。
- 三 疾病その他保健上の理由により共同生活に適しないと認めたとき。
- 四 その他管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。
- 五 教育指導上、自宅(下宿等)通学を認めたとき。

(在寮免除)

**第11条** 第1学年及び第2学年の寮生で、学則第21条の規定により休学を許可されたとき、及び学則第23条の規定により出席の停止を命ぜられたときは、その期間在寮を免除されたものとみなす。

(退寮時等の検査)

**第12条** 第9条及び第10条の規定により退寮する場合、並びに第11条の規定により在寮を免除された者は、退寮にあたって、居室その他居室に附属する設備等について、校長の指定する教職員の検査を受けなければならない。

(指導寮生等)

**第13条** 第1学年及び第2学年の寮生の生活を指導するために、指導寮生を置く。

2 指導寮生は、原則として、第3学年以上の寮生のなかから、寮務主事が選考し、校長が任命する。

3 学寮の生活規律を保持し、寮生相互の連絡を密にするため、寮生組織を置く。寮生組織については、寮生心得で定める。

(寄宿料)

**第14条** 寮生は、国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）に定める寄宿料を納付しなければならない。

2 納付済の寄宿料は、還付しない。

ただし、第9条又は第10条の規定により年度途中で退寮した者には、費用規則第11条第3項の規定により前納した寄宿料のうち、退寮の日の属する月の翌月以降の分を還付するものとする。

(諸経費)

**第15条** 学寮における寮生の食費、その他寮生の必要な経費は、寮生の負担とする。

2 前項の寮生の生活に必要な経費の額等については、別に定める。

(共同生活の自治)

**第16条** 寮生は、学寮設置の本旨に従い、学寮における共同生活を自主的に規律するために、校長の承認を得て、自治組織を作ることができる。

2 前項の組織の活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ学則、学生準則、この規程及びこの規程に基づく諸規程に違反しないものでなければならない。

3 第1項の組織を設けようとするときは、次に掲げる事項について、寮務主事を経て校長の承認を得なければならない。

一 名称

二 目的

### 三 規 約

#### 四 代表者及び役員

- 4 第1項の組織がその目的を逸脱し、又は第2項の規定に違反した場合は、これを解散させることができる。

(学寮生活の規律)

**第17条** 寮生は、別に定める寮生心得に基づいて行動しなければならない。

- 2 寮生が、門限外の外出、外泊、旅行、帰省等をする場合は、あらかじめ寮務主事に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 3 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。

(施設設備の使用)

**第18条** 寮生は居室、共同施設その他学寮の施設を使用するに際し、常に正常な状態で使用することに意を用いなければならない。

- 2 学寮の施設設備の使用については、別に定める。

**第19条** 寮生以外の学生は、学寮の施設を使用してはならない。ただしあらかじめ、寮務主事を経て校長が許可した場合は、この限りではない。

(防災安全)

**第20条** 寮生は、火災その他、災害の防止について、常に注意するとともに、学校の行う防災訓練その他の措置については、学校の指示に従い積極的に協力しなければならない。

- 2 火気の使用は、指定の場所で行わなければならない。

- 3 寮生が、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに寮務係、寮監又は宿日直者にその旨を報告して、以後その指示に従って行動しなければならない。

(保健衛生)

**第21条** 寮生は、常に衛生に留意し、健康の維持増進に努めなければならない。

- 2 寮務主事は、必要があると認めるときは、健康診断、予防接種又は療養を命ずることができる。

(環境の整備)

**第22条** 寮生は、寮内外の清掃を実施し、清潔整頓を旨として快適な環境の保持に努めなければならない。

(管理点検)

**第23条** 学寮の管理及び点検のため必要がある場合は、関係教職員は寮生の居室に入室することができる。

(懇談会の開催)

**第24条** 教職員と寮生相互の理解を深め、学寮生活の向上を図るため、寮務主事は随時に懇談会を開催するものとする。

(雑則)

**第25条** この規程の実施について必要な事項は、校長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

）

(略)

）

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

入 寮 免 除 願

担任教員

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース

学 籍 番 号 番 (令和 年度入学)

氏 名

連帯保証人氏名

下記理由により入寮を免除して下さるよう連帯保証人連署をもって  
お願いします。

記

1. 入寮免除を必要とする理由

2. 入寮免除の期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(備考) 病気の場合は、医師の診断書を求めることがあります。

(様式第2号)

入 寮 願

担任・指導教員

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース

学 籍 番 号 番 (令和 年度入学)

氏 名

連帯保証人

氏 名

住 所

下記理由により入寮したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

入寮を許可された場合は、学寮規程、寮生心得その他諸規則を守り、退寮後も在寮中に生じた一切の義務及び債務について責任をもって履行することを連帯保証人連署をもって誓います。

記

1. 入寮を希望する理由

2. 入寮希望月日 令和 年 月 日

(様式第3号)

退 寮 願

担任・指導教員

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科 年 組・コース

学籍番号 番 (令和 年度入学)

氏 名

連帯保証人氏名

下記理由により退寮したいので、ご許可くださるよう連帯保証人連署をもってお願いします。

記

1. 退寮を希望する理由

2. 退 寮 月 日 令和 年 月 日

3. 転 出 先 住所

氏名

該当事項を○で囲む (自宅, 下宿, アパート)

(備考) 1. この退寮願の提出にあたっては、事前に保護者より担任又は指導教員に直接連絡の上提出すること。

2. 病気の場合は医師の診断書を求めることがあります。

# 鶴岡工業高等専門学校寮生心得

## 1. 目的

学生集団にふさわしい規律ある団体生活をとおして、常に学園生活への適応を図りつつ人格陶冶に励み、友情、互助、寛容等の精神を養い、社会の一員として自ら判断し、行動する能力を培い将来にわたる人間形成の成長を促すために、鶴岡工業高等専門学校寮生心得（以下「寮生心得」という。）を定める。

## 2. 諸規則の遵守義務

鶴岡工業高等専門学校学寮に入寮を許可された学生（以下「寮生」という。）は、本校学生準則及び学寮規程のほか、この寮生心得を守り、寮生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

## 3. 生活の規範について

- (1) 学寮が高専教育を推進する教育的施設であることを自覚し、学校の指導監督のもとに、自らの責任をもって常に日課を守り規律正しい生活をおくり、学業成績の向上に努めるとともに、課外活動を積極的に行うこと。
- (2) 自立の精神を重んじて、他人の迷惑にならないように心がけること。
- (3) 常に礼儀を重んじ、長幼の序をわきまえ、長上先輩を敬うこと。
- (4) 常に質素、清潔、整頓、端正を旨とし、特に健康には留意すること。
- (5) 友愛の精神を重んじ、相互扶助に努めること。
- (6) 公共物と私物とを問わずこれを大切にすること。
- (7) 飲酒、喫煙、暴力、喧嘩、いじめ、口論及び賭博的行為などの非行はしないこと。又これに付随する器具を寮内に持ち込まないこと。
- (8) 男子寮、女子寮相互の異性の立ち入りはできない。なお、管理棟内に女子寮生が立ち入りできる区域については別に定める。

## 4. 日課について

- (1) 別表1に定める日課表をよく守り、規律正しい団体生活を営むことに努力すること。
- (2) 日課についての解説、及び点呼の要領については、別に定める。

- (3) 健康状態その他の理由で日課表によりがたい場合は、寮監又は寮母若しくは宿日直教員に申し出ること。

## 5. 退寮について

寮生が退寮を希望する場合は、その月の25日まで、ただし、3月、8月、及び12月は閉寮の日の5日前までに退寮願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

## 6. 寮生組織について

- (1) 学寮の生活規律を保持し、寮生相互の連絡を密にするため、次の役員を置く。

イ. 寮長          各寮          1名

その寮を統括するために寮長を置く。寮長は全寮制寮においてはその寮を担当する指導寮生の互選により、高学年寮においてはその寮の寮生の互選によって選出する。

ロ. 階長          各階          1名（高学年寮のみ）

その階の寮生を掌理し寮長との連絡にあたるために、階長を置く。階長はその寮の寮長が指名する。

ハ. 室長          各室          1名（全寮制寮のみ）

その室の寮生を掌理し寮長との連絡にあたるために、室長を置く。室長はその寮の寮長が指名する。

- (2) 日課の進行にあたるために週番を置く。  
(3) イ、ロ、ハに掲げる役員等の職務の内容詳細その他については、別に定める。

## 7. 学習について

- (1) 学習時間帯は居室外に出ることをさしひかえ、周囲の迷惑になることをしないで学習に専念すること。  
(2) 学習時間帯にやむを得ず居室を離れるときは、廊下等の歩行その他に十分配慮すること。  
(3) 寮生で消灯後も学習する場合は、自習室を使用すること。ただし、翌日の健康を考慮し午前2時までとする。  
(4) 定期試験開始日の10日前から2時消灯、試験開始前日より自主消灯を実施する。ただし、規律が乱れ、その目的を逸脱した場合は中止す

ることがある。

## 8. 食事について

- (1) 食事はすべて食堂で行うこと。ただし、病気その他やむを得ない理由により寮監又は寮母若しくは宿日直教員が医務室又は居室での食事を認めた場合は、この限りでない。
- (2) 食堂は日課に定める食事時間に開扉し、終了と同時に閉扉する。
- (3) 食堂には、ねまき、パジャマ類又は汚れた服装で出入りしないこと。
- (4) 補食の調理は、補食室で23時までに行うこと。
- (5) 特別食（病人食、弁当食）を必要とするときは特別食カード（様式第8号）を寮務係に提出すること。
- (6) その他食事に関する要領は、別に定める。

## 9. 消灯について

- (1) 居室、廊下等（定時消灯区域）は、定められた時間に一斉消灯する。
- (2) 消灯後は一切の雑談をやめ、十分な睡眠をとるように心がけること。

## 10. 電話について

- (1) 学習時間帯の電話の呼び出しは、緊急用件以外は取り次ぎをしないので、家庭、知人等に周知しておくこと。

## 11. 郵便物・宅配便について

- (1) 寮生の郵便物、書留便、宅配便は、平日8時30分から17時までは寮務係で、それ以外の時間帯は寮監室で受け取る。書留便、宅配便を受領する際は、受領簿に押印又はサインすること。
- (2) 郵便物（書留、国際郵便等を含む）の発送は、直接寮務係に申し出ること。
- (3) 宅配便の発送は完全荷造りをして寮務係に申し出ること。

## 12. 所持品について

- (1) 寮生各自の所持品には、必ず記名すること。
- (2) 貴重品の取り扱いには特に配慮すること。現金等の貴重品は、フリーボックスに預けるか銀行預金をすること。
- (3) 各自の所持品が紛失、盗難等にあった場合は、ただちに紛失届（様式第9号）を寮監室に提出すること。また、物品を拾得した場合も届け出ること。

- (4) 居室外に各自の所持品を放置しないこと。放置されている物品は、環境美化、紛失予防のうえから寮務係で保管する。
- (5) 寮内で使用できる物品は、別に定める。ただしその使用に際し許可が必要な物品については、器物使用許可願（様式第4号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。

### 13. 閉寮日・開寮日の帰省・帰寮について

- (1) 寮生は閉寮日の10時迄に帰省し、開寮日の13時以降20時20分までに帰寮すること。ただし、閉寮の時間は都合により変更することがある。

### 14. 残寮について

- (1) 閉寮期間中に卒業研究、集中講義、その他特別な事由により残寮を学校が認めた場合、残寮希望者は別途指定する調査への回答により申請を行い、寮務主事の許可を受けること。残寮の期間及び宿泊場所は別途指定する。なお、留学生は、閉寮にかかわらず残寮することができる。

### 15. 寮棟の開扉閉扉について

- (1) 平日は寮生が登校後各寮棟を閉扉し、12時50分に開扉する。1校時が休講である場合も必ず登校すること。
- (2) 私物の忘れ物、その他軽微な理由では開扉しない。その日の入用品については、登校時に十分点検すること。ただし、授業で利用する物品等が必要な場合など、緊急の用がある場合は、担任等を通じて寮監に申し出ること。

### 16. 門限、外出及び外泊について

- (1) 門限は20時20分とする。
- (2) 平日の放課時刻から門限まで及び土曜、日曜、休日の朝食終了から門限までは、自由に外出を認める。
- (3) 門限をはさみ又は門限以降に外出する場合は、自由時間外外出許可願（様式第1号）を提出し、寮監又は、宿日直教員を経て寮務主事の許可を受けて外出し、22時50分迄に帰寮すること。
- (4) 外泊しようとするときは、外泊許可願・給食欠食届（様式第2号）を提出し、寮監を経て寮務主事の許可を受けること。ただし、土日、連休、臨時休業等で帰省等による寮生の大多数の外泊が予想される場

合は、寮務係の指示により別に定める様式により一括提出することができる。

- (5) 外泊して夕点呼（20時30分）後に帰寮する場合は、帰寮後直ちに宿直教員に連絡すること。
- (6) 外出又は外泊先で事故等があった場合又は帰寮予定日時を変更する場合は、速やかに宿日直教員又は寮監若しくは寮母に連絡し、帰寮後直ちにその細部について報告すること。
- (7) 無届で時間外外出、外泊及び帰省した場合は、退寮させることがある。

## 17. 面会者について

- (1) 寮生への面会は、父兄、外来者、本校の通学生を問わず寮監（宿日直教員）に申し出て、面会者名簿に記入ののちラウンジ又は指定された場所で行うこと。
- (2) 寮生以外のものを学寮に宿泊させてはならない。ただし、緊急やむを得ない理由による場合は、本校の学生に限り寮務主事が許可することがある。

## 18. 健康管理及び保健衛生について

- (1) 身体に異常を認めた場合は、ただちに寮監又は寮母若しくは宿日直教員に申し出ること。
- (2) 緊急薬品は常時医務室にあるので、薬品を必要とする寮生は寮監又は寮母若しくは宿日直教員に申し出ること。
- (3) 欠席、欠課、早退あるいは遅刻して休養を必要とする寮生は、寮監又は寮母若しくは宿日直教員に申し出た後、指示により医務室で休養すること。ただし、平日の登校後放課後迄の時間以外は、寮監又は寮母若しくは宿日直教員に申し出て各自の居室で休養するのはさしつかえない。
- (4) 衣類等の洗濯は、各階洗面所又は洗濯室で表示されている注意事項を熟読し行うこと。
- (5) 入浴は、各浴場に表示されている注意事項を遵守して行うこと。
- (6) 就寝起床は規則正しく行い、寝具の整頓を心がけるとともに日光消毒を励行すること。

## 19. 環境の美化について

- (1) 清掃は定められた時間内に毎日励行し、環境の美化に努めること。
- (2) 清掃は、居室は各人個々に、その他の箇所は別に定める組合せ表により、輪番で行うこと。
- (3) 春季、秋季、居室換え及び帰省時には大掃除を実施すること。
- (4) 清掃の要領は、別に定める。

## 20. 施設設備の使用・保全及び災害防止について

- (1) 寮内の施設・設備は常に丁寧に取り扱い、保全に留意し、必要箇所に表示する注意書をよく遵守して使用しなければならない。また施設設備に工作を加えたり、みだりにその位置を移動したり、居室内に学習上必要と認めるもの以外の貼紙をしないこと。
- (2) 万一施設・設備に支障が生じたり、紛失、破損した場合は、施設・設備借用器物（破損紛失）届（様式第7号）を寮務係に提出すること。
- (3) 寮内の施設設備に故意又は過失によって損失を与えた場合は、弁償させる場合がある。
- (4) 寮生には、居室、学習机及びロッカーの鍵を貸与する。手洗い等瞬時留守にする場合を除き、たとえ寮内にいる場合でも居室を留守にする時は居室、学習机、ロッカーとも必ず施錠すること。また閉寮による帰省、居室換え、退寮の際は、貸与されている鍵を寮務係に返却すること。
- (5) 火気の使用については、学校で設置した器具の使用及び12の(5)で学校が認めた器具以外は、寮内に持ち込まないこと。
- (6) 談話室等の施設・設備を集会等で使用する場合、また寮内の器物を借用したい場合は器物借用許可願（様式第5号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。

## 21. 団体運営について

寮生会その他寮内の団体は寮監と常に緊密な連絡をとって運営し、決議事項及び実施予定事項は寮務主事及び寮監に報告し、明朗な運営をはかるように努めなければならない。

## 22. 集会について

- (1) 寮生個人若しくは寮生を会員とする団体が寮内で集会を開く場合

は、集会・器物借用許可願（様式第5号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。

- (2) 寮務主事が許可した場合のほかは、寮生以外の者が参加して寮内で集会を開くことを認めない。

### **23. 校外団体参加について**

本校の寮生が学生準則第31条により校外団体参加願を提出し許可された場合は、許可書の写しを添えて校外団体に参加した旨を寮監に届けること。

### **24. 印刷物の配布及び販売について**

- (1) 寮生個人若しくは寮生を会員とする団体が、寮生を対象として印刷物の配布及び販売を行う場合は、印刷物（配布、販売）許可願（様式第6号）を提出し、寮務主事の許可を受けること。
- (2) (1)に定める以外の寮内における印刷物の配布及び販売は認めない。

### **25. 掲示について**

- (1) 寮生個人若しくは寮生を会員とする団体が、寮生を対象として、ビラ、ポスター等を寮内に掲示しようとするときは、当該掲示物を提示し、寮監を経て寮務主事の許可を受け、学校で指定する寮内の掲示板に掲示すること。
- (2) (1)に定める以外の寮内におけるビラ、ポスター等の掲示は認めない。

### **26. その他**

- (1) 寮生に対する連絡は、緊急の場合を除きすべて寮内の学校掲示板により連絡するので常に留意すること。
- (2) 寮生は、寮務係の指示により入寮後2週間以内に転居先から住民登録を異動し、退寮後2週間以内に転居先へ異動すること。
- (3) 寮生は、この心得に定める以外の事項については寮務主事及び寮監の指示に従うこと。

**附 則**

この心得は、昭和45年4月1日から施行する。

）

（略）

）

**附 則**

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

## 日 課 表

事 項	時刻・時間帯	備 考
起 床	● 7:00	
朝 点 呼	● 7:10	
朝 の 体 操	7:10～7:30	1年男子は朝点呼を兼ね体操を行う (前期:月～金曜日, 休日はなし)
洗面・清掃	7:15～8:00	
朝 食	7:30～8:20	
登 校	● 8:20	
昼 食	11:40～12:35	
夕 食	17:20～18:40	
入 浴	17:00～21:30	男子 女子 1・2年生(第1浴場) 女子寮 3・4・5年生(第2浴場)
門 限	20:20	
夕 点 呼	●20:30	
自 習 時 間	20:00～21:30	
静粛自習時間	21:30～23:00	
夜 点 呼	22:30	女子寮生のみ
就 寝	23:30	
消 灯	24:00	

● : チャイムの鳴る時刻

# 鶴岡工業高等専門学校学寮会計内規

施行 平成20年3月31日

(全部改正)

最終改正 平成30年1月5日

鶴岡工業高等専門学校学寮会計内規（昭和44年4月1日制定）の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** 鶴岡工業高等専門学校学寮規程第15条第2項に基づき、本校の学寮に入寮した学生（以下「寮生」という。）の生活に必要な経費の額等について規定するため、この内規を定める。

(定義)

**第2条** この内規において、寮生の生活に必要な経費とは、給食費及び寮費をいう。

2 前項の寮費は、入寮費、運営費及び冷暖房費に区分する。

(給食費)

**第3条** 給食費は、給食業務委託契約に定めるところにより、受託業者が徴収し、管理する。

(寮費の額及び徴収等)

**第4条** 寮費の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する寮費の額の改定に当たっては、寮務委員会の議を経て、校長の承認を必要とするものとする。

3 寮費は、独立行政法人国立高等専門学校機構本部に収納を委任する。徴収した寮費及び出納簿は、財務係において管理する。

(学寮会計)

**第5条** 寮費に関する学寮の会計（以下「学寮会計」という。）は、本校の会計から区分して経理する。

2 学寮会計は、独立行政法人国立高等専門学校機構預り金取扱規則その他関連する規則等により適正に管理するものとする。

(寮費の支出)

**第6条** 寮費は、すべて所定の様式に必要事項を記載し、事務部長を経て財務係に請求し、支出するものとする。

(会計監査)

**第7条** 学寮会計は、毎年1回定期的に監査を受けなければならない。  
2 前項の規定に関わらず、寮務委員会は、学寮会計に関して随時監査を行うことができる。

(寮費の使途)

**第8条** 寮費の使途については、次のとおりとする。

- 一 入寮費は、寮生の使用する食器類の購入及び更新の費用その他入寮に際して必要な物品の購入に充てる。
- 二 運営費は、寮生の日常生活を維持するために必要な光熱水料、その他の経費に充てる。
- 三 冷暖房費は、寮生の冷暖房に要する経費に充てる。

(寮費の徴収月及び基準)

**第9条** 寮費の徴収月及び基準は次のとおりとする。

- 一 入寮費は、入寮日の属する月に徴収する。ただし、以前に在寮したことのある学生で、再度入寮を許可された学生は、徴収しないものとする。
- 二 運営費及び冷暖房費は、4月から9月までの分は4月に、10月から翌年3月までの分は10月に徴収する。なお、在寮日数の多少にかかわらず、別表に定める月額を徴収することとする。ただし、7月分と8月分及び2月分と3月分はそれぞれ合わせて1ヶ月分とする。

(寮費の返付)

**第10条** 退寮した場合は、退寮の日の属する月の翌月以降の分の納付済の運営費及び冷暖房費を返付する。入寮費は返付しない。

(徴収の免除)

**第11条** 許可を受けて、疾病その他特別の事由により休学等をする者が、1日も在寮しない月の寮費等については、その月に限り徴収を免除することができる。なお、納付済の寮費については返付する。

(雑則)

**第12条** この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成24年2月22日から施行し、平成24年度から適用する。

**附 則**

この内規は、平成30年1月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、別表の冷暖房費の金額は、平成30年4月から平成31年3月までの期間は月額2,700円（年10ヶ月分徴収）とする。

別表

項 目	金 額
入 寮 費	3,000円
運 営 費	月額 9,500円 (年10ヶ月分徴収)
冷暖房費	月額 3,000円 (年10ヶ月分徴収)

## 鶴岡工業高等専門学校寮生会会則

(総則)

**第1条** 本会は、鶴岡工業高等専門学校寮生会と称する。

2 組織図は当分の間別表1のとおりとする。

**第2条** 本会は、寮生各自の向上と相互の親睦をはかり、併せて自治精神の発揚により明朗なる寮生活をおくることを目的とする。

**第3条** 本会は、鶴岡工業高等専門学校寮生全員をもって組織する。

(機関)

**第4条** 本会の目的達成のため次の機関をおく。

一 寮生総会

二 役員会

三 委員会

**第5条** 寮生総会は、少なくとも年2回開催することを原則とする。

**第6条** 役員会は、会長、副会長および委員長をもって構成し、必要に応じて開催することができる。

2 役員会は、寮務主事の指導のもとに寮生会の指導にあたるものとする。

**第7条** 委員会は、委員長ならびに委員をもって構成し、必要に応じて開催することができる。

**第8条** 寮生総会ならびに役員会は、会長が招集し、委員会は委員長が招集する。

(役員)

**第9条** 本会に次の役員をおきそれぞれ次の職務を行うものとする。

一 会長 1名 会務の統理

二 副会長 1名 会長の補佐

三 総務委員長 1名 総務に関すること

総務副委員長 2名 委員長の補佐

四 文化委員長 1名 文化行事ならびに文化用具の管理に関すること

〃 副委員長 2名 委員長の補佐

- 五 体育委員長 1名 体育行事ならびに体育用具の管理に関すること  
    〃 副委員長 2名 委員長の補佐
- 六 厚生委員長 1名 保健活動ならびに環境整備に関すること  
    〃 副委員長 2名 委員長の補佐
- 七 会計委員長 1名 会計事務に関すること  
    〃 副委員長 2名 委員長の補佐
- 八 監査委員 2名 会計監査に関すること

2 前項に掲げる役員は、寮生全員の選挙によって選出する。

**第10条** 総務，文化，体育，厚生，会計の各部門に委員若干名をおく。

2 前項に掲げる委員は，委員長の推せんにより会長が任命する。

**第11条** 第9条ならびに前条に掲げる役員と委員の任期は，4月から翌年3月までの1年間とする。

(経理)

**第12条** 本会の経費は，入会金，会費，その他の収入をもってこれにあてる。

**第13条** 入会金は300円とし，入寮時に納入するものとする。

2 会員の会費は年額2,400円とし，4月中に納入するものとする。

ただし後期入寮するものにあつては，年額の2分の1に相当する額を納入するものとする。既納の会費は一切これを返却しない。

**第14条** この会則は，総会の決議により変更することができる。ただし総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立し，議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

#### 附 則

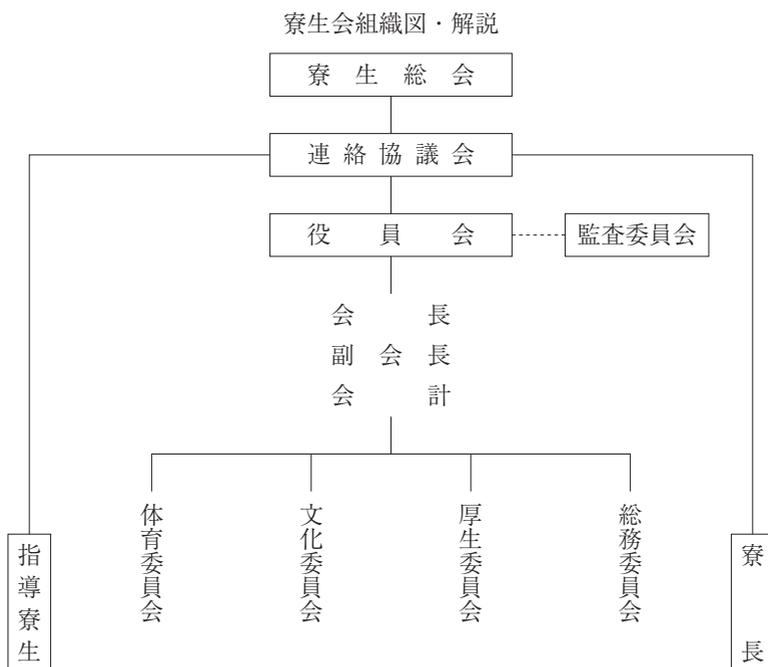
この会則は，昭和47年4月1日から施行する。

(略)

#### 附 則

この会則は，平成3年4月1日から施行する。

別表 1



【解説】

寮生総会	寮生全員で構成される最高の議決機関
連絡協議会	指導寮生，寮生会役員，寮長で構成された執行機関
役員会	寮生会役員（正副会長，会計，各委員会の正副委員長）で構成する。寮生会活動の企画立案にあたる。



## Ⅶ 卒業後の資格



## 卒業後の資格

本校卒業者の主な工業関係技術者等の資格については、次の通りです。

資格	取得受験資格等（関係法令）
第2種電気主任技術者	本校創造工学科電気・電子コースにおいて、通商産業省令52号第7条1項各号の科目を修めて卒業し、その後5年以上電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用に従事した者（電気事業法44条、通商産業省令52号）
第3種電気主任技術者	本校創造工学科電気・電子コースにおいて、通商産業省令52号第7条1項各号の科目を修めて卒業し、その後2年以上電圧500ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用に従事した者（電気事業法44条、通商産業省令52号）
第1種ボイラー・タービン主任技術者	創造工学科機械コースを卒業し、電気工作物に限る発電用の設備に8年以上（内、圧力5880キロパスカル以上の発電用の設備に4年以上）の実務経験を有する者（同上）
第2種ボイラー・タービン主任技術者	創造工学科機械コースを卒業し、最高使用圧力が18キロパスカル以上のもののボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備の発電用の設備に4年以上の実務経験を有する者（同上）
甲種危険物取扱主任者	化学に関する学科もしくは課程を修めて卒業した者（消防法13条の3第4項）（受験資格）
火薬類製造保安責任者	本校で物質工学に関する学科を専修して卒業した者（火薬類取締法施行規則第77条）（受験科目一部免除）
3級自動車整備士	高等専門学校で機械に関する学科において所定の課程を修めて卒業した後、6カ月以上の実務経験を有する者（自動車整備士技能検定規則第19条）

資 格	取 得 受 験 資 格 等 (関係法令)
建設機械施工 技士（1級）	高等専門学校を卒業した後、受験しようとする種目に関し、指導監督の実務経験1年以上を含む5年以上の実務経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（建設業法施行令第27条の5第1項2号、施工技術検定規則第1条）
毒物劇物 取扱責任者	創造工学科化学・生物コースを卒業した者は、製造業、販売業等の施設から届出をすれば、毒物劇物取扱責任者となれる。
その他の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学編入試験を受ける資格（学校教育法第122条）</li> <li>• 電気工作物検査官の資格（電気事業法施行令第25条2）創造工学科機械コース、電気・電子コースを卒業後、4年以上電気工作物の工事、維持及び運用に関する行政事務に従事した者。</li> </ul>

## VIII 諸 手 続



## 諸手続き一覧

### 1. 交付を受けるもの

種 類	本 科	専攻科	担当係	時 期	備 考
学 生 証	○	○	教務係	4 月	48頁参照 (紛失した場合は直ちに学生証再交付願を提出すること)
在 学 証 明 書	○	○	〃	必要時	2日前までに 申し込むこと
学業成績証明書	○	○	〃	〃	〃
卒業(見込)証明書	○	×	〃	〃	〃
修了(見込)証明書	○	○	〃	〃	〃
通 学 証 明 書	○	○	学生係	〃	1日前までに 申し込むこと
学生運賃割引証	○	○	〃	〃	〃
在 寮 証 明 書	○	×	寮務係	〃	2日前までに 申し込むこと

### 2. 届出をするもの (用紙は担当係に用意してある)

種 類	本 科	専攻科	担当係	時 期	備 考
保 証 人 変 更 届	○	○	教務係	その都度	
住 居 変 更 届	○	○	〃	〃	
欠 席 届	○	×	〃	事前に	病気のために1 週間以上欠席す るときは診断書 を添付すること
欠課・遅刻・早退届	○	×	〃	〃	
旅 行 届	○	×	学生係	その都度	
運転免許取得届	○	×	〃	〃	
帰 寮 届	○	×	寮務係	〃	外泊(帰省)時
紛 失 届	○	×	〃	〃	私物紛失時
施設・設備借用器物 (破 損 紛 失) 届	○	×	〃	〃	

### 3. 願出をするもの（用紙は担当係に用意してある）

種 類	本 科	専攻科	担当係	時 期	備 考
休 学 願	○	○	教務係	その都度	病気のときは診断書を添付すること
復 学 願	○	○	〃	〃	〃
退 学 願	○	○	〃	〃	
忌 引 願	○	×	〃	〃	忌引の期間は父母7日 祖父母兄弟姉妹3日 曾祖父母・伯叔父母1日
単位追認試験受験願	○	×	〃	指定期日	担任(指導)教員を経て科目担当教員に提出のこと
学生団体結成願	○	○	学生係	その都度	団体の名称, 目的, 規約, 会員名簿を添付すること
校外行事・団体参加願	○	○	〃	〃	団体の規約, 目的等を添付すること
集会・行事許可願	○	○	〃	〃	1週間前までに提出のこと
印刷物(配布・販売)許可願	○	○	〃	〃	
施設・設備使用許可願	○	○	〃	〃	3日前までに提出のこと
アルバイト許可願	○	×	〃	〃	1週間前までに提出のこと
合 宿 願	○	×	〃	〃	〃
登山(キャンプ)許可願	○	×	〃	〃	
バイク運転免許受検許可願	○	×	〃	〃	
バイク通学許可願	○	○	〃	〃	
自動車通学許可願	○	○	〃	〃	本科は5年生の冬期間のみ
入 寮 免 除 願	○	×	寮務係	その都度	第1学年および第2学年
入 寮 願	○	×	〃	〃	
退 寮 願	○	×	〃	〃	

外給 泊食 許欠 可食 願届	○	×	〃	〃	2日前の正午までに提出のこと
自由 外出 時間 許可 願	○	×	〃	〃	
時間 外食 事願	○	×	〃	〃	
特別 食カ ード	○	×	〃	〃	
器物 使用 許可 願	○	×	〃	〃	
集会・ 器物 借用 許可 願	○	×	〃	〃	開催(借用)2日前に提出のこと
(寮生) 印刷 物 (配布・ 販売) 許可 願	○	×	〃	〃	

#### 4. 申請するもの

種 類	本 科	専攻科	担当係	時 期	備 考
入 学 料 免 除 書 申 請	○	○	学生係	指定期日	
入 学 料 徴 収 猶 予 書 申 請	○	○	〃	〃	
授 業 料 免 除 書 申 請	○	○	〃	〃	
授 業 料 徴 収 猶 予 書 申 請	○	○	〃	〃	
授 業 料 月 割 分 納 書 申 請	○	○	〃	〃	

#### 5. そ の 他

- (1) 学生証を紛失した場合は教務係に届け出ること。
- (2) 改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに教務係に届け出ること。
- (3) 印刷物を配布又は販売しようとするときは、印刷物2部を添えて許可願を提出すること。

アルバイト許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科	年	組・コース
氏 名(自筆)		
保護者氏名(自筆)		

アルバイトについて、下記のとおりご許可くださるよう保護者連署のうえお願いします。

記

アルバイト先名称			
アルバイト先住所			
電 話 番 号			
職 種			
作 業 内 容			
期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
就 業 日 数 <small>※長期休業期間の場合に記入</small>	上記の期間中 日間	勤務曜日 月・火・水・木・金・土・日	
勤 務 時 間	時 分～ 時 分	1日	時間
給 与	日額	円, 時給	円
アルバイト中の 本人の住所			

注1. この願は、担任・指導教員の許可を得て、アルバイトをする1週間前までに学生係に提出すること。

2. 氏名・保護者氏名はそれぞれ自筆で署名すること。

3. 許可を受けた場合、アルバイト中は許可証を常に携帯すること。

令和 年 月 日  
上記の願出について許可  
する。  
しない。

校 長	学生主事	副学生主事	担任・指導教員	寮務主事	寮 監	学生係記入欄
						懲 戒
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係	寮務係長	有・無
						欠点単位数
						単位

## アルバイト許可の条件

	授 業 期 間	長期休業期間（夏・冬・春）
1～3年生	許可しない	許可条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。</li> <li>1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>就業時間が6時から20時までの間であること。</li> <li>許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>車の運転を行うような業務（配送・代行等）でないこと。</li> <li>風俗営業（パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等）でないこと。</li> <li>合宿やスタートアップ期間など、学校・学寮に宿泊する期間でないこと。</li> </ul>
4・5年生	許可条件（平日） <ul style="list-style-type: none"> <li>就業時間が授業終了後から21時までの間であること（寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること）。</li> <li>週3日以内の就業であること。</li> <li>許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。</li> <li>車の運転を行うような業務（配送・代行等）でないこと。</li> <li>風俗営業（パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等）でないこと。</li> </ul>	許可条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>就業日数が休業期間の2/3を超えないこと。</li> <li>1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>就業時間が6時から22時までの間であること。</li> <li>許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>車の運転を行うような業務（配送・代行等）でないこと。</li> <li>風俗営業（パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等）でないこと。</li> <li>スタートアップ期間など、学寮に宿泊する場合は点呼時間前に必ず戻ること。</li> </ul>
	許可条件（土曜/日曜/祝日） <ul style="list-style-type: none"> <li>1日の就業時間が8時間を超えないこと。</li> <li>就業時間が6時から21時までの間であること（寮生の場合は点呼時間前に必ず帰寮すること）。</li> <li>許可願を提出した日から過去3ヶ月間に懲戒処分を受けていないこと。</li> <li>無断で残寮をした場合はアルバイト許可を取り消す。</li> <li>前回の定期試験で欠点単位が5単位以下であること。</li> <li>車の運転を行うような業務（配送・代行等）でないこと。</li> <li>風俗営業（パチンコ、ゲームセンター、バー、キャバレー、スナック等）でないこと。</li> </ul>	

※アルバイト許可願は、アルバイト開始の1週間前に学生係に提出すること。

※アルバイト先の商品等について、学校内での販売は行わないこと。

※保護者から要請書が提出され、担任を通じて学生主事（寮生の場合は合わせて寮務主事）が許可した場合は、上記の制限をゆるめて許可することがある。なお、学業を遂行する上での明確な目的、そのための必要額と必要な就業期間を明記することとする。

※国費外国人留学生及び政府派遣留学生については、原則としてアルバイトを許可しない。

合 宿 願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

部

顧問教員名

部長名

下記のとおり合宿を行いたいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1. 目的
2. 期間及日課表 自令和 年 月 日至令和 年 月 日  
日課表 (別紙)
3. 合宿場所
4. 個人負担額
5. 合宿参加者名 人数 名 (別紙)

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。				
校長	学生主事	顧問教員		
事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学生係

バイク運転免許受検許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科	コース	年
氏 名(自筆)		
保護者氏名(自筆)		

下記のとおり受講受検したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 取得する免許の種類	
2 目 的	
3 期 日	令和 年 月 日から
4 自動車学校名 (または受検場所)	

(許可条件)

免許証取得後は

- (1) すみやかに「運転免許取得届」を提出すること。
- (2) 通学のための運転をすること。
- (3) 交通規則を守ること。
- (4) 学級担任・指導教員の指導に従うこと。
- (5) 保護者氏名は自筆の署名のこと。

担任・指導教員

㊟

令和 年 月 日 上記の願出について許可 する。 しない。						
校 長	学生主事	事務部長	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係

学生主事	担任又は 指導教員	学生課長	課長補佐	学生係長	学 生 係
------	--------------	------	------	------	-------

運 転 免 許 取 得 届

令和      年      月      日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

創造工学科	コース	年
氏      名		

下記により運転免許を取得しましたので、お届けします。

記

1	免 許 の 種 類	
2	取 得 年 月 日	令和      年      月      日
3	現在までの取得免許の種類	
	免 許 の 種 類	取 得 年 月 日
		令和      年      月      日
		令和      年      月      日
		令和      年      月      日

バイク通学許可願

令和 年 月 日

鶴岡工業高等専門学校長 殿

学科名(コース)	創造工学科	コース	年
氏名			
現住所			
連帯保証人氏名		本人との続柄	
連帯保証人現住所			

下記のとおりバイク通学をしたいので連帯保証人連署のうえ許可をお願いします。許可を受けた後は交通規則を守り、かつ校則や許可条件に違反することのないよう誓います。

記

バイク通学を必要とする理由						
通学期間	月から	月まで	自賠責保険(強制)の期間	自至	年	月 日
メーカー名及び排気量		cc	任意自動車保険の金額・期間			
登録番号	(例)鶴岡市あ1234		対人	万円	自至	年 月 日
車体番号	(例)TS90-123456		対物	万円	自至	年 月 日
免許取得年月日	年	月	日	搭乗者	万円	自至 年 月 日

バイク通学許可条件

- 1) 任意保険（対人保険5,000万円以上）に加入し、保険証書の写しを提出すること。
- 2) 排気量50 cc 以下（通学距離が15 km以上で認められた場合は、125 cc 以下）であること。
- 3) 許可条件に違反した場合は許可を取り消されることがある。
- 4) その他

担任・指導教員

㊞

令和 年 月 日					
上記の願出について許可					する。 しない。
校長	学生主事	学生課長	課長補佐	学生係長	学生係



## Ⅸ 附 録

学校納付金一覧

教 員 一 覧

校舎等の配置図



## 学校納付金一覧

授 業 料 等 (本科・専攻科)

種 類	金 額	納 期	担当係	備 考
入 学 料	84,600円	入学手続時	財 務 係	
授業料前期分	117,300円	4 月 中	〃	
〃 後期分	117,300円	10 月 中	〃	
寄 宿 料	{複数人居室 月700円 個 室 月800円	4月(6ヵ月分) 10月(6ヵ月分)	〃	寮生のみ

そ の 他

種 類	金 額	納 期	担当係	備 考
学生会入会金	500円	入 学 時	学 生 係	
学 生 会 費	年額 6,000円	4 月 中	〃	
入 寮 費	3,000円	入 寮 時	寮 務 係	寮生のみ
寮生会入会金	300円	入 寮 時	〃	〃
寮 生 会 費	年額 2,400円	4 月 中	〃	〃
寮 費	月額 9,500円	4月(5ヵ月分) 10月(5ヵ月分)	〃	〃
給 食 費	日額 1,130円	毎 月	給食委託業者	〃
冷 暖 房 費	月額 3,000円	4月(5ヵ月分) 10月(5ヵ月分)	寮 務 係	〃

※専攻科学生については、学生会関係経費は該当しません。

## 令和2年度 教員一覧

校 長	高 橋 幸 司
-----	---------

### 主事・主事補

教務主事・副校長 (総務・教務担当)	学生主事・副校長 (学生担当)	寮務主事・副校長 (寮務担当)
神 田 和 也	小野寺 良 二	山 田 充 昭
副教務主事	副学生主事	副寮務主事
森 永 隆 志	保 科 紳 一 郎	宝 賀 剛
教務主事補	学生主事補	寮務主事補
菅 野 智 城	阿 部 秀 樹	田 阪 文 規
和 田 真 人	木 村 太 郎	佐々木 裕 之
森 谷 克 彦	荒 船 博 之	三 村 泰 成
金 帝 演	松 浦 由 美 子	久 保 響 子

### 専攻科長・コース長

専攻科長 副校長(専攻科担当)	機械・制御コース長	電気電子・情報コース長	応用化学コース長
渡 部 誠 二	宍 戸 道 明	宝 賀 剛	佐 藤 司

### コース長・グループ長

コース・グループ	氏 名
基盤教育グループ	田 邊 英 一 郎
機 械 コ ー ス	竹 村 学
電気・電子コース	大 西 宏 昌
情 報 コ ー ス	宍 戸 道 明
化学・生物コース	佐 藤 司

### センター長・室長

職 名	氏 名
地域連携センター長・副校長 (研究・地域連携担当)	上 條 利 夫
総合メディアセンター長	ザ ビ ル
保健センター長	薄 葉 祐 子
教育研究技術支援センター長	瀬 川 透
国際交流支援室長	神 田 和 也

### 学級担任

学 年	1 組	2 組	3 組	4 組
1 年	上 松 和 弘	田 阪 文 規	松 橋 将 太	丹 生 直 子

学 年	機械コース	電気・電子コース	情報コース	化学・生物コース
2 年	岩 岡 伸 之	佐 藤 淳	高 橋 聡	森 永 隆 志
	野々村 和 晃	本 間 浩 二	三 浦 崇	阿 部 秀 樹
3 年	矢 吹 益 久	内 山 潔	中 山 敏 男	久 保 響 子
4 年	荒 船 博 之	夕 ン	金 帝 演	上 條 利 夫
5 年	竹 村 学	大 西 宏 昌	宍 戸 道 明	佐 藤 司
	和 田 真 人	高 橋 淳	ザ ビ ル	松 浦 由 美 子

グループ・コース別

基盤教育グループ

一般科目

ダイヤルイン 0235-25

職名	氏名	授業担当科目(下線の科目は専攻科授業科目)	電話
教授	澤 祥	地理, 日本事情	9141
准教授	山田 充昭	地域コミュニティ学, 総合工学Ⅰ・Ⅲ, 歴史Ⅰ・Ⅱ, <u>日本学特論</u>	9140
准教授	薄葉 祐子	地域コミュニティ学, 総合工学Ⅱ・Ⅳ, 政治・経済, 日本事情, <u>地域政策論</u>	9472
教授	上松 和弘	数学Ⅰ・Ⅱ, <u>応用代数</u>	9214
准教授	野々村 和晃	数学Ⅲ・Ⅵ, 応用数学Ⅱ	9152
准教授	田阪 文規	数学Ⅰ・Ⅱ・Ⅵ, <u>応用解析特論</u>	9154
准教授	木村 太郎	数学Ⅴ・Ⅵ, 応用数学Ⅱ	9155
准教授	三浦 崇	数学Ⅲ・Ⅴ	9144
教授	本間 浩二	保健・体育Ⅰ・Ⅱ	9164
助教	松橋 将太	保健・体育Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ	9166
助教	森木 三穂	国語Ⅰ	9415
准教授	田邊 英一郎	英語Ⅱ・Ⅴ, 語学演習	9160
准教授	阿部 秀樹	英語Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ, 語学演習, <u>総合実践英語Ⅰ</u>	9156
准教授	菅野 智城	英語Ⅰ・Ⅳ, 語学演習, <u>総合実践英語Ⅱ</u>	9161
助教	丹生 直子	英語Ⅱ・Ⅴ・Ⅶ, 英語表現法	9137

※下線は専攻科科目

一般科目

職名	氏 名	授 業 担 当 科 目
非 常 勤 講 師	齋 藤 和 久	倫理
	鈴 木 新	数学Ⅳ
	前 田 浩 美	物理Ⅰ・Ⅱ
	飯 島 政 雄	化学Ⅱ
	門 脇 博 子	音楽
	今 野 安 健	美術
	柿 崎 忍	保健・体育Ⅱ
	松 坂 涉	保健・体育Ⅴ
	板 垣 悦 子	国語Ⅱ
	有 地 智 枝 子	国語Ⅲ
	長谷川 佐知子	英語Ⅰ，日本語Ⅰ
	富 樫 恵	英語Ⅲ，日本語Ⅱ
	Paul Hopkins	英語Ⅰ・Ⅲ
	佐 藤 伸 浩	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ

グループ・コース別

機械コース

ダイヤルイン 0235-25

職名	氏名	授業担当科目(下線の科目は専攻科授業科目)	電話
教授	本橋元	機械力学Ⅰ・Ⅱ, 工学実験・実習Ⅳ, 機械設計製図Ⅱ, 専攻科実験, <u>応用機構学</u> , <u>基礎工業力学</u>	9201
教授	吉木宏之	物理Ⅱ, 応用物理Ⅰ・Ⅱ, <u>物理学特論</u>	9146
教授	小野寺良二	工業力学, 工学実験・実習Ⅳ, 制御工学, 実践的デザイン工学実習, 専攻科実験	9043
准教授	竹村学	情報リテラシー, 情報処理Ⅰ・Ⅱ, 工学実験・実習Ⅲ, 数値解析, <u>システム計画学</u>	9048
准教授	五十嵐幸徳	材料学Ⅰ, 工学実験・実習Ⅲ, 機械要素設計, デザイン工学, 機械設計製図Ⅰ, <u>材料設計学</u>	9056
准教授	佐々木裕之	機械製図, 機械設計製図Ⅰ, マイコン制御, 工学実験・実習Ⅳ, メカトロニクス, 機械工学概論, 専攻科実験	9039
准教授	矢吹益久	創造基礎実習, 機械製図, 熱力学, 熱力学演習, <u>創造工学実習</u> , <u>流体機械</u>	9256
准教授	荒船博之	総合工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ, 工学実験・実習Ⅲ, 材料学Ⅱ, 工業英語, 精密加工学, エネルギー変換工学, アドバンステクノロジー	9054
准教授	和田真人	工学実験・実習Ⅱ・Ⅲ, 生産加工学, 生産工学, 材料力学Ⅰ, 専攻科実験	9037
講師	岩岡伸之	物理Ⅰ・Ⅱ, 応用物理Ⅱ, 数理科学, 専攻科実験	9084
助教	今野健一	工学実験・実習Ⅰ, 水力学, 機構学, 電子回路, ロボット機構学	9049

※下線は専攻科科目

グループ・コース別

電気・電子コース

ダイヤルイン 0235-25

職名	氏名	授業担当科目(下線の科目は専攻科授業科目)	電話
教授	佐藤 淳	情報処理Ⅱ・Ⅲ, 計算機工学, デジタル信号処理, 工学実験・実習Ⅳ, デジタル回路, ネットワークシステム, ソフトウェア工学, <u>専攻科実験, 計算機システム, 集積回路設計</u>	9086
教授	高橋 淳	電気回路Ⅰ, 工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ, パワーエレクトロニクス, 制御工学, <u>専攻科実験</u>	9473
教授	内山 潔	工学実験・実習Ⅰ, 電気磁気学Ⅰ, 電子工学, 電気電子材料, アドバンスドテクノロジー, <u>数値計算, 固体物理学</u>	9097
教授	神田 和也	地域コミュニティ学, 電子回路, 電子回路演習, 電子回路設計, マイクロコンピュータ, <u>経営工学, センサ工学</u>	9095
教授	大西 宏昌	創造基礎実習, 物理Ⅰ・Ⅱ, 応用物理Ⅰ・Ⅱ, <u>工学実験・実習Ⅰ</u>	9145
准教授	保科 紳一郎	総合工学Ⅰ・Ⅲ, 電気磁気学Ⅱ, 工学実験・実習Ⅲ, 電気磁気学演習, 通信工学, <u>電磁気応用工学, 伝送システム工学</u>	9374
准教授	宝賀 剛	工学実験・実習Ⅲ, 情報通信, 電気電子製図, ネットワーク演習, 電気機器Ⅱ, 電気機器設計, <u>実践的デザイン工学実習, 創造工学実習</u>	9092
准教授	森谷 克彦	工学実験・実習Ⅱ, 電気機器Ⅰ, 電気電子計測, 電気回路, 高電圧工学, 発変電工学, <u>送配電工学</u>	9083
准教授	TRAN HUU THANG	総合工学Ⅱ・Ⅳ, プログラミング演習, 情報処理Ⅰ, 電気回路演習, 工学実験・実習Ⅳ, 工業英語, 電気応用, アドバンスドテクノロジー	9474
講師	正村 亮		9138
講師	石山 謙	応用数学Ⅰ, 工学実験・実習Ⅲ, デジタル信号処理	9168
助教	田中 勝	創造基礎実習, 電気回路Ⅱ, 工学実験・実習Ⅱ	9096

※下線は専攻科科目

グループ・コース別

情報コース

ダイヤルイン 0235-25

職名	氏名	授業担当科目(下線の科目は専攻科授業科目)	電話
教授	渡部 誠二	工学実験・実習Ⅰ・Ⅱ, 電気工学, 信号処理, <u>創造工学実習, 実践電気電子工学, 信号処理特論</u>	9067
教授	柳本 憲作	制御工学Ⅰ・Ⅱ, 工学実験・実習Ⅳ, システム制御, <u>音響工学, 制御工学特論</u>	9069
教授	Salahuddin Muhamad Salim Zabir	工学実験・実習Ⅲ, アルゴリズム演習, 実践情報処理, 情報ネットワーク, <u>アドバンステクノロジー</u>	9062
教授	穴戸 道明	機械・電気製図, 工学実験・実習Ⅱ・Ⅳ, 医療福祉機器工学, <u>実践的デザイン工学実習, 技術者倫理</u>	9078
教授	安田 新	工学実験・実習Ⅱ・Ⅲ, 論理回路, 電気工学演習, <u>レーザー応用計測</u>	9064
准教授	安齋 弘樹	工学実験・実習Ⅰ・Ⅲ, マイクロコンピュータ, 計測工学, 情報通信工学	9438
准教授	三村 泰成	材料力学Ⅱ, 機械・電気製図, 材料力学, 数値解析, 工学実験・実習Ⅳ, <u>応用コンピュータグラフィクス, 材料力学特論</u>	9079
准教授	金 帝演	創造基礎実習, プログラミング言語, 情報理論, 工学実験・実習Ⅳ, 画像処理	9038
助教	中山 敏男	工学実験・実習Ⅱ, 水力学, ロボット工学Ⅰ・Ⅱ, <u>創造工学実習, 制御工学特論</u>	9058
助教	高橋 聡	総合工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ, ハードウェア概論, ソフトウェア工学, 工学実験・実習Ⅲ, 電子回路	9087
嘱託教授	吉住 圭市	工学実験・実習Ⅰ, プログラミング演習, データ構造	9068

※下線は専攻科科目

グループ・コース別

化学・生物コース

ダイヤルイン 0235-25

職名	氏名	授業担当科目(下線の科目は専攻科授業科目)	電話
教授	瀬川 透	工学実験・実習Ⅱ・Ⅳ, 有機化学, 物質化学実験, 有機電子論, <u>創造工学実習</u> , <u>構造有機化学</u>	9117
教授	戸嶋 茂郎	化学Ⅱ, 無機化学, 物理化学, 工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ, 電気化学, <u>応用電気化学</u> , <u>専攻科実験</u>	9129
教授	森永 隆志	総合工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ, 工学実験・実習Ⅱ・Ⅳ, 物質化学実験, 機器分析, 有機材料化学, <u>専攻科実験</u> , <u>構造有機化学</u>	9121
教授	上條 利夫	工学実験・実習Ⅰ・Ⅳ, 分析化学, 物質化学実験, 材料化学, <u>専攻科実験</u>	9163
教授	佐藤 司	創造基礎実習, 工学実験・実習Ⅲ・Ⅳ, 物理化学, 材料化学, 材料工学実験, <u>アドバンステクノロジー</u> , <u>専攻科実験</u>	9114
准教授	南 淳	生物, 物質化学実験, 生物化学, 工学実験・実習Ⅳ, <u>専攻科実験</u> , <u>データ解析</u>	9136
准教授	斎藤 菜摘	化学Ⅰ, 工学実験・実習Ⅳ, <u>アドバンステクノロジー</u> , <u>専攻科実験</u> , <u>ゲノム工学</u>	9128
准教授	伊藤 滋啓		9119
准教授	小寺 喬之	工学実験・実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ, 化学工学, 無機化学, 計測制御, 材料工学実験, 無機材料化学, <u>創造工学実習</u> , <u>材料科学</u>	9471
助教	阿部 達雄	機器分析, 生物工学実験, 工学実験・実習Ⅳ, 環境とエネルギー, 工業英語, 地球環境科学, <u>専攻科実験</u> , <u>環境化学</u>	9439
助教	松浦 由美子	工学実験・実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ, 化学工学, 材料工学実験, <u>専攻科実験</u>	9130
助教	久保 響子	基礎生物学, 物質化学実験, 工業英語, 生物工学基礎, 生物工学実験, 工学実験・実習Ⅳ	9120

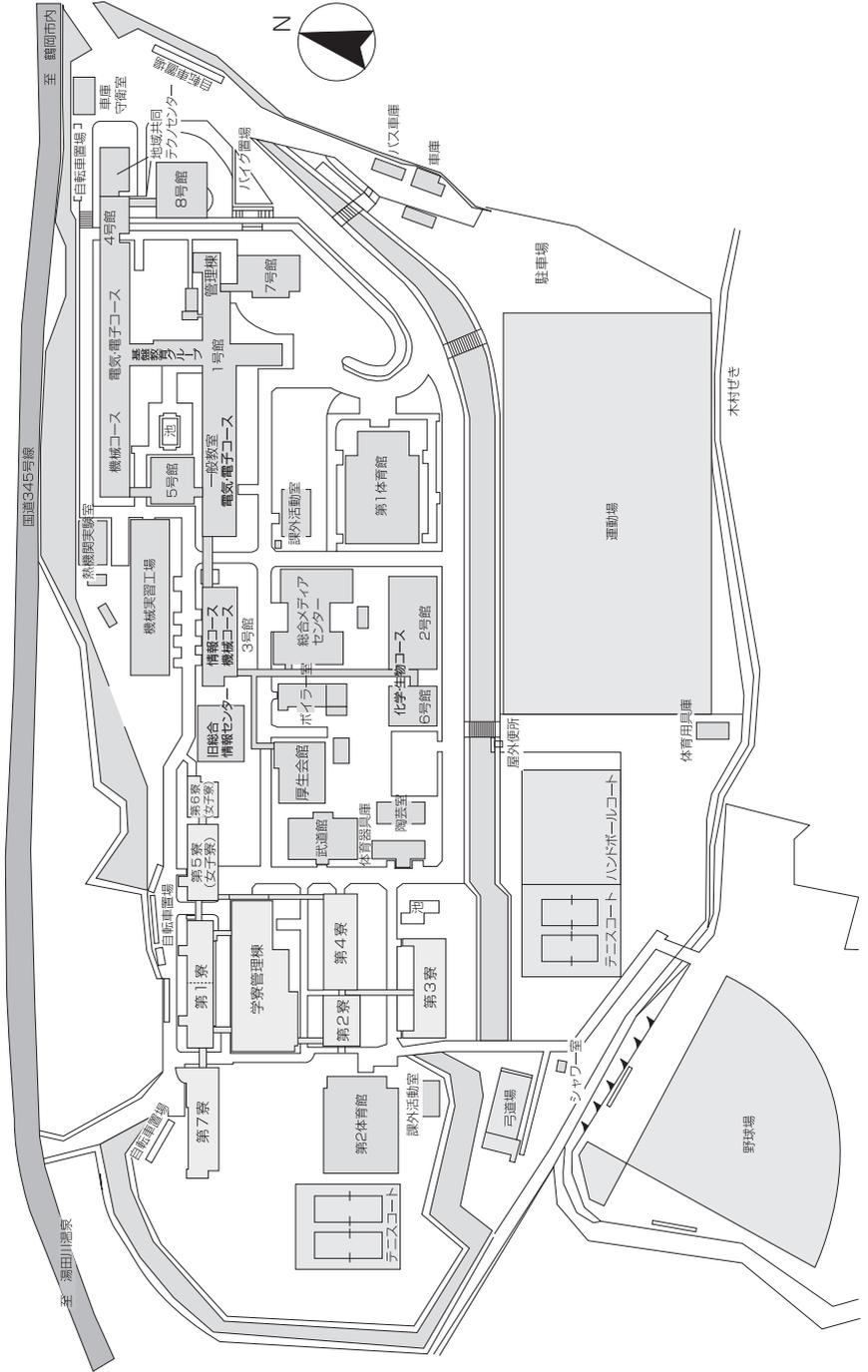
※下線は専攻科科目

## 専門科目

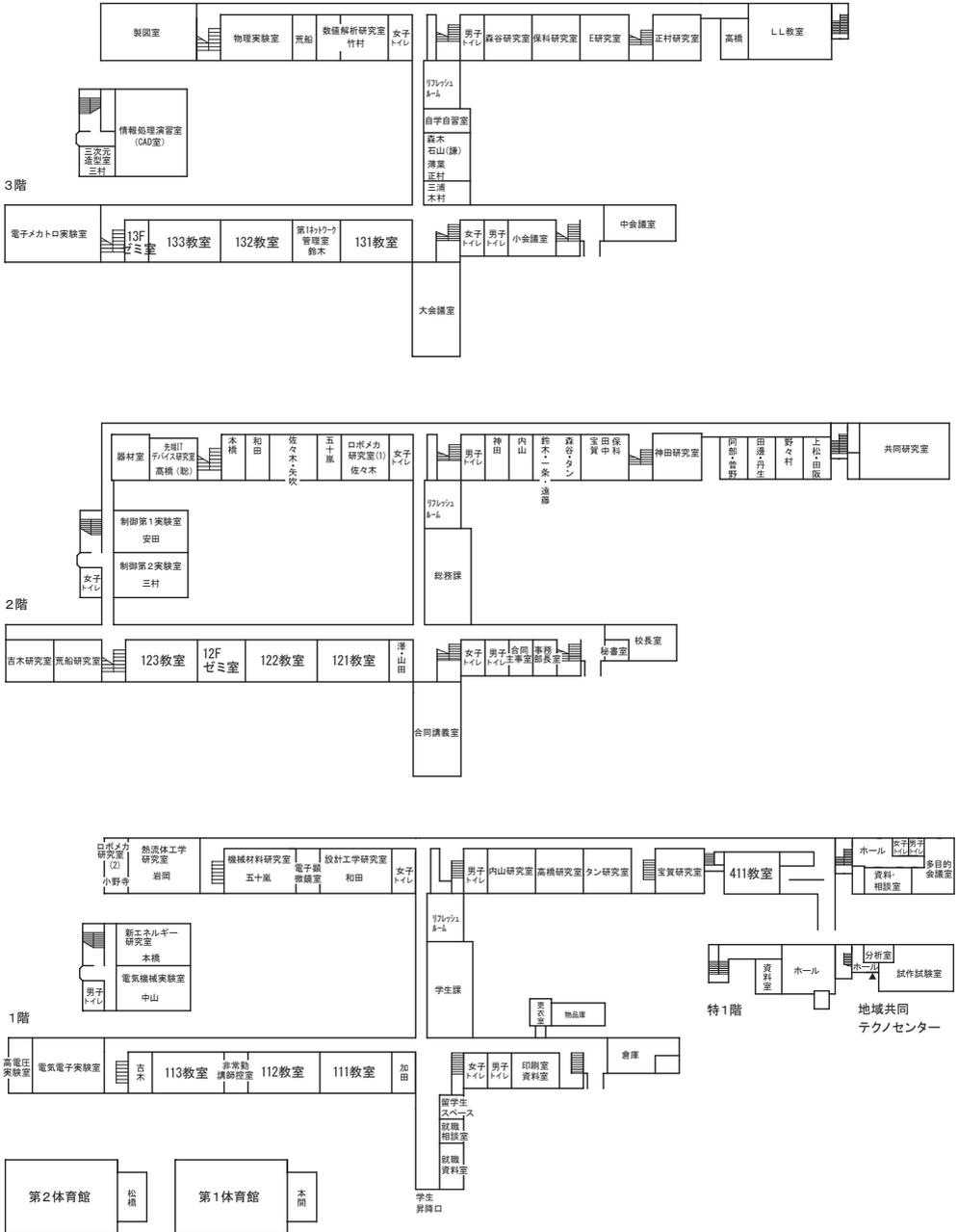
職名	氏 名	授 業 担 当 科 目
非	佐 藤 健 司	電気基礎 I・II, 工学実験・実習 II
	佐 藤 誉 範	情報処理
	長谷川 佐知子	工業英語
常	前 田 浩 美	応用物理 II
	鈴 木 徹	情報処理演習, 計算機実習
	笹 沼 恒 男	分子生物学
勤	佐 藤 秀 昭	工学実験・実習 II・III, 電気法規及び電気施設管理
	加 藤 康 志 郎	工学実験・実習 III
	白 野 啓 一	水力学演習, 工学実験・実習 IV
講	加 来 伸 夫	バイオテクノロジー
	松 浦 敏 行	工学実験・実習 I, 創造基礎実習
	飯 島 政 雄	生物工学実験, 生物物理化学
師	齋 藤 誠	<u>経営工学</u>
	松 木 英 敏	<u>総合技術論</u>
	澤 隆 雄	<u>総合技術論</u>
	齊 藤 茂	<u>総合技術論</u>

※下線は専攻科科目

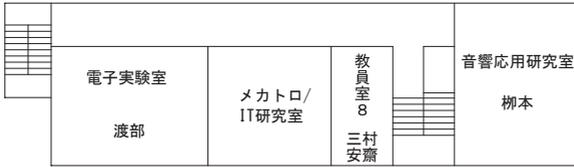
# 鶴岡工業高等専門学校 配置図



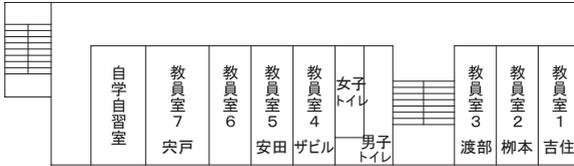
# 1・4号館(機械コース/電気・電子コース), 5号館(情報コース)



### 3号館 (情報コース)



3階



2階



1階

### 熱機関実験室



### 機械実習工場



## 2・6号館(化学・生物コース)

無機機能材料 研究室 森永	女子 トイレ	エレベーター		物質化学実験室Ⅱ	
有機機能材料 研究室 森永	準備室	本間		物質化学実験室Ⅰ	

4階

環境生態研究室 阿部(達)	男子 トイレ	エレベーター		合成有機 研究室 瀬川	高分子材料 研究室 佐藤(司)
化学工学研究室 松浦	準備室	技術職員室 伊藤(眞) 矢作 志村		リフレッシュ 石川 非常勤	分析化学研究室 上條

3階

生物工学 学生実験室  生物工学実験室 南	恒温 実験室	実低 験温 室	FTIR室	22Fゼミ室 女子 トイレ エレベーター		教員室1 森永	教員室2 伊藤(滋) 阿部(達)	教員室3 小寺 南	教員室7 松浦
	生物系 教員室	ゲノム 実験室	221教室			リフレッシュ ルーム	教員室5 上條	教員室4 瀬川	学科長室 佐藤(司)

2階

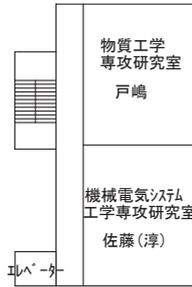
応用微生物 実験室	X線 回折室	動物 飼育室	(会議室) リフレッシュ ルーム 男子 トイレ エレベーター		一般化学・分析化学実験室		
	分析機器 実験室	CP/AAS室			211教室	玄関	天秤室

1階

# 7号館



4階



5階



1階



2階

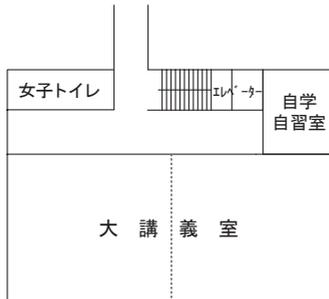


3階

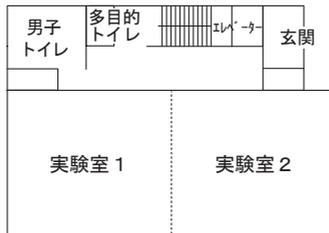
# 8号館



3階

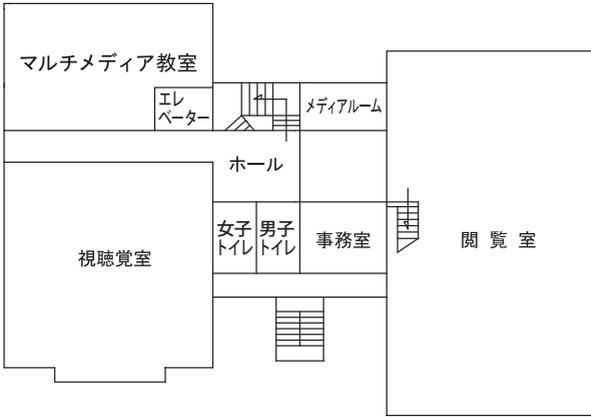


2階

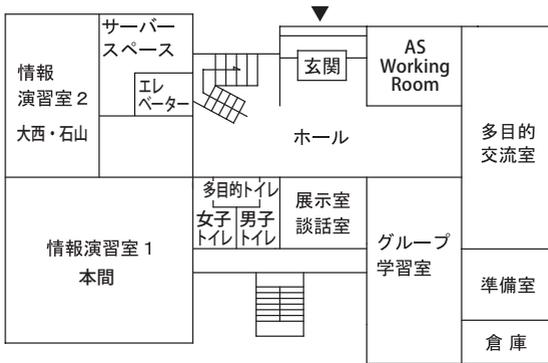


1階

## 総合メディアセンター



2階

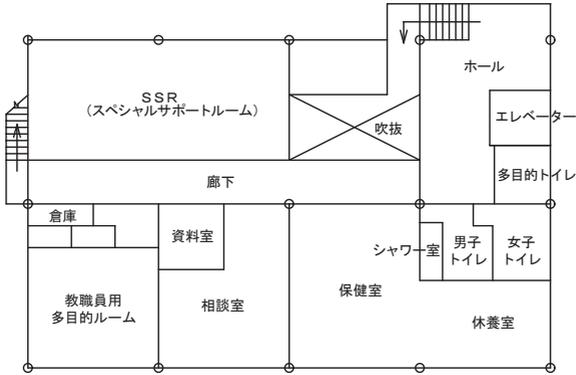


1階

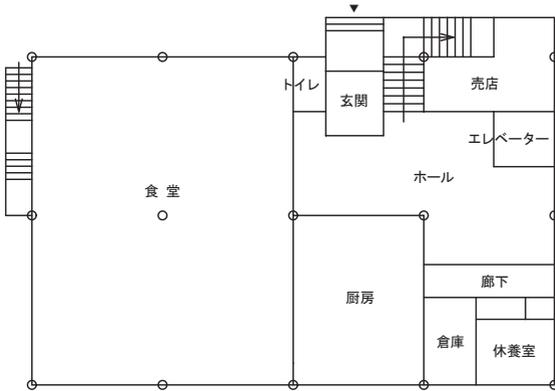
## 旧総合情報センター



# 厚生会館



2階



1階

令和2年4月1日

編集・発行 〒997-8511 鶴岡市井岡字沢田104

独立行政法人 国立高等専門学校機構

鶴岡工業高等専門学校

電話 0235(25)9025(学生課教務係)



創 造 工 学 科 生産システム工学専攻	第 学年	氏 名	
-------------------------	------	-----	--

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。